

家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画

計画段階配慮書

令和8年3月

ベスプラ株式会社

はじめに

ベスプラ株式会社（以下、「当社」という。）は、ベストトレーディング株式会社が本事業のために設立した新会社です。ベストトレーディング株式会社は、現在、神奈川県厚木市において混合容器（ペットボトル、缶、びん）や牛乳パックの再資源化処理を行うリサイクル事業を展開しています。

今回、横浜市泉区和泉町に新たなプラスチックリサイクルプラントを建設し、プラスチックの再商品化事業に参入する計画です。本事業の背景には、国家戦略でもある『自治体レベルでのサーキュラーエコノミー（循環経済）』推進の動きがあります。2022年に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）により、従来のプラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品も資源回収の対象に拡大されました。一方、現在の再生処理事業者の数は限られており、新たな処理能力の供給が急務となっています。こうした中、当社のような民間事業者が、制度に則りこの供給ギャップを埋める役割を担うことが期待されています。

また、横浜市では「ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画（横浜市一般廃棄物処理基本計画）」により、可燃ごみに含まれるプラスチックの量を2030年度までに2万トン削減（2022年度比）することを目指しています。しかし、現在、横浜市内にはプラスチック再商品化事業者が存在せず、当社はこの状況に着目し、再商品化処理を実施することで横浜市の施策を支える地域拠点としての役割を果たしていくことが本事業の目的です。

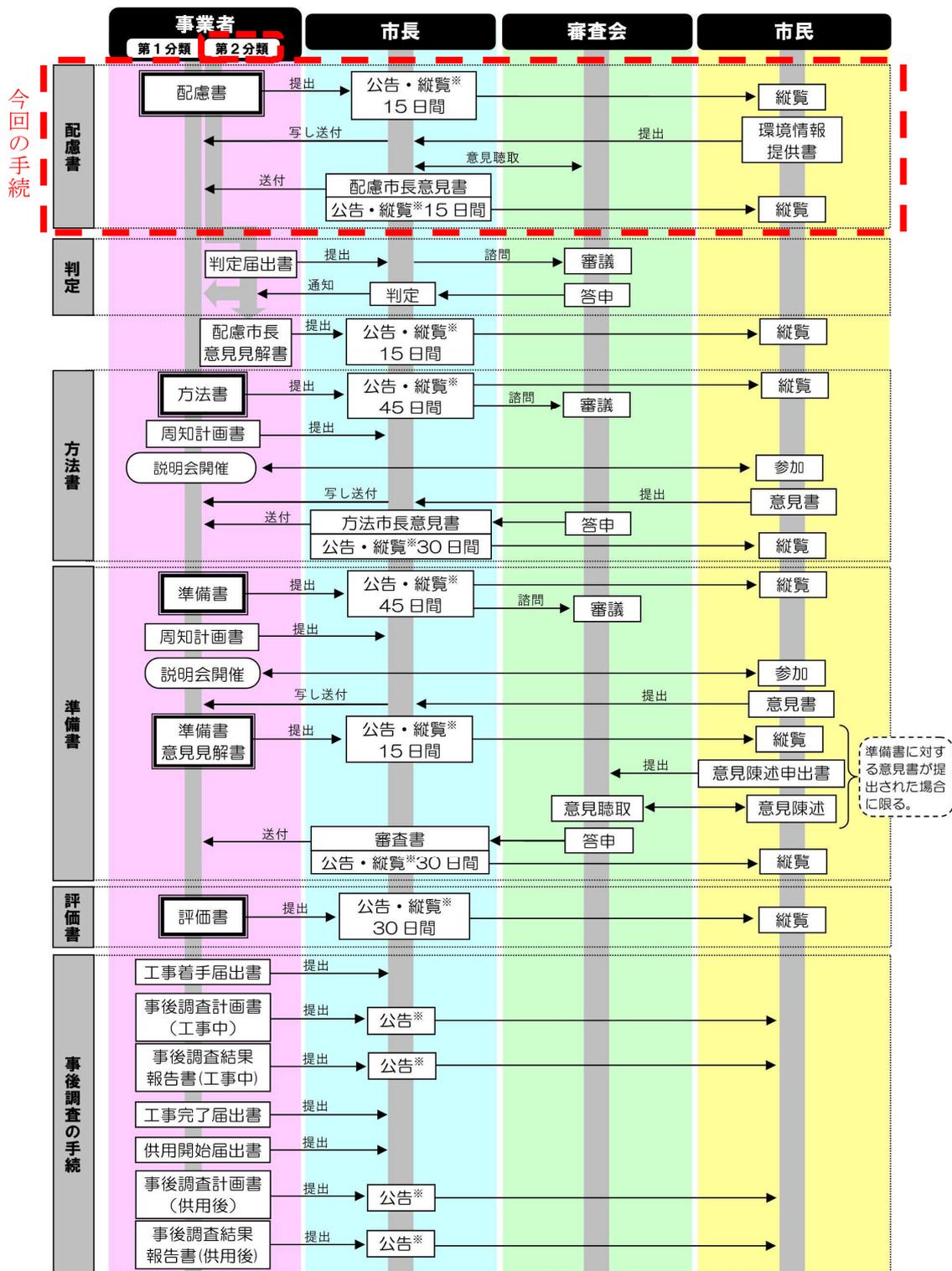
さらに、社会的意義として本事業は、再資源化率の向上、廃棄物の削減、障がい者雇用の推進、脱炭素化貢献等を通じて、SDGs目標12（つくる責任つかう責任）・13（気候変動に具体的な対策を）・17（パートナーシップで目標を達成しよう）等と高い整合性を持ちます。

新設を予定している施設の敷地面積は約8,077㎡となるため、「横浜市環境影響評価条例」の第2分類事業（廃棄物処理施設の建設）に該当することから、同条例第8条の規定に基づき、事業の計画段階における環境配慮事項等を記載した「計画段階配慮書」をとりまとめました。

今後、事業計画の策定、事業の実施にあたり、今般取りまとめた計画段階配慮事項を踏まえて環境に配慮した計画としつつ、循環型社会の構築への一助となるよう努力してまいります。

横浜市アセス条例のフロー図と配慮書の段階

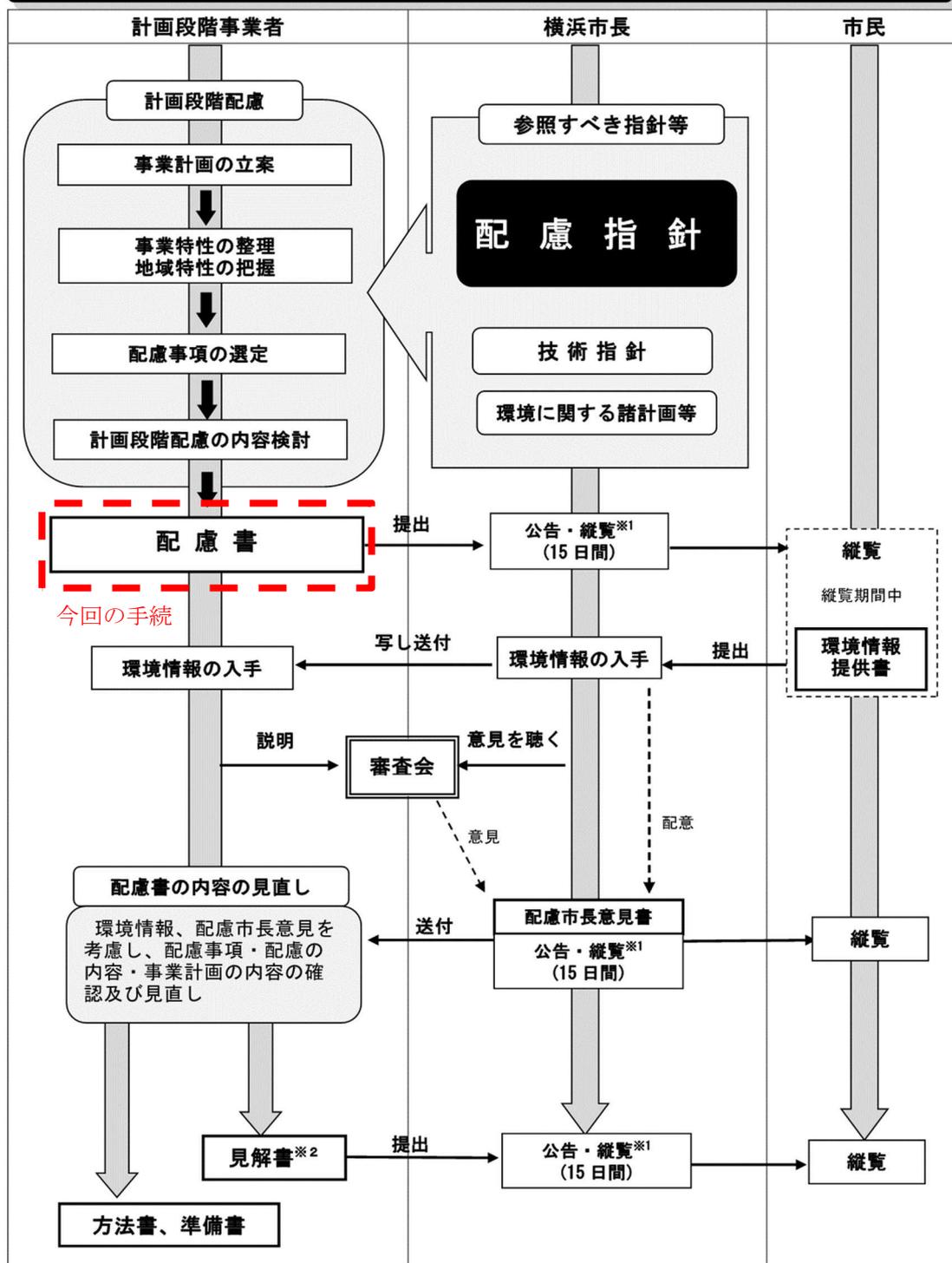
横浜市環境影響評価条例における対象事業の手続の流れ



資料：「横浜市環境影響評価条例の手続の流れ【手続フロー図】」
(令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ)

計画段階配慮の検討手順

資料 1 計画段階配慮の検討手順（概要）



※1 環境影響評価課及び計画区域が存在する区の区役所で縦覧を行うとともに、インターネットで公表します。

※2 条例第16条第1項第2号の措置をとられた第2分類事業を実施しようとする者が作成します。

資料：「横浜市環境配慮指針／資料編」（令和7年4月 横浜市）

【目 次】

第1章 事業計画の概要

1.1 事業計画の概要	1
1.2 事業の目的及び必要性	4
1.2.1 事業の目的	4
1.2.2 事業の必要性	4
1.3 事業計画の内容	4
1.3.1 計画地の位置及び面積等	4
1.3.2 土地利用計画	4
1.3.3 工場設備計画	6
1.3.4 水利用計画	10
1.3.5 建築計画	12
1.3.6 運転計画	12
1.3.7 緑化計画	15
1.3.8 搬出入車両計画	16
1.3.9 廃棄物処理計画	16
1.3.10 防災計画	16
1.3.11 施工計画	18
1.3.12 事業スケジュール	18
1.4 事業計画を立案した経緯	19
1.4.1 事業の背景及び計画立案の経緯	19
1.4.2 環境影響の回避・低減の考え方	20

第2章 地域の概況及び地域特性

2.1 調査対象地域の設定	21
2.2 地域の概況	22
2.2.1 気象の状況	22
2.2.2 地形、地質、地盤の状況	23
2.2.3 水循環の状況	27

2.2.4	植物、動物の状況	31
2.2.5	人口、産業の状況	38
2.2.6	土地利用の状況	40
2.2.7	交通、運輸の状況	43
2.2.8	公共施設等の状況	47
2.2.9	文化財等の状況	51
2.2.10	公害等の状況	53
2.2.11	災害の状況	66
2.2.12	法令等の状況	73
2.3	調査対象地域等の地域特性	75
第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容		79

第1章 事業計画の概要

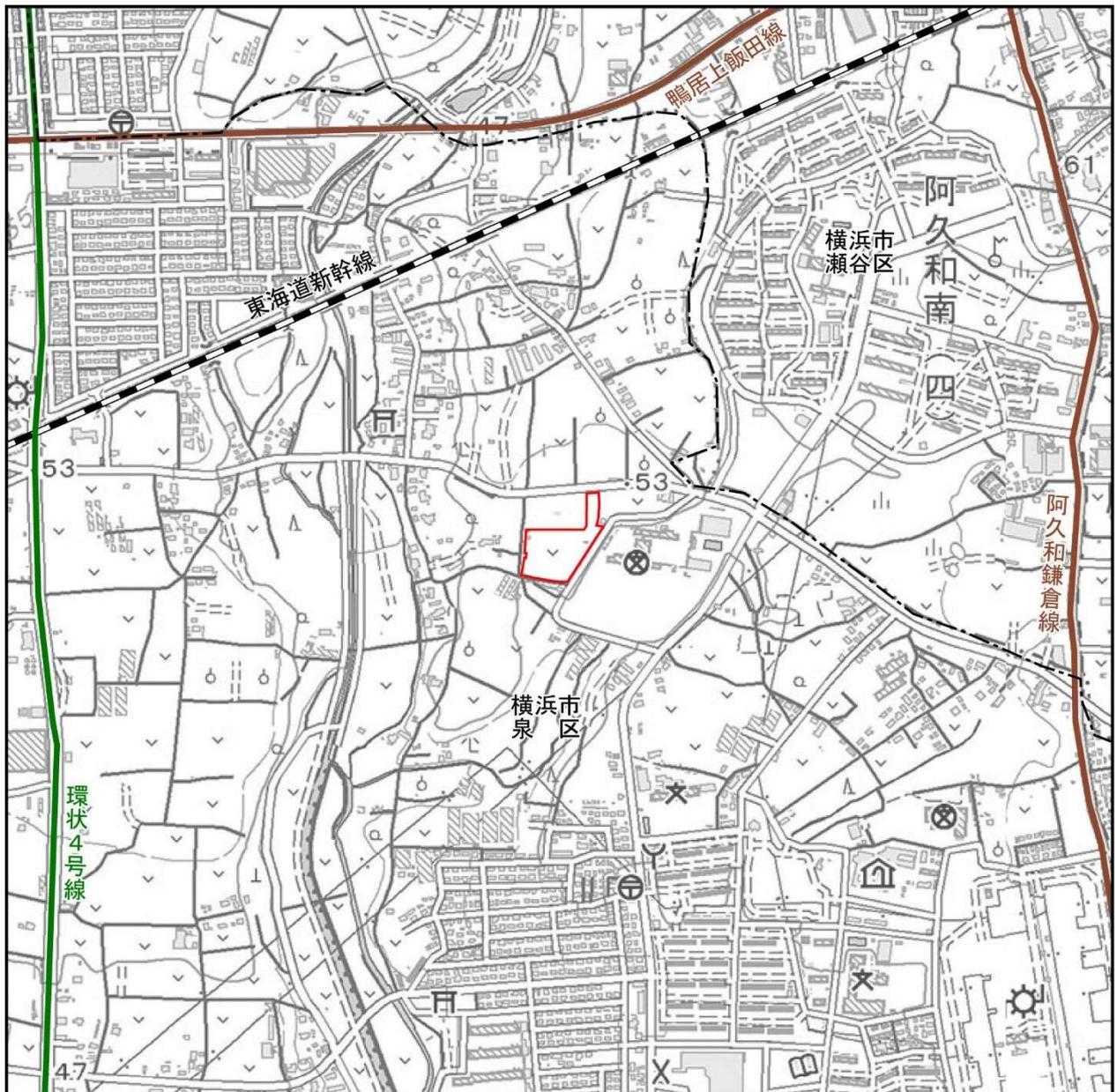
第1章 事業計画の概要

1.1 事業計画の概要

事業計画の概要は、表 1-1に示すとおりです。また、本事業の計画区域を図 1-1及び図 1-2に示します。

表 1-1 事業計画の概要

計画段階事業者の氏名及び住所	ベスプラ株式会社 代表取締役社長 堀内 継由 神奈川県厚木市金田1141-3
事業の名称	家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画
事業の種類、規模	廃棄物処理施設の建設（第2分類事業） （横浜市環境影響評価条例施行規則別表第1「6 廃棄物処理施設の建設(5) 廃棄物中間処理施設の新設の事業」） 敷地面積 約 8,077m ²
計画区域	横浜市泉区和泉町7055-1ほか（以下、「計画地」という）
事業計画に係る許可等の内容	<一般廃棄物処分業の許可> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項 <一般廃棄物処理施設の設置許可> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項 <都市計画審議会の議を経た位置の指定> 建築基準法第51条ただし書き <土地造成の許可> 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項
図書作成の受託者	八千代エンジニアリング株式会社 横浜センター センター長 増田 康弘 横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7



凡 例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
|  | 計画地 |  | 主要地方道
(都道府県道・指定市道) |
|  | 区境 |  | 一般都道府県道・指定市の
一般市道 |
| | |  | 東海道新幹線 |



1 : 10,000



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」「横浜西部」を使用したものである。

図 1-1 計画地位置図



© NTTインフラネット, DigitalGlobe Inc.

凡 例

- 計画地
- 区境



1 : 5, 000



図 1-2 計画地位置図（航空写真）

1.2 事業の目的及び必要性

1.2.1 事業の目的

本事業は、プラスチック資源を選別、破碎、圧縮及び減容し、再利用できる商品を生産する一般廃棄物中間処理施設を設置し、管理、運営することにより、循環型社会の構築に貢献することを目的とします。

1.2.2 事業の必要性

2022年に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）により、従来のプラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品も資源回収の対象に拡大されました。一方、現在の再生処理事業者の数は限られており、新たな処理能力の供給が急務となっています。

1.3 事業計画の内容

1.3.1 計画地の位置及び面積等

- ア 位置：横浜市泉区和泉町7055-1ほか
- イ 敷地面積：約 8,077m²
- ウ 建築面積：約 3,887m²（工場棟、事務所棟、排水調整施設、原材料保管庫）
- エ 都市計画区域：市街化調整区域

1.3.2 土地利用計画

計画地の土地利用計画は、表 1-2 及び図 1-3 に示すとおりです。

建築物は、工場棟、事務所棟、排水調整施設及び原材料保管庫を配置します。

また、計画地の北側に出入口を1カ所設け、搬出入車両等の待機用に大型車5台分程度の待機スペースを確保します。

表 1-2 土地利用計画

土地利用区分		面積	構成比
建築物	工場棟	約 3,296m ²	約 40.8%
	事務所棟	約 147m ²	約 1.8%
	排水調整施設	約 61m ²	約 0.8%
	原材料保管庫	約 383m ²	約 4.7%
	小計	約 3,887m ²	約 48.1%
緑地		約 863m ²	約 10.7%
駐車スペース、通路等		約 3,327m ²	約 41.2%
合計		約 8,077m ²	100.0%

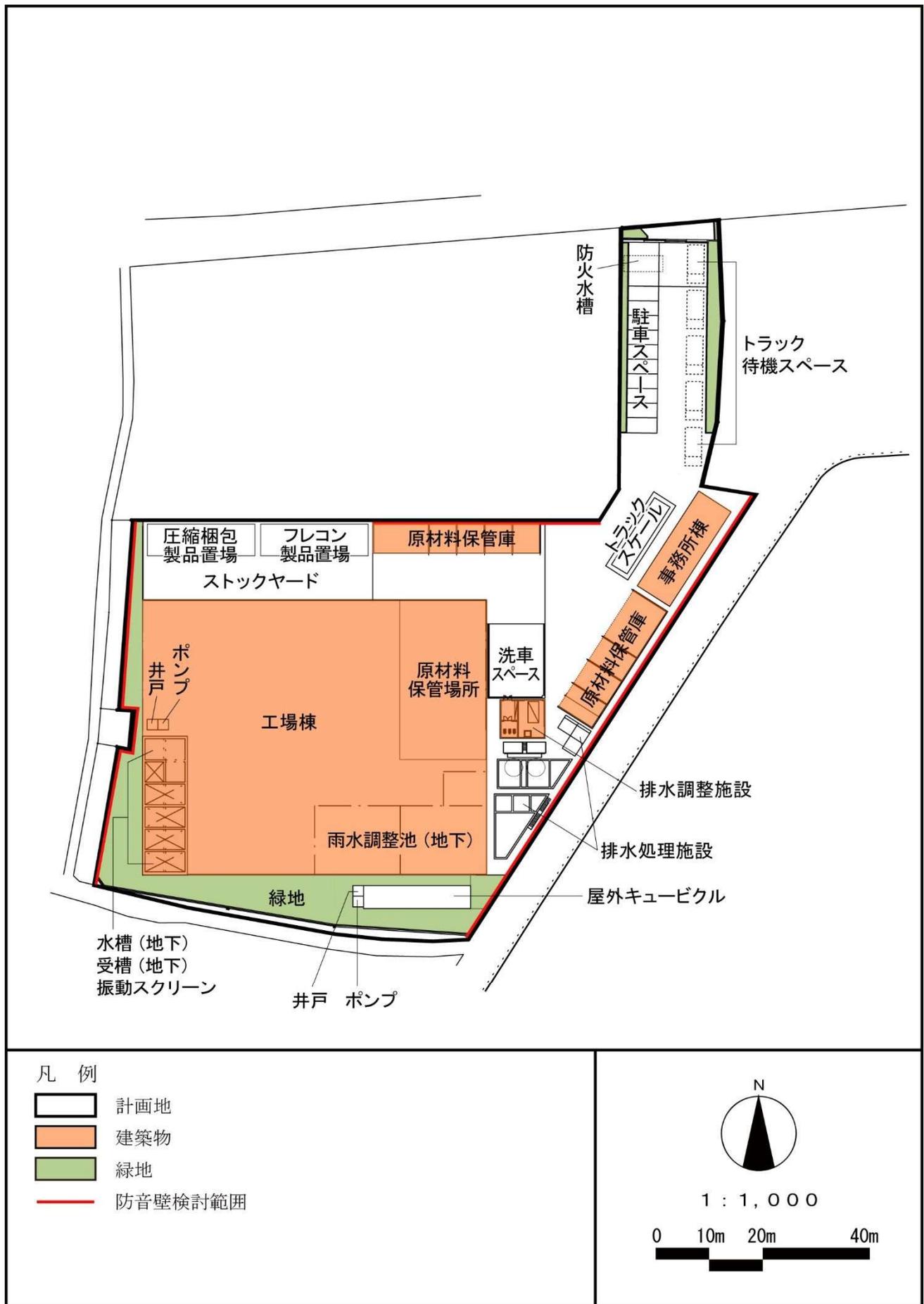


図 1-3 土地利用計画

1.3.3 工場設備計画

施設計画の概要は表 1-3に、本事業の当初の対象範囲は図 1-4に示すとおりです。

本事業の当初の受入対象は、容リ協経由のプラスチック製容器包装・プラスチック製品のべール品（以下、「容リルート受入」という。）であり、受け入れたプラスチック資源は原材料保管庫または工場棟内の原材料保管場所で保管します。選別・破碎・圧縮・減容の工程を経て、PP（ポリプロピレン）硬質フレーク、PE（ポリエチレン）・PP減容品、PS（ポリスチレン）減容品、PETフレーク等が製造され、プラスチック資源再商品化の原料となります。これらはストックヤード内で圧縮梱包（べール化）とフレキシブルコンテナに分けて製品を保管し、再商品化する事業者へ販売します。

なお、横浜市では現在、自治体が独自に定める収集方法（パッカー車経由での収集袋（以下、「パッカー車プラ受入」という。）、収集袋に混入しない長辺50cm以上のプラスチック製品単体（以下、「製品プラ受入」という。）、べール品等）はないものの、将来的にこれらが定められることも見据えた受入体制としています。

表 1-3 施設計画の概要

項 目		計 画 内 容
対 象 地 域		横浜市内及び近隣自治体
受 入 対 象		プラスチック資源（プラスチック製容器包装、プラスチック製品）
処 理 能 力		最大310トン/日（24時間）
工 程	選 別	風力選別機、光学式選別機等にて原料を選別する
	破 碎	破碎機にて、選別品を破碎する
	圧 縮	圧縮梱包機にて、圧縮梱包する
	減 容	原料を圧縮し、減容品の成形を行う



【〇〇】 本事業の当初の対象範囲

資料：「プラスチック製容器包装・プラスチック資源のリサイクル」（横浜市ホームページ）を基に作成

図 1-4 本事業の当初の対象範囲

また、再商品化施設の主要設備は表 1-4に、設備の配置は図 1-5に、再商品化工程のフローは図 1-6(1)、(2)に示すとおりです。

表 1-4 再商品化施設の主要設備

主要設備			作業内容
破碎	開 梱 機	機	受け入れたプラスチック資源の開梱を行う
	破 袋 機	機	受け入れたプラスチック資源の破袋を行う
	粗 破 砕 機	機	選別工程の前処理として粗破碎を行う
	破 砕 機	機	選別品の破碎を行う
選別	ト ロ ン メ ル		ふるいを回転させることにより選別を行う
	風 力 選 別 機		エアーを吹き込むことにより軽量物・重量物の選別を行う
	高 磁 力 選 別 機		磁力を利用し、選別を行う
	光 学 式 選 別 機		光センサーを利用し、選別を行う
圧縮	圧 縮 梱 包 機		原料を圧縮し、ボール化を行う
減容	圧 搾 減 容 機		原料を圧縮し、減容品化を行う

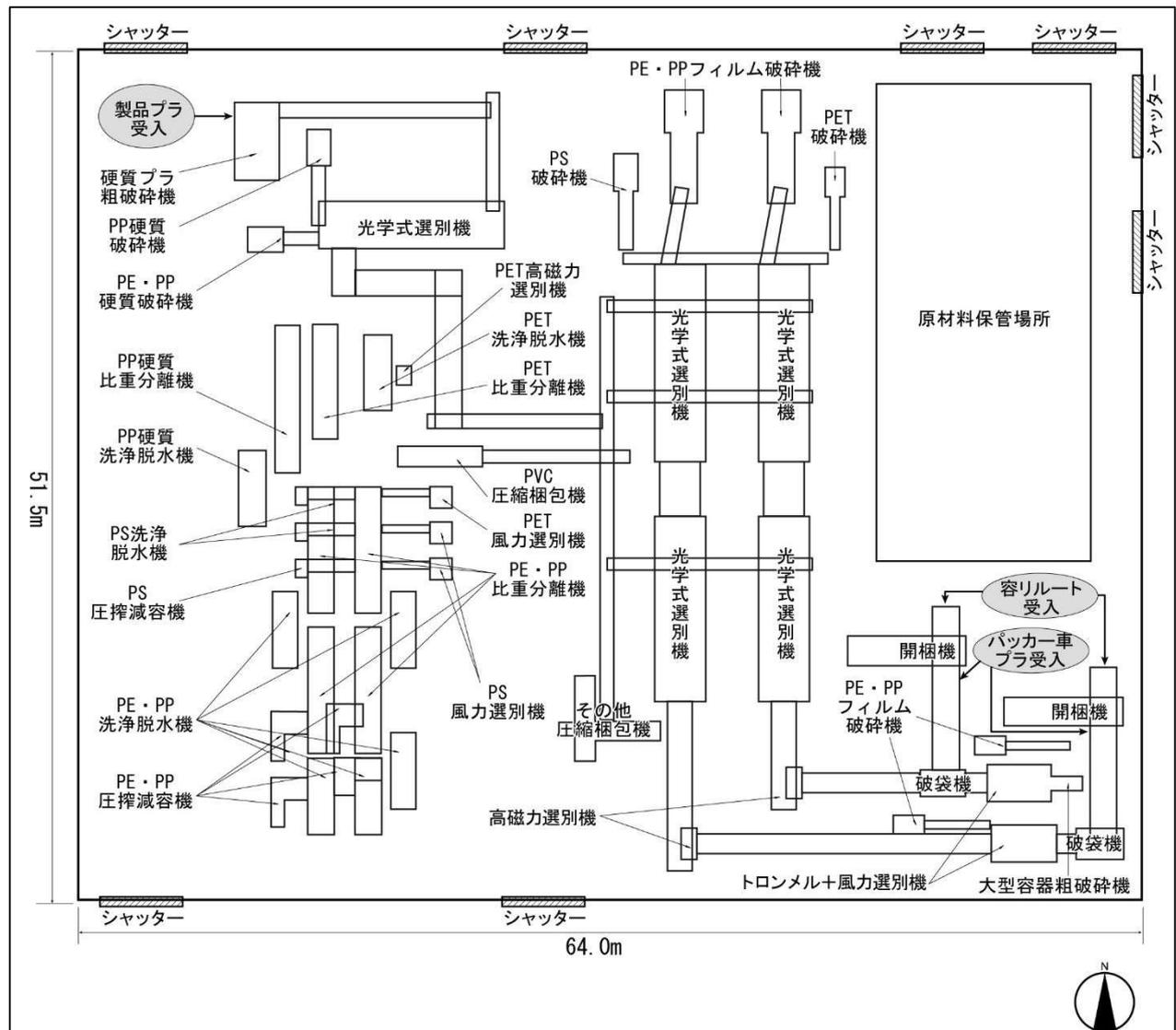


図 1-5 施設配置計画 (工場棟内)

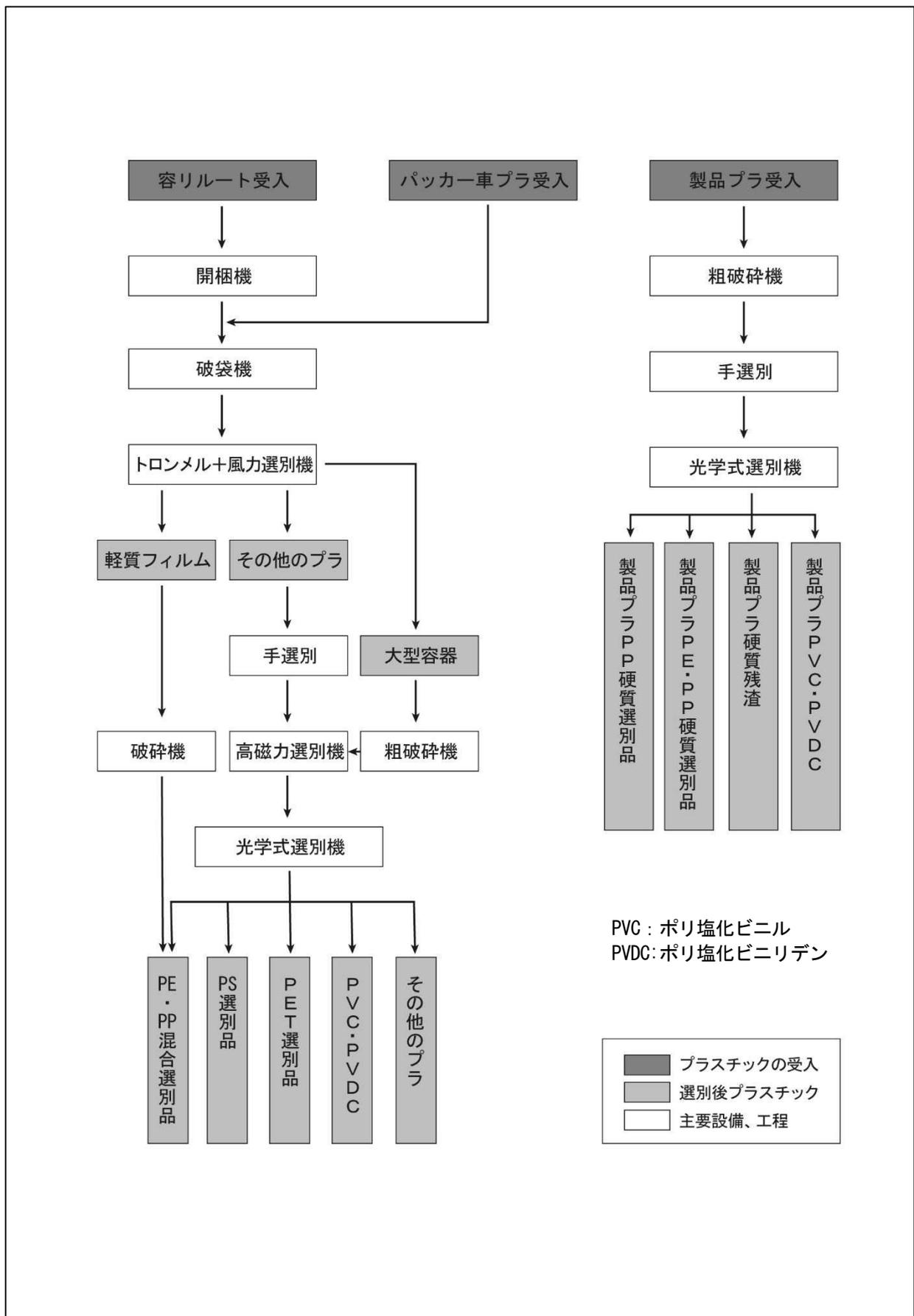


図 1-6 (1) 再商品化工程のフロー (選別ライン)

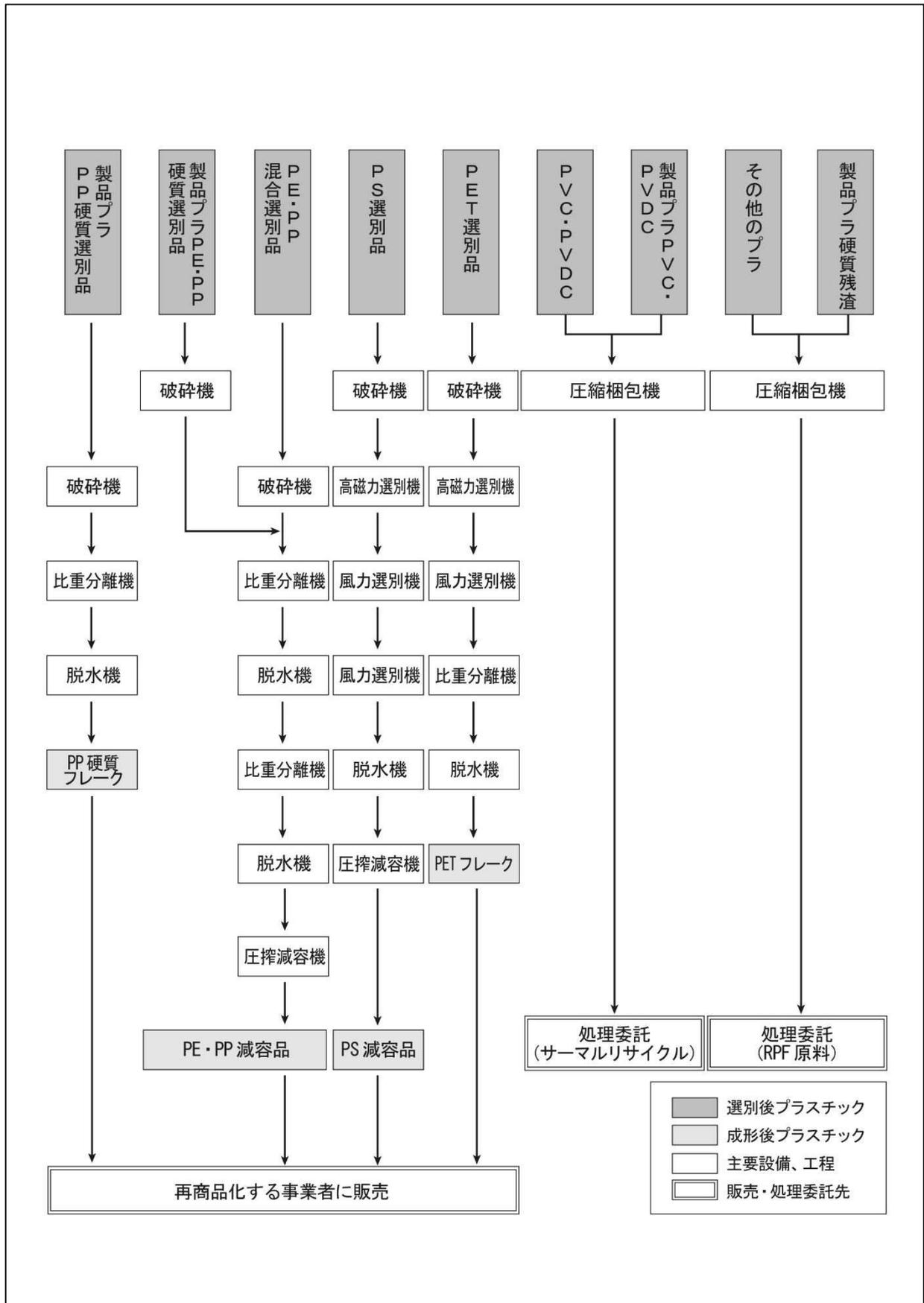


図 1-6(2) 再商品化工程のフロー（成形ライン）

1.3.4 水利用計画

本事業では、再商品化工程の中で地下水を洗浄水として使用します。水利用のフローは図 1-7に、設備の配置は図 1-8に示すとおりです。工場内設備の配置計画は、図 1-3 (p5参照) に示したとおりです。洗浄水は、酸系pH調整剤、水酸化ナトリウム等の薬品で処理を行い、工場内で再利用します。また、一部は微生物による有機物の分解・除去を行った後、公共下水道に放流します。

排水処理に関する工場内設備、排水処理施設及び排水調整施設の主要設備は、表 1-5に示すとおりです。工場内設備は、新水の貯留やプラスチック洗浄後の排水の貯留等を行います。排水処理施設は、薬品や微生物による処理、処理の過程で発生する汚泥の貯蔵を行います。排水調整施設は、排水処理の制御や汚泥の脱水・貯留を行います。また、排水処理施設から発生する悪臭は、脱臭塔で除去・浄化します。

なお、地下水の利用に当たっては、地盤沈下の防止を目的として、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、地下水採取量及び地下水位の測定及び記録を行います。

表 1-5 水利用の主要設備

主要設備		作業内容
工場内設備	水 槽	新水及び中継槽を経た水を貯留する
	振動スクリーン	排水から比較的大きな固形物やごみをふるい分け、除去する
	受 槽	振動スクリーンの工程後の排水を貯留する
排水処理施設	加 圧 浮 上 設 備	排水中の浮遊物質や油分などを水面に浮かせ、分離・除去する
	中 継 槽	排水の移送を円滑にするための水槽
	原 水 調 整 槽	処理前の排水（原水）を貯留し、水質と水量の変動を平均化させる
	脱 臭 塔	排水処理施設から発生する悪臭を除去・浄化する
	有 機 物 の 分 解 ・ 除 去 装 置	微生物の働きにより、排水中の有機物を分解・除去する
	放 流 槽	処理が完了した水を貯留し、公共下水道へ排出するための水槽
	汚 泥 中 継 槽	処理過程で発生した汚泥の移送のために貯留する
排水調整施設	汚 泥 貯 槽	汚泥を貯留する
	制 御 盤 室	排水施設の制御を行う
	汚 泥 コ ン テ ナ	汚泥を貯留する
	ブ ロ ワ ー	排水に空気を送り込む
	脱 水 機 室	汚泥の水分を取り除く

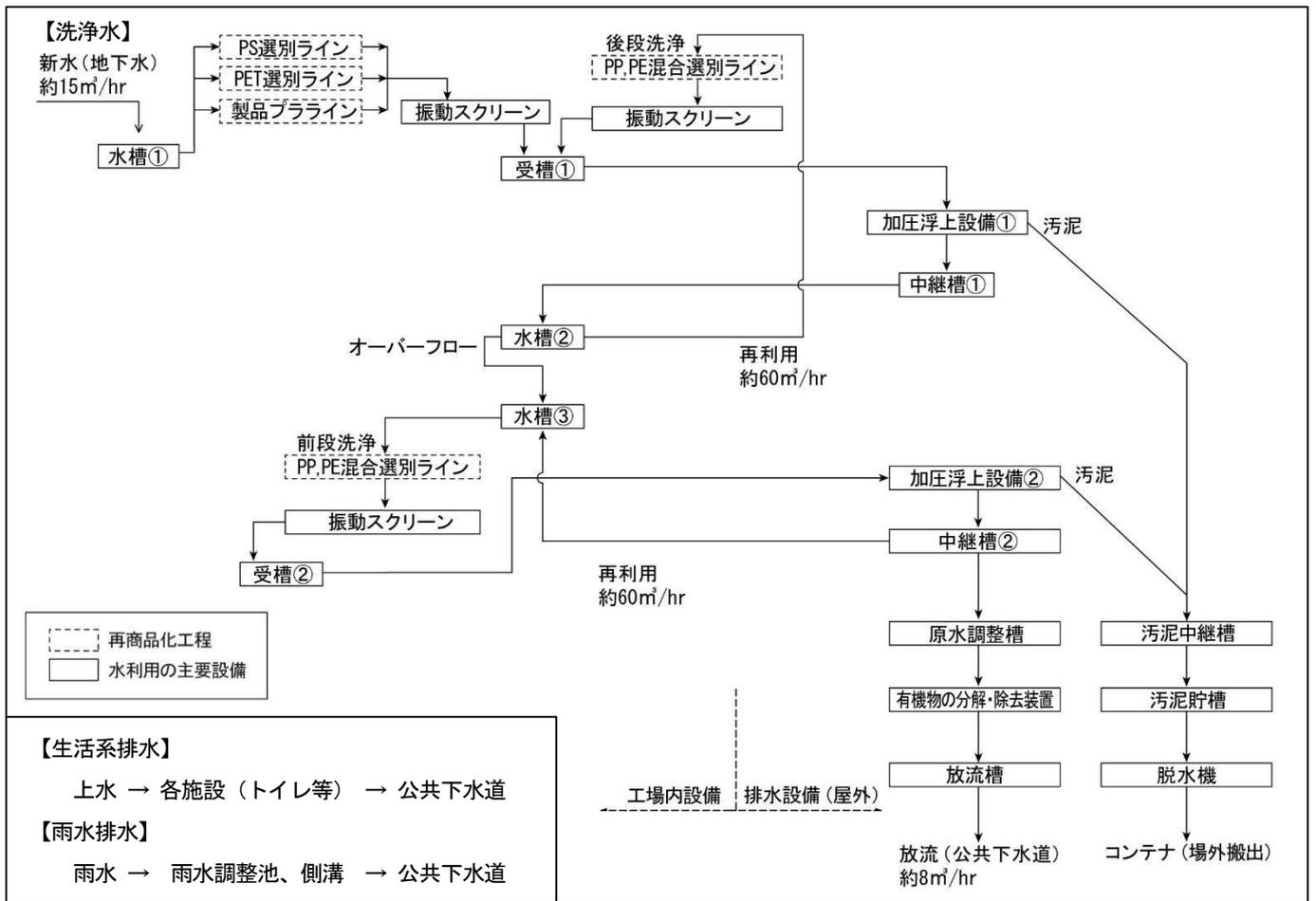


図 1-7 水利用のフロー

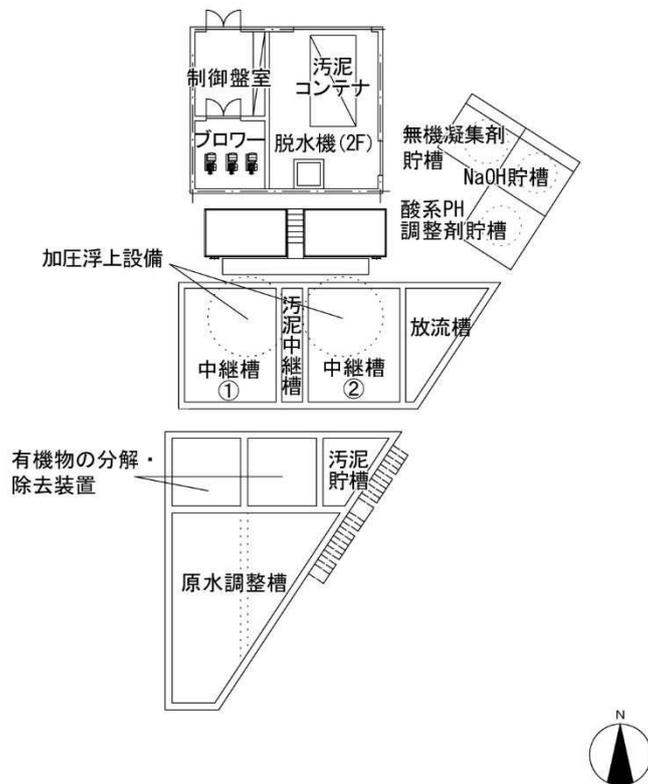


図 1-8 設備配置計画(排水処理施設及び排水調整施設)

1.3.5 建築計画

建築計画の概要を表 1-6に、建築物の配置と立面図を図 1-9及び図 1-10に示します。

本事業では、工場棟、事務所棟、排水調整施設及び原材料保管庫を新設する計画です。

表 1-6 建築計画の概要

名 称	建築面積	延床面積	構 造	階数	高さ
工 場 棟	約 3,296m ²	約 3,296m ²	S造	1階	約 10m
事 務 所 棟	約 147m ²	約 294m ²	プレハブ	2階	約 7m
排水調整施設	約 61m ²	約 123m ²	RC造	2階	約 7m
原材料保管庫 (工場棟の北側)	約 187m ²	約 187m ²	RC+S造	1階	約 8m
原材料保管庫 (工場棟の東側)	約 196m ²	約 196m ²	RC+S造	1階	約 8m
合 計	約 3,887m ²	約 4,096m ²	—	—	—

1.3.6 運転計画

本事業の運転計画は表 1-7に示すとおりです。

表 1-7 運転計画

項 目	計画の内容
運転時間	24時間
搬入受入時間	6時～18時
運転日数	年間365日
従業員数	約30名

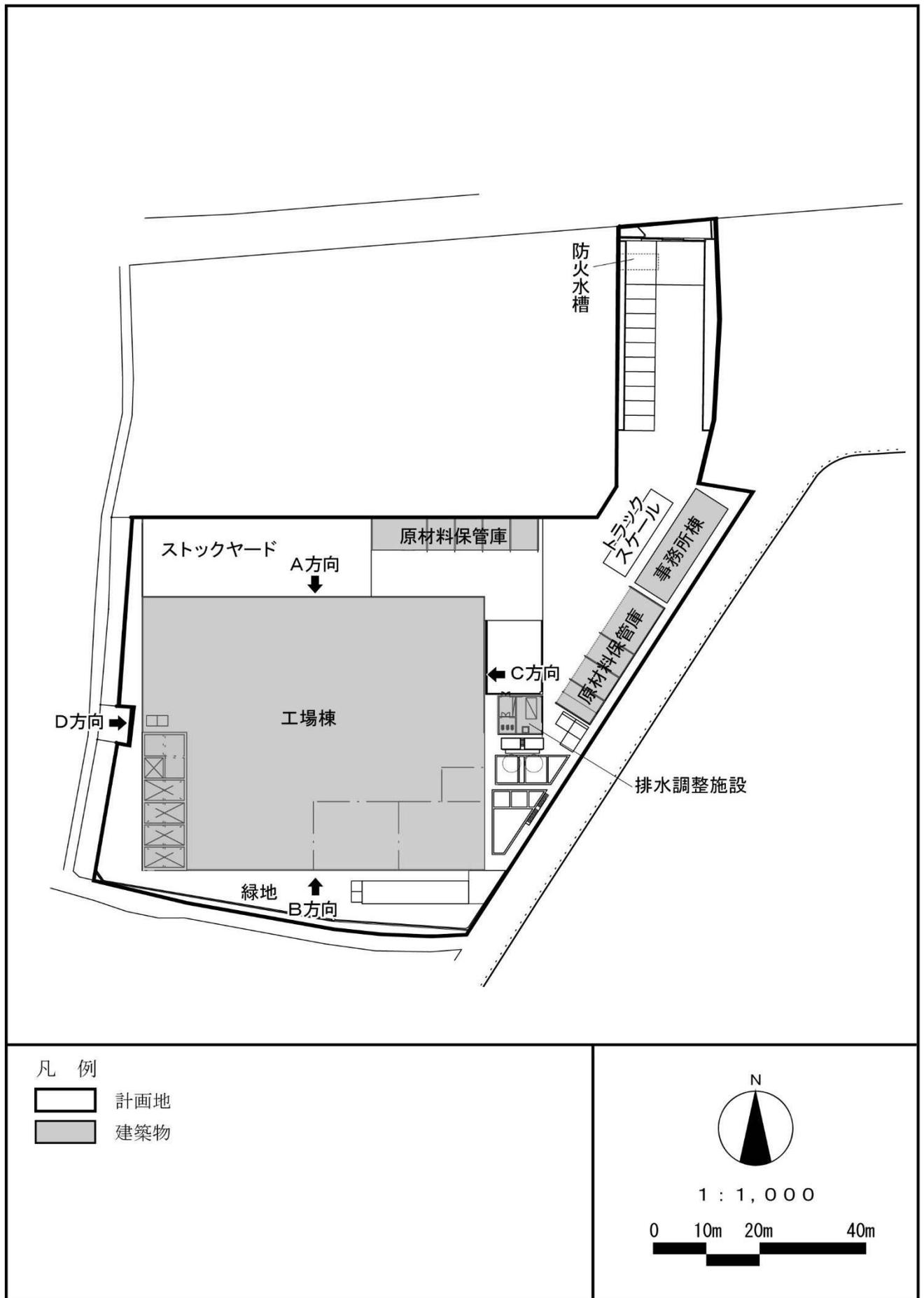
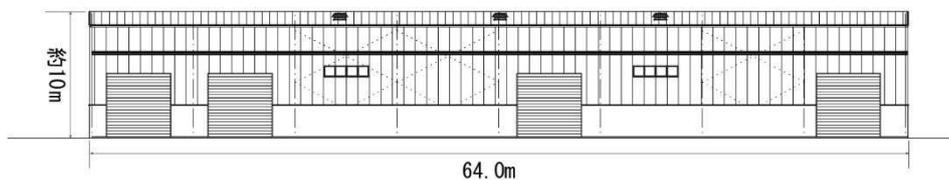
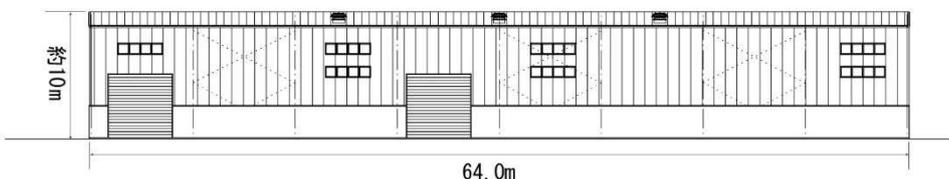


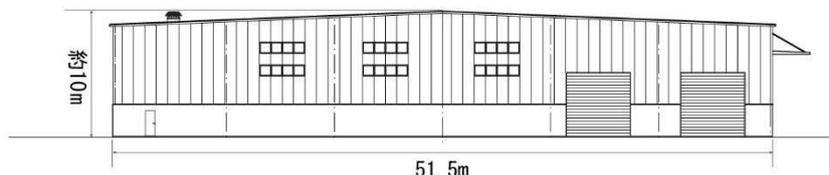
図 1-9 建築物の配置



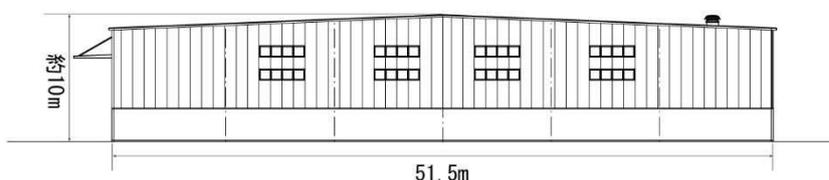
< A方向 (北側) >



< B方向 (南側) >



< C方向 (東側) >



< D方向 (西側) >

图 1-10 立面图

1.3.7 緑化計画

計画地内の緑地の配置は図 1-11に示すとおりです。

計画地内には約863m²（緑化率10.7%）の緑地を整備し、「横浜市開発事業等の調整等に関する条例」に基づく10%以上の緑地を確保する計画です。なお、本事業では狭あいな敷地の中で再商品化プラントを建設するため、既存樹木の残置や移植は難しいですが、新たな植栽を行うため、緑化に際しては郷土種中心の多様な植栽とします。

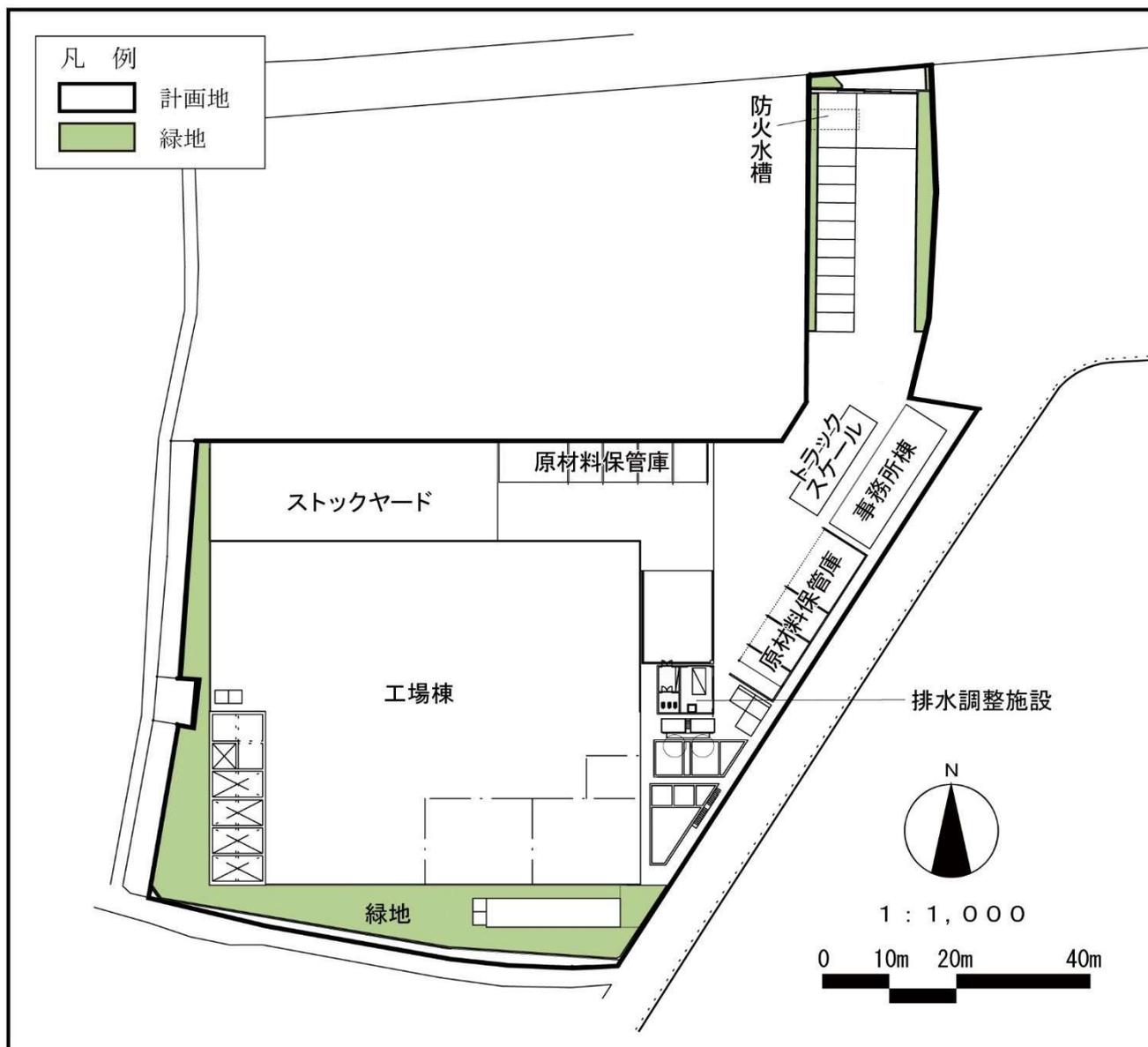


図 1-11 緑地の配置

1.3.8 搬出入車両計画

本事業に伴う搬出入車両台数は表 1-8に示すとおりであり、搬入車両が80台/日、搬出車両が20台/日、合計100台/日と計画しています。

搬出入車両ルートは図 1-12に示すとおりであり、環状4号線、宮沢第133号線を経由し、計画地に入入りする計画です。施設関連車両の走行ルートについては、計画地の西からのアクセスを基本とする計画とし、隣接する県立高校の通学や近隣的生活環境に配慮します。

表 1-8 搬出入車両計画

区 分	車 種	車両台数 (片道台数)
搬入車両	2 t 車、4 t 車、13 t 車	80台/日
搬出車両	13 t 車	20台/日
合 計		100台/日

1.3.9 廃棄物処理計画

本事業で受け入れたプラスチック資源は、選別・破碎・圧縮・減容の工程を経て、PP硬質フレック、PE・PP減容品、PS減容品、PETフレック等が製造され、プラスチック資源再商品化の原料となります。製品とならない一部の残渣等は、サーマルリサイクルまたはRPF原料として処理委託します。また、再商品化の過程で発生する汚泥は処理委託します。事務所で発生する紙くず等は、事業系一般廃棄物として処理します。

1.3.10 防災計画

本事業では、プラスチック資源の再商品化に当たって、消防法の指定可燃物（合成樹脂類）を取扱うことから、関係法令等を遵守する他、火災、爆発等の発生を防止するために必要な措置を講じ、消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行います。また、地震等の災害時の避難・誘導マニュアルを検討・策定します。

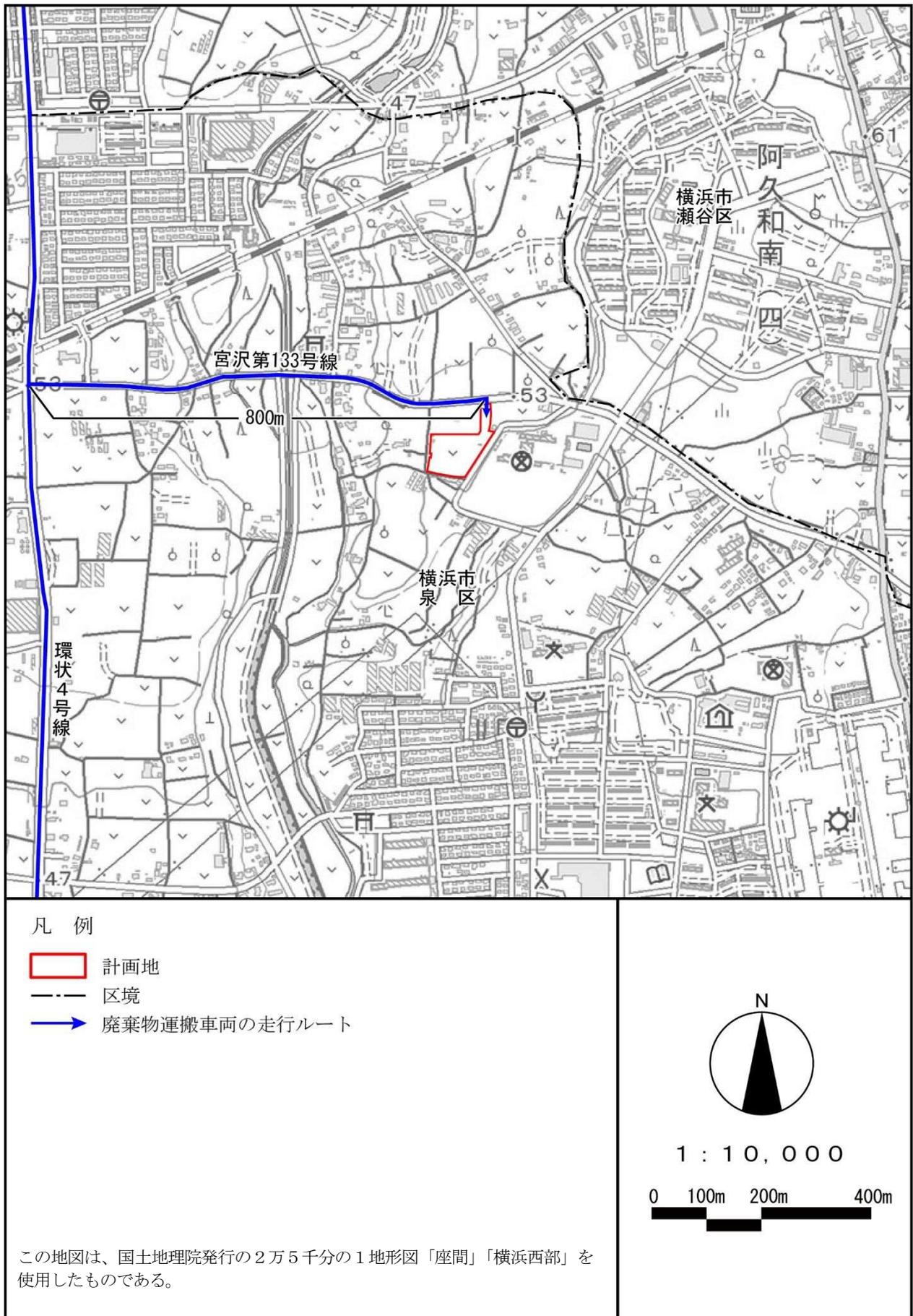


図 1-12 搬出入車両ルート

1.3.11 施工計画

本事業の施工計画の立案に当たっては、次に示す配慮を検討していきます。

- 工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、工事中は看板の設置等により市民への情報提供に努めます。
- 工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者の安全及び円滑な通行の確保に配慮します。
- 効率的な施工計画の策定や工事工程の管理により、建設機械の稼働や工事用車両の通行が集中しないよう配慮する計画とします。
- 工事においては、建設発生土の再利用や低燃費型の建設機械の採用等を検討し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。また、アイドリングストップの推進や過負荷運転の防止、建設機械の整備及び点検等を徹底し、周辺への影響を軽減する計画とします。
- 工事用車両の走行について、規制速度の遵守や歩行者・自転車の優先、県立高校の通学時間帯に配慮する等、交通安全の確保を徹底するとともに、急発進・急加速等の高負荷運転の防止、出入り口付近における工事用車両のタイヤ洗浄等を徹底することにより、生活道路及びその周辺への影響を軽減する計画とします。
- 建設に伴い発生する廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し、資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。
- 敷地の整地のために、計画地の主に南側において約2mの盛土を行う計画であるため、盛土に当たっては関係法令を遵守し、安全な工法を採用します。
- 建設発生土は、盛土や埋戻しなどにより、できる限り再利用する計画とし、残土の発生を抑制します。

1.3.12 事業スケジュール

本事業の現時点で想定するスケジュールは、令和9年1月に工事着工、令和9年10月に供用開始を目指しています。

1.4 事業計画を立案した経緯

1.4.1 事業の背景及び計画立案の経緯

2022年に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）により、従来のプラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品も資源回収の対象に拡大されました。一方、現在の再生処理事業者の数は限られており、新たな処理能力の供給が急務となっています。

また、横浜市では「ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画（横浜市一般廃棄物処理基本計画）」により、可燃ごみに含まれるプラスチックの量を2030年度までに2万トン削減（2022年度比）することを目指しています。しかし、現在、横浜市内にはプラスチック再商品化事業者が存在しません。

このため、家庭系プラスチック資源の再商品化処理を実施し、横浜市の施策を支える地域拠点としての役割を果たすことを目的に、本事業を計画しました。

本事業は、プラスチック資源の受入れから再商品化の原料となる製品の生産までを行うものであり、また、最終的に再商品化されたものが再び地域で使用されることで、地域完結型のプラスチックリサイクル体制の構築が可能となる事業です。

また、本事業は再資源化率の向上、廃棄物の削減、障がい者雇用の推進、脱炭素化貢献等を通じて、SDGsへの対応や循環型社会へ貢献します。

1.4.2 環境影響の回避・低減の考え方

施設の供用に当たっては、次に示す配慮を検討していきます。

- ・プラスチック資源の再商品化設備は、建屋内へ設置することで、施設から発生する粉じんや騒音等の発生を抑制します。また、建屋内での施設設置工事となることで、工事中の粉じんや騒音等の発生も抑制できると考えます。
- ・一般廃棄物のプラスチック資源は、基本的には市民の方が洗って出したものを回収し、また、容リルート受入では汚れ等がひどいものは除去されているため、悪臭が発生することはないと考えますが、悪臭の発生するものが含まれる場合には、優先的に屋内での保管を行います。
- ・排水処理施設から発生する悪臭は、脱臭塔で除去・浄化します。
- ・設備機器は、省エネルギー型機器及びLED照明の採用に努め、定期的な点検による保守管理を行います。
- ・工場棟の屋上には太陽光発電設備を導入し、施設内で利用する電力の一部を賄うことで、環境負荷の低減に取り組みます。設備等の確保に際しては、グリーン購入に努めます。また、グリーン電力についても調達が可能か検討します。
- ・計画地の西側から南側の境界部にまとまった緑地を整備することにより、周辺との緑地の連続性を確保し、生物多様性に配慮した計画とします。また、積極的に緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保やヒートアイランド現象の緩和に寄与するよう努めます。
- ・敷地境界には防音壁を設置し、必要に応じて設備への防音対策を実施することで、騒音を低減し、「騒音規制法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等を遵守した計画とします。
- ・施設関連車両の走行ルートについては、計画地の西からのアクセスを基本とする計画とし、県立高校の通学や近隣の生活環境に配慮します。
- ・従業員の通勤には公共交通の利用を促し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努めます。また、営業用等の社有車には次世代自動車を用いることなどにより二酸化炭素の排出抑制に努めます。
- ・計画建築物及び防音壁の外観は、特異な色彩は避け、周辺環境との調和を図ります。また、計画建築物の高さは、周辺建物と同程度に抑え、周辺建物との連続性や背後地との調和を図ります。

第2章 地域の概況及び地域特性

第2章 地域の概況及び地域特性

2.1 調査対象地域の設定

計画地及びその周辺における環境に関する情報を収集し、計画地を含む周辺の地域特性の把握に努めました。

環境に関する情報の収集は、図 2-1に示すとおり、旭区、大和市、藤沢市を除く計画地周辺の区域（約4km四方）（以下、「調査区域」という。）を対象とすることを基本としました。統計データの情報収集は、泉区、瀬谷区の合計2区（以下、「調査対象地域」という。）を対象としました。

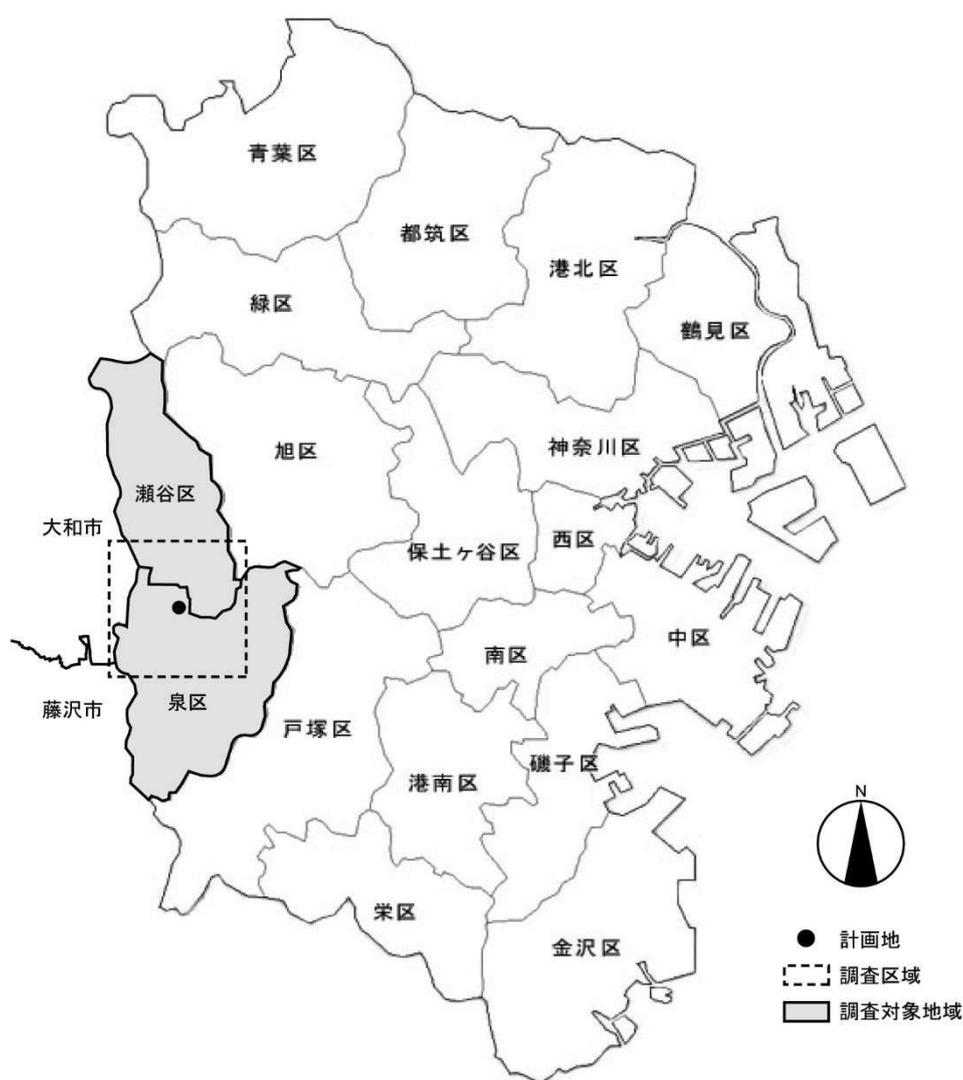


図 2-1 調査対象地域

2.2 地域の概況

2.2.1 気象の状況

横浜地方気象台（横浜市中区山手町99番地）における気象の状況は、表 2-1に示すとおりです。

令和6年の気象の状況は、平均気温が18.0℃、最高気温が37.1℃、最低気温が0.6℃、平均湿度が69%、平均風速が3.5m/s、最多風向が北、日照時間が2,227.3時間、降水総量が1,819.0mmとなっています。

表 2-1 気象の状況（令和6年）

項目	全年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (℃)	18.0	8.0	8.5	10.1	17.0	19.9	23.1	28.8	29.3	26.9	21.0	14.4	9.0
最高気温 (℃)	37.1	17.5	24.0	26.9	27.7	28.0	33.4	37.1	36.4	34.9	31.1	23.4	18.2
最低気温 (℃)	0.6	0.8	0.6	0.9	8.3	10.2	15.8	22.7	24.4	19.1	12.2	6.0	2.2
平均湿度 (%)	69	52	63	57	73	73	78	77	77	79	78	66	53
平均風速 (m/s)	3.5	3.6	4.0	4.3	2.9	3.8	3.0	3.0	3.3	3.6	3.5	3.7	3.2
最多風向	北)	北	北)	北	北	南南西	南西	南西	南南東	北	北	北	北
日照時間 (h)	2227.3	212.3	146.3	195.6	146.4	194.5	184.9	221.9	229.9	192.7	116.7	146.4	239.7
降水総量 (mm)	1819.0	32.5	83.5	223.0	128.5	212.5	356.0	82.0	245.0	96.5	207.5	152.0	0.0

注)「）」統計を行う対象資料が許容範囲で欠けています。

資料：「過去の気象データ検索」(令和7年12月閲覧 気象庁ホームページ)

2.2.2 地形、地質、地盤の状況

(1) 地形

調査区域の地形分類図は、図 2-2に示すとおりです。

計画地を含む周辺地域は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地等が分布しています。

なお、調査区域には「日本の地形レッドデータブック第1集」(1994年12月、小泉武栄・青木賢人編)、「日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-」(2002年3月、小泉武栄・青木賢人編)に記載されている保存すべき地形はありません。

(2) 地質

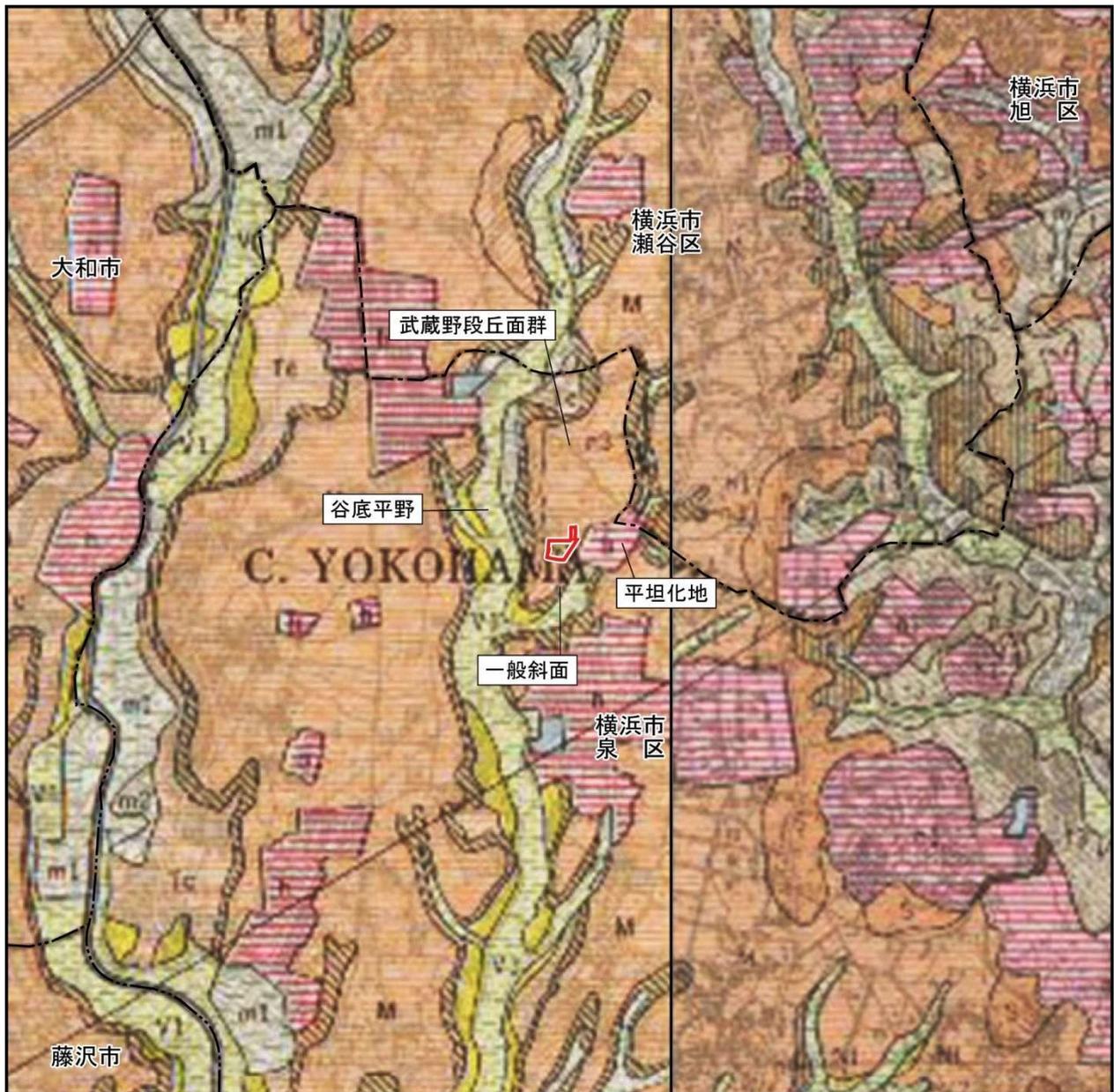
調査区域の表層地質の状況は、図 2-3に示すとおりです。

表層地質図によると、計画地の地質は、火山灰層(軽石・スコリア層を挟む)/武蔵野ローム層で形成されています。

(3) 地盤

調査区域の土壌の状況は、図 2-4に示すとおりです。

土壌図によると、計画地の土壌は、厚層多腐植質黒ボク土で形成されています。



凡例 資料：「土地分類基本調査 地形分類図（藤沢・平塚）」
 (昭和63年3月 神奈川県)
 「土地分類基本調査 地形分類図（横浜・東京西南部
 ・東京東南部・木更津）」(平成3年3月 神奈川県)

計画地
 - - - 市境
 - - - 区境

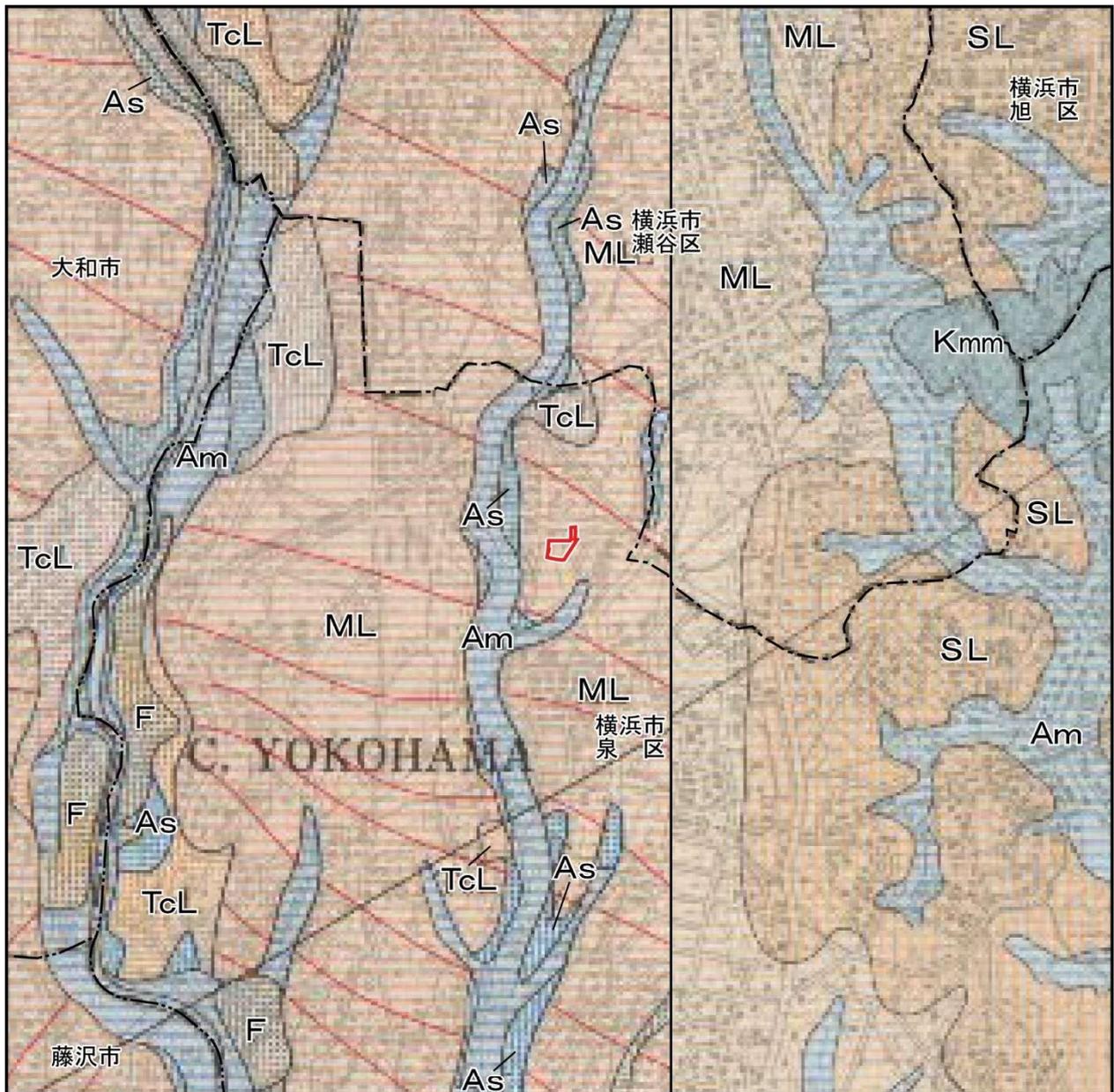
	藤沢/平塚	横浜/東京西南部 東京東南部/木更津
[傾斜区分]	0~3° 3~8° 8~15° 15~30° 30°~	0~3° 3~8° 8~15° 15~30° 30°~
[一般山地] 一般斜面	n3 n4	n3 n4
[段丘地形] 下末吉段丘面群	S S S	S S S
武蔵野段丘面群	M M M	M M M
立川段丘面群	Tc Tc Tc	Tc Tc Tc
[低地の一般面] 谷底平野	V1	V1
[人工地形] 平坦化地	h	h1
盛土地	m1 m2	m1 m2



1 : 25,000

0 250m 500m 1km

図 2-2 地形分類図



凡例 資料：「土地分類基本調査 表層地質図（藤沢・平塚）」
 (昭和63年3月 神奈川県)
 「土地分類基本調査 表層地質図（横浜・東京西南部・
 東京東南部・木更津）」(平成3年3月 神奈川県)

計画地
 - - - 市境
 - - - 区境

[未固結堆積物]	藤沢/平塚	横浜/東京西南部 東京東南部/木更津
盛り土	F 埋め立て土	
沖積層	Am 泥を主とし砂を含む	Am 泥を主とする
	As 砂、礫を主とし泥を含む	
立川ローム層	TcL 火山灰層（スコリアを含む）	
武蔵野ローム層	ML 火山灰層（軽石・スコリア層を挟む）	ML 火山灰・礫及び砂
下末吉ローム層	SL 火山灰層（軽石・スコリア層を挟む）	SL 火山灰・泥砂及び礫
[半固結堆積物]	藤沢/平塚	横浜/東京西南部 東京東南部/木更津
上星川層		Kmm 砂・泥互層及び砂質泥岩

藤沢 平塚	横浜 東京西南部 東京東南部 木更津
----------	-----------------------------

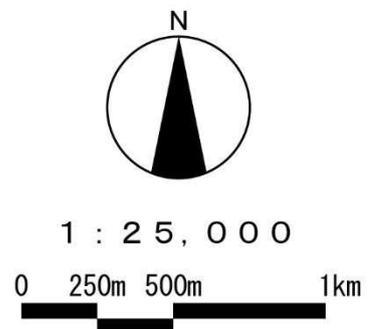
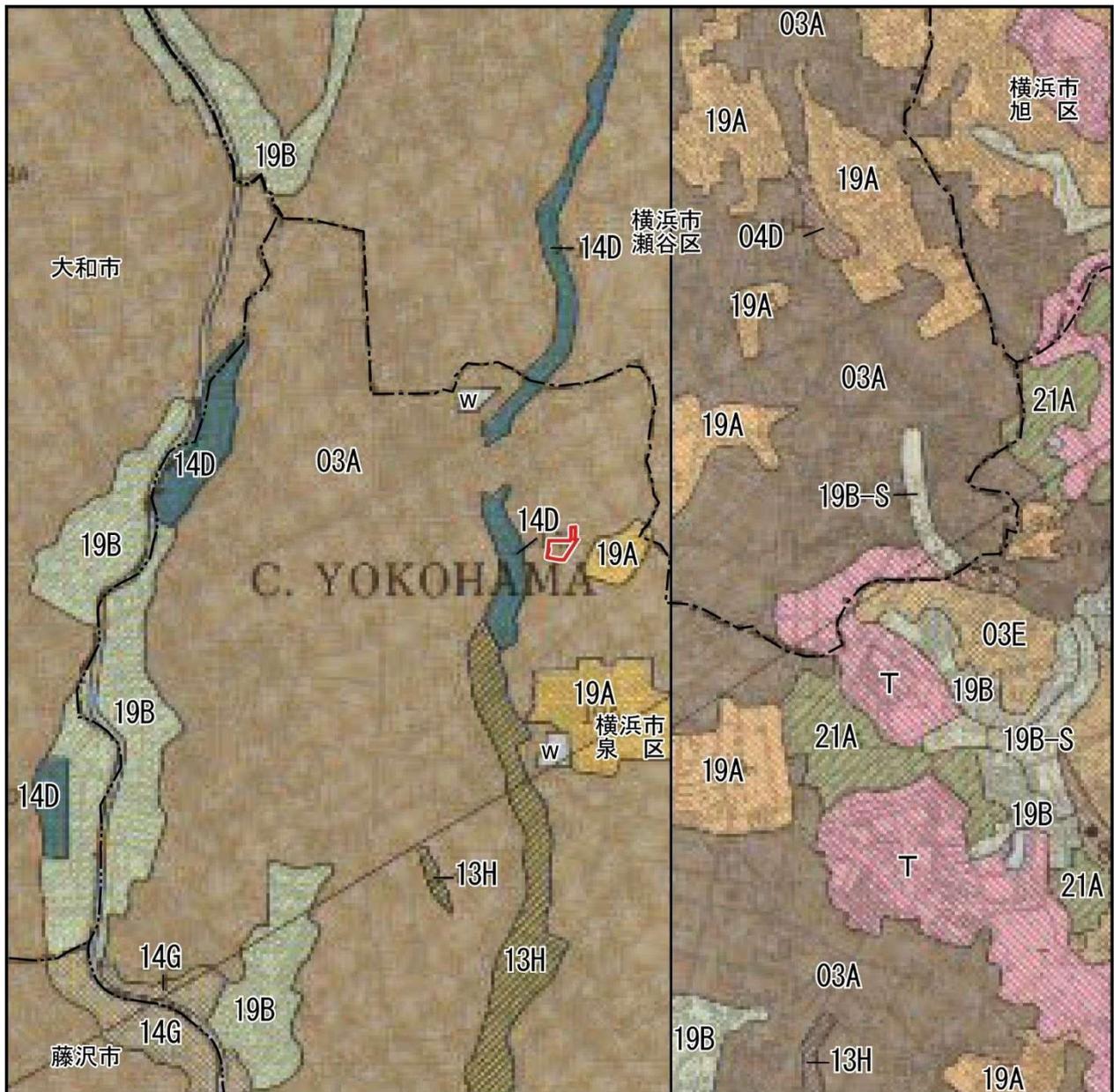


図 2-3 表層地質図



凡 例

資料：「土地分類基本調査 土壤図（藤沢・平塚）」
（昭和63年3月 神奈川県）

計画地

「土地分類基本調査 土壤図（横浜・東京西南部・東京東南部・木更津）」（平成3年3月 神奈川県）

市境

区境

[農地土壤]	藤沢/平塚		横浜/東京西南部 東京東南部/木更津	
	黒ボク土	03A 厚層多腐植質黒ボク土	03A 厚層多腐植質黒ボク土	
多湿黒ボク土		04D 表層腐植質多湿黒ボク土		
灰色低地土	13H 灰色低地土・下層有機質	13H 灰色低地土・下層有機質		
グライ土	14D 細粒グライ土			
	14G グライ土・下層有機質	14G グライ土・下層有機質		
人工改変土	19A 人工改変台地上	19A その他の人工改変台地土		
	19B 人工改変低地土	19B その他の人工改変低地土		
		19B-S 元水田		
大規模造成地		T		
[林野土壤]	藤沢/平塚		横浜/東京西南部 東京東南部/木更津	
黒ボク土		21A 黒ボク土		

藤沢
平塚

横浜
東京西南部
東京東南部
木更津



1 : 25,000



図 2-4 土壤図

2.2.3 水循環の状況

調査区域の河川の状況は、表 2-2及び図 2-5に示すとおりです。

計画地周辺の主要な河川は、計画地西側の和泉川（二級河川）、計画地東側の阿久和川（二級河川）となっています。

また、調査区域の地下水利用施設は表 2-3(1)、(2)及び図 2-6に示すとおりです。

調査区域には許可対象揚水施設が5施設、届出揚水施設が10施設あります。

表 2-2 河川の状況

河川区分	水系名	河川名	延長
二級河川	境川水系	和泉川	9,510m
		阿久和川	5,510m
		境川	18,300m
準用河川	境川水系	相沢川	2,158m

資料：「横浜市を流れる河川一覧」（令和7年6月 横浜市ホームページ）

表 2-3(1) 地下水利用施設一覧（許可対象揚水施設）

No.	事務所名	事務所所在地	さく井年月日	井戸深度(m)	ストレーナー位置(m)	揚水量(m ³ /日)
1	安西園芸	泉区和泉町 5061	H26. 2. 1	50	30-38 42-50	68
2	株式会社光洲産業	泉区和泉町 5881- 8	S63. 11. 3	60	32-54	28
3	並木谷畑地灌水施設利用組合	泉区和泉町 5883-21	S53. 9. 1	130	52.7-58 75-81 92-103	207
4	上飯田町地内せせらぎ緑道	泉区上飯田町 3610 番地先	H 5. 3. 22	55	22-38.5	245
5	株式会社啓愛社自動車部品 事業部横浜工場	泉区和泉中央北 五丁目 26- 1	S55. 4. 25	83	38-60 71-76	100

資料：「工業用水法・横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水施設の名簿 令和7年4月1日時点」（令和7年4月 横浜市みどり環境局水・土壌環境課）

表 2-3(2) 地下水利用施設一覧（届出揚水施設）

No.	事務所名	事務所所在地	さく井 年月日	井戸深度 (m)	ストレーナー 位置 (m)	揚水量 (m ³ /日)
1	株式会社日哲商事事業所	泉区和泉町 7282- 1	H22. 7. 23	51	19-27 43-47	10
2	株式会社エイブルh c	泉区上飯田町 2532	H24. 10. 11	72	40-48 64-68	4
3	湘南産業株式会社	泉区上飯田町 2532	H24. 12. 20	40	32-40	45
4	小間邸	泉区上飯田町 3602	R 5. 7. 28	41	19-29 37-39	
5	社会福祉法人誠幸会	泉区上飯田町庚申塚 2083 番地 1	H25. 4. 17	100	48-60 76-80	70
6	国際親善総合病院	泉区西が岡 一丁目 28 番地 1	H 8. 5. 27	145	54-66 76-82 104-110 132-138	194
7	特別養護老人ホーム 恒春ノ郷	泉区西が岡 一丁目 30- 1	H24. 12. 27	102	76-84 92-100	70
8	特別養護老人ホーム ゆうあいの郷	瀬谷区宮沢 三丁目 25- 1	H30. 5. 23	51	16-24 26-28 32-36	60
9	横浜相原病院	瀬谷区阿久和南 二丁目 3-12	H13. 5. 18	100	20-28 68-72	103
10	株式会社みなみ倉庫	瀬谷区阿久和南 三丁目 22- 3 地内	H30. 6. 14	100	36-44 52-56 60-64 88-92	1

資料：「工業用水法・横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水施設の名簿 令和7年4月1日時点」（令和7年4月 横浜市みどり環境局水・土壌環境課）



凡 例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|------|
|  | 計画地 |  | 二級河川 |
|  | 市境 |  | 準用河川 |
|  | 区境 | | |



1 : 25,000



資料：「横浜市を流れる河川一覧」（令和7年6月 横浜市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」横浜西部」を使用したものである。

図 2-5 河川の状況

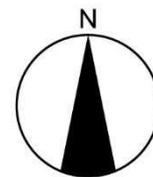


凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 許可対象揚水施設
- 届出揚水施設

資料：「工業用水法・横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水施設の名簿 令和7年4月1日時点」（令和7年4月 横浜市みどり環境局水・土壌環境課）

この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」 「横浜西部」を使用したものである。



1 : 25,000



図 2-6 地下水利用施設の状況

2.2.4 植物、動物の状況

(1) 植物

調査区域における現存植生は、図 2-7に示すとおりです。

調査区域の現存植生は、大部分に「市街地」、「畑雑草群落」及び「緑の多い住宅地」があり、一部に「クスギーコナラ群集」、「竹林」、「水田雑草群落」等があります。計画地の現存植生は、「畑雑草群落」となっています。

調査区域における都市計画法に基づく特別緑地保全地区の指定状況は、表 2-4及び図 2-8に示すとおりです。計画地の西側は、和泉町蟹沢特別緑地保全地区に指定されていますが、計画地は特別緑地保全地区には指定されていません。また、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地特別保全地区、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成18年7月）に記載された神奈川県のレッドデータ植物群落、「自然環境保全基礎調査」（環境省）により選定された特定植物群落はありません。

一方、調査区域には、表 2-5及び図 2-9に示すとおり、市の名木古木保存事業により指定された名木古木が10件ありますが、計画地には存在しません。

表 2-4 特別緑地保全地区

行政区分	番号	名称	面積 (ha)	指定年月日
泉区	1	中田北特別緑地保全地区	1.3	平成21年3月25日
	2	和泉町早稲田特別緑地保全地区	2.1	当初 平成27年2月5日 変更 平成29年7月14日 変更 令和1年7月12日
	3	新橋町特別緑地保全地区	2.2	平成28年2月5日
	4	和泉町蟹沢特別緑地保全地区	0.6	令和3年12月3日
	5	和泉町内林特別緑地保全地区	1.3	令和5年12月5日
	6	和泉町大坪特別緑地保全地区	0.4	令和6年4月15日
瀬谷区	7	宮沢・蟹沢緑地保全地区	2.0	平成5年4月23日
	8	阿久和南一丁目特別緑地保全地区	3.4	当初 平成26年12月5日 変更 令和6年4月15日
	9	宮沢三丁目特別緑地保全地区	0.3	平成29年2月15日
	10	阿久和南一丁目藤ヶ谷特別緑地保全地区	0.5	令和2年7月3日

資料：「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区」（令和7年9月 横浜市ホームページ）

表 2-5 名木古木一覧表

行政区分	番号	所在地	樹種	樹齢(年)	樹高(m)	目通周(m)
泉区	1	和泉町4811	タブノキ	360	19.5	4.83
	2	中田北三丁目42-1	イチョウ	190	25.0	3.5
			イチョウ	190	25.0	3.1
	3	上飯田町1857	イヌツゲ	298	4.7	0.0
	4	新橋町1377	ヒノキ	248	14.0	3.5
	5	上飯田町2519	ヤブツバキ	160	10.0	1.5
	6	和泉町7113	ケヤキ	120	10.0	3.1
7	和泉中央北6丁目22-1	ケヤキ	300	25.0	4.03	
瀬谷区	8	宮沢三丁目21-7	ケヤキ	378	22.0	3.67
			タブノキ	378	18.0	3.5
	9	下瀬谷一丁目29-10	フジ	250	2.8	1.6
	10	宮沢四丁目21-16	アカガシ	180	15.0	2.8

資料：「名木古木に指定されている樹木一覧」（令和7年10月 横浜市ホームページ）

(2) 動物

調査区域における現存植生は、図 2-7に示すとおりです。

調査区域の現存植生は、大部分に「市街地」、「畑雑草群落」及び「緑の多い住宅地」があり、一部に「クヌギ-コナラ群集」、「竹林」、「水田雑草群落」等があります。計画地の現存植生は、「畑雑草群落」となっています。

調査区域には、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成18年7月）に記載された、神奈川県における絶滅のおそれのある地域個体群は存在しません。

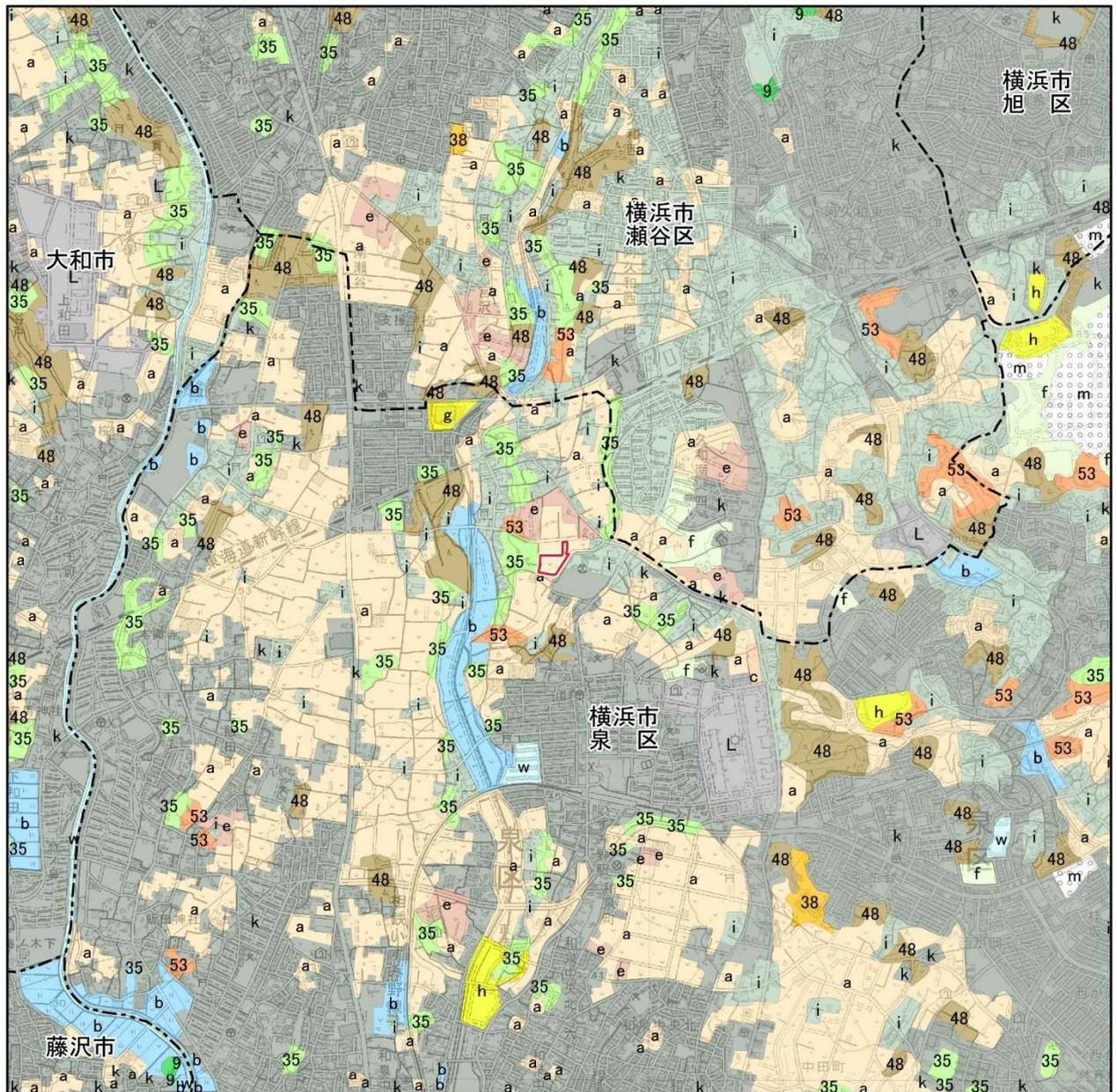
なお、「神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、平成4年3月）において報告されている調査区域周辺の主な動物相の確認状況は、表 2-6に示すとおりです。哺乳類はノウサギ、タイワンリス、タヌキ等が、鳥類はコサギ、カルガモ、コガモ等が確認されています。

また、調査区域に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区の指定はありません。

表 2-6 調査区域周辺で確認されている主な動物相の一覧

調査項目	主な確認種
哺乳類	ノウサギ、タイワンリス、タヌキ、イタチ、アナグマ
鳥類	コサギ、カルガモ、コガモ、トビ、オオタカ、ノスリ、チョウゲンボウ、コジュケイ、ヤマドリ、キジ、コチドリ、イカルチドリ、タカブシギ、キアシシギ、イソシギ、タシギ、ユリカモメ、コアジサシ、キジバト、アオバト、カッコウ、カワセミ、アオゲラ、コゲラ、ヒバリ、ツバメ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、ビンズイ、タヒバリ、ヒヨドリ、モズ、ミンサザイ、ジョウビタキ、イソヒヨドリ、トラツグミ、アカハラ、シロハラ、ツグミ、ウグイス、オオヨシキリ、センダイムシクイ、セッカ、キビタキ、エナガ、コガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、カシラダカ、アオジ、カワラヒワ、マヒワ、イカル、シメ、スズメ、ムクドリ、カケス、オナガ、ハシボソガラス、ハシブトガラス

資料：「神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」（平成4年3月 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課）



凡 例 資料：「第6・7回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（令和7年12月閲覧 環境省自然環境局 生物多様性センター）

この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」「横浜西部」を使用したものである。

- | | |
|-----------------|-----------|
| 計画地 | c 放棄畑雑草群落 |
| 市境 | e 果樹園 |
| 区境 | a 畑雑草群落 |
| 9 シラカシ群集 | b 水田雑草群落 |
| 35 クヌギーコナラ群集 | k 市街地 |
| 38 低木群落 | i 緑の多い住宅地 |
| 48 スギ・ヒノキ・サワラ植林 | L 工場地帯 |
| 53 竹林 | m 造成地 |
| h ゴルフ場・芝地 | w 開放水域 |
| g 牧草地 | |
| f 路傍・空地雑草群落 | |

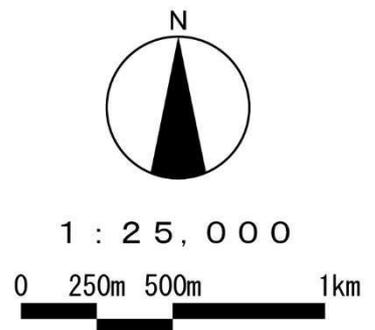
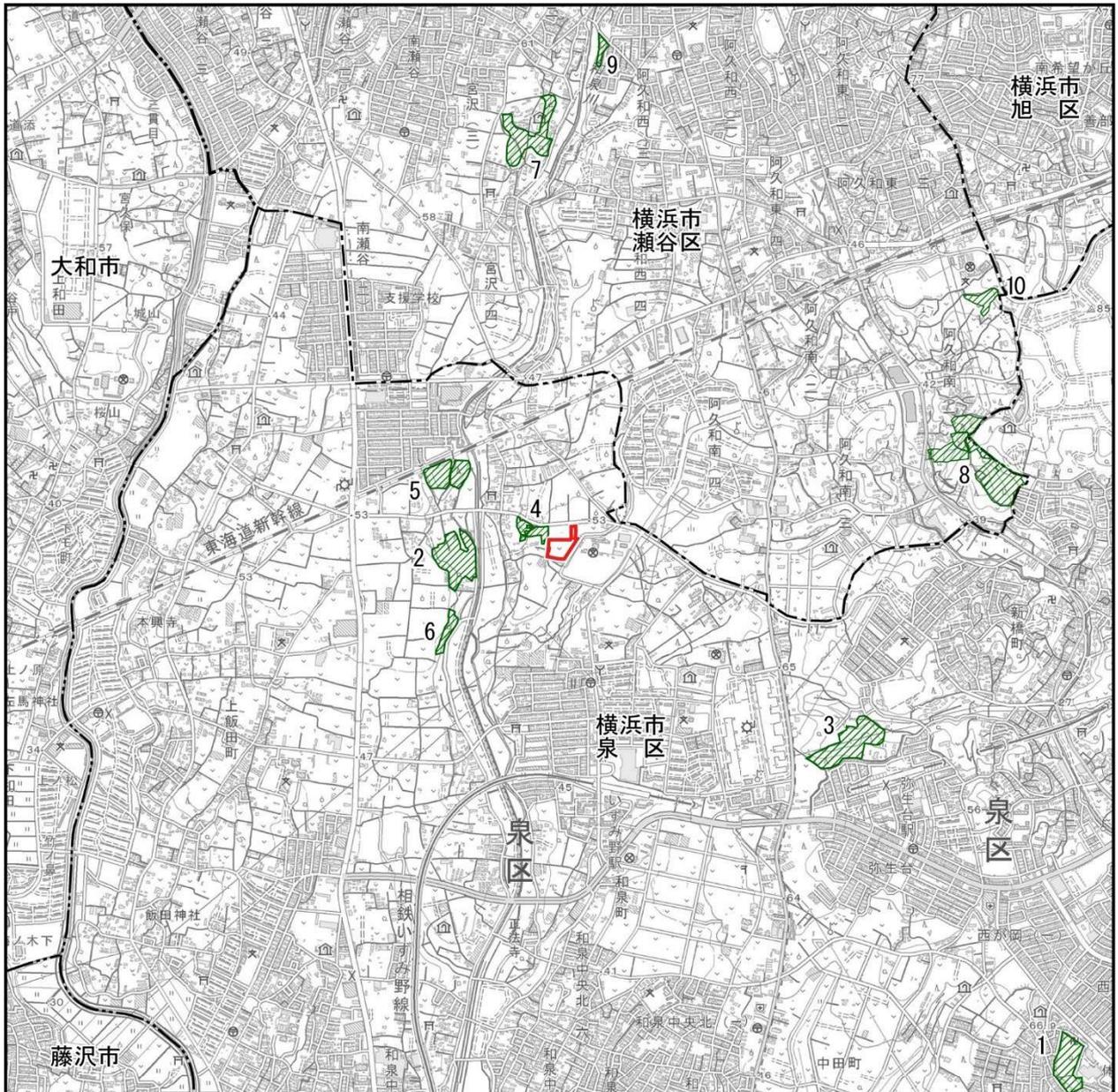
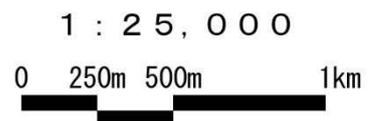


図 2-7 現存植生図



凡 例

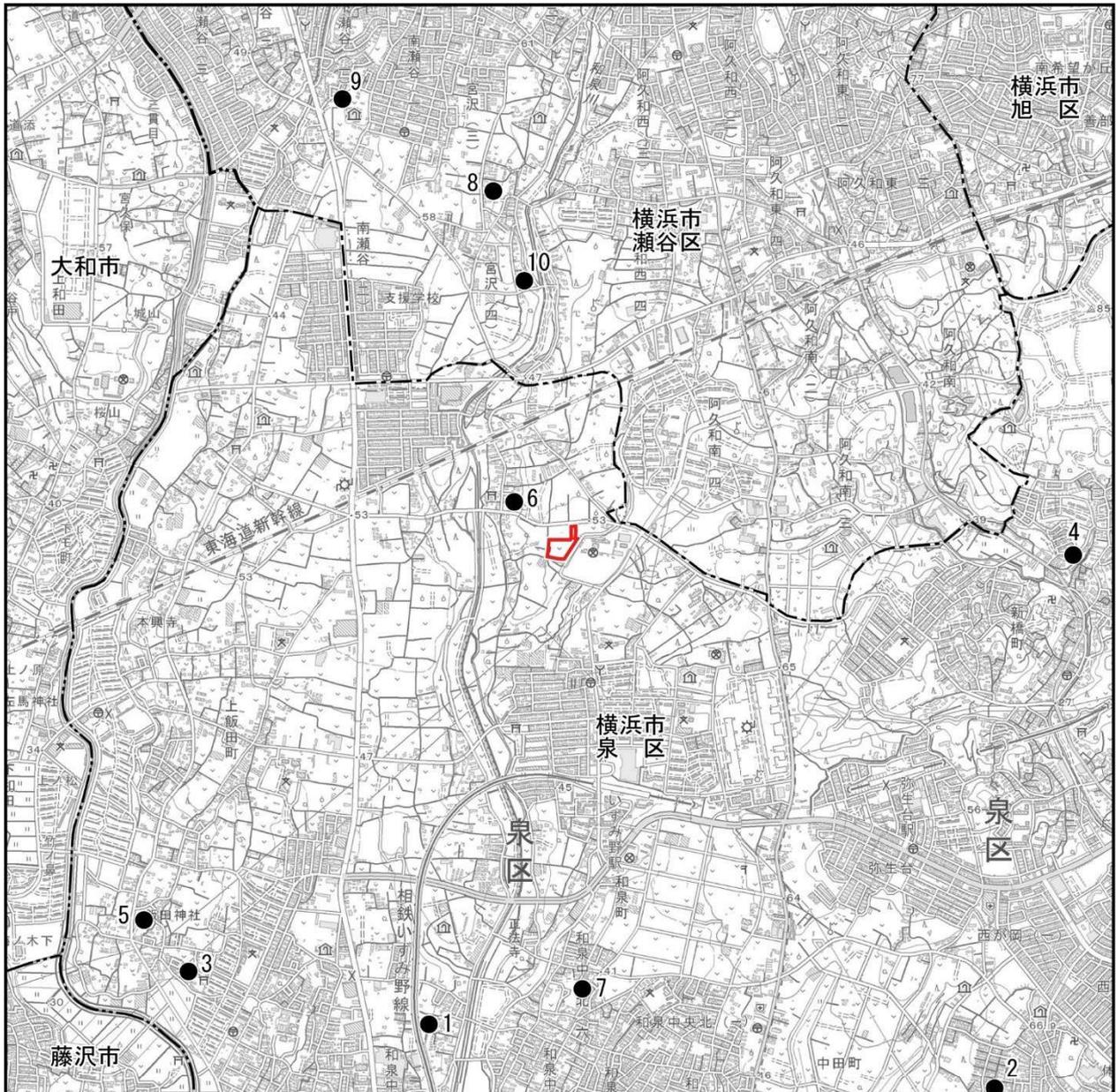
- 計画地
- 市境
- 区境
- 特別緑地保全地区



資料：「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区」
(令和7年9月 横浜市ホームページ)

この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」横浜西部」を使用したものである。

図 2-8 特別緑地保全地区図



凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 名木古木

資料：「名木古木に指定されている樹木一覧」
 (令和7年10月 横浜市ホームページ)

この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」 「横浜西部」を使用したものである。

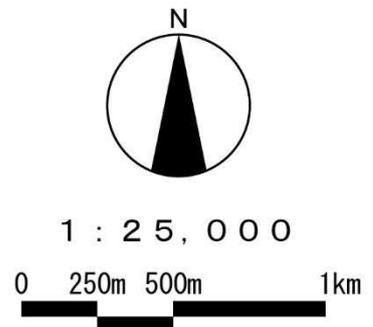


図 2-9 名木古木位置図

(3) 農地・森林

調査対象地域における自然的土地利用状況は表 2-7に示すとおりです。

計画地が位置する泉区には417haの農地が存在し、計画地及びその周辺には比較的大規模な農地が分布しています。瀬谷区の農地は270ha存在しています。

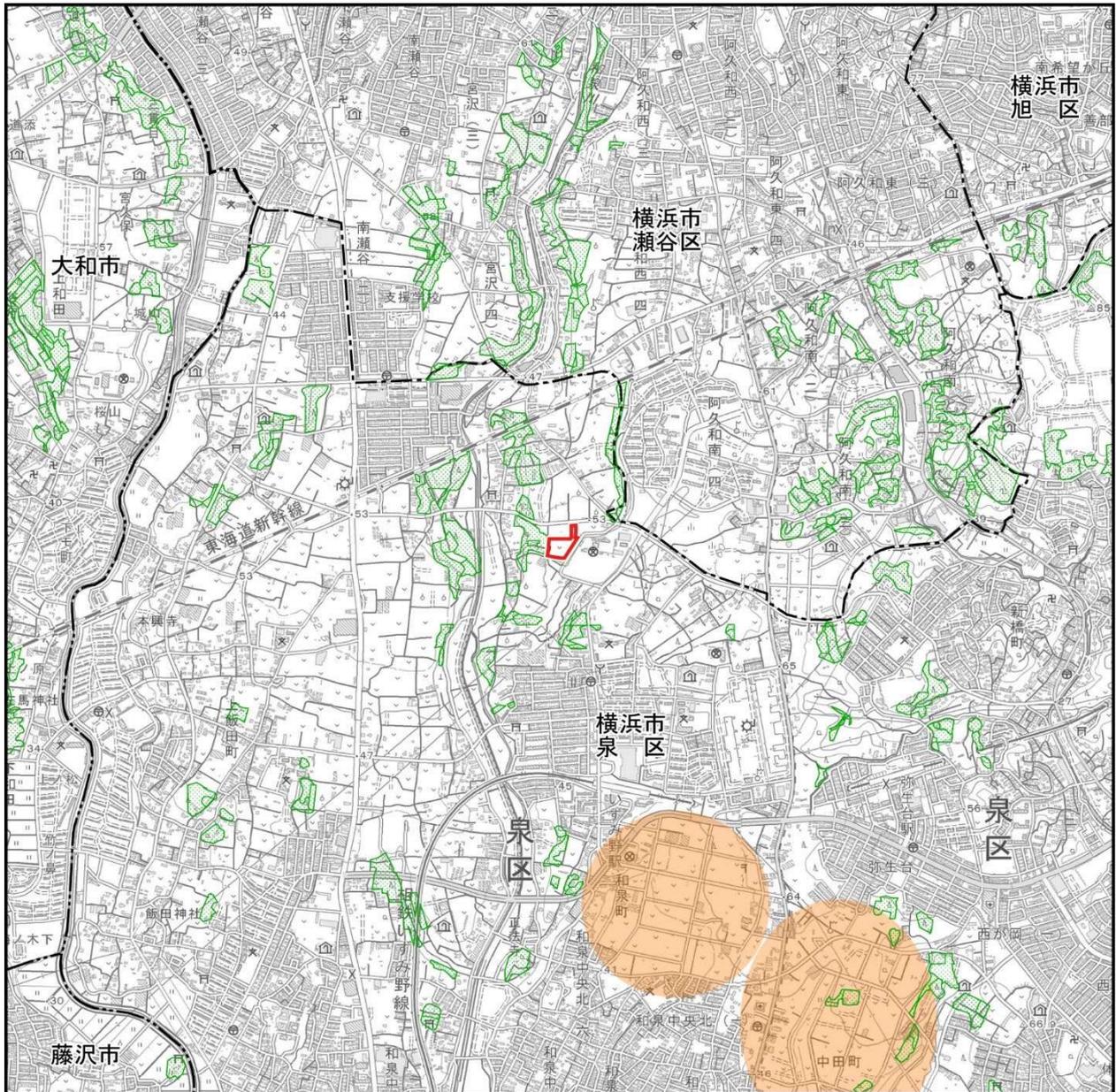
調査区域における「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域の指定状況は、図 2-10に示すとおりです。計画地の南側には、農業専用地区が存在しますが、計画地は農業専用地区に指定されていません。

また、調査区域における「森林法」に基づく地域森林計画対象民有林の指定状況は、図 2-10に示すとおりです。計画地の西側は、地域森林計画対象民有林に指定されていますが、計画地は指定されていません。

表 2-7 自然的土地利用状況

項目	面積 (ha)		
	横浜市	泉区	瀬谷区
農地	2,897	417	270
山林	3,271	125	97
河川・水路・水面	517	23	12
荒地・海浜・法面等	887	58	44

資料：「横浜市土地利用のあらまし 令和元・2年度」(令和5年4月 横浜市建築局企画部都市計画課)

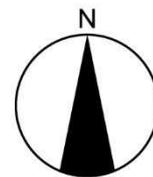


凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 農業専用地区
- 地域森林計画対象民有林

資料：「農業専用地区」（令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）
 「e-かなマップ（地域森林計画対象民有林位置図）」（令和7年12月閲覧 神奈川県ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」「横浜西部」を使用したものである。



1 : 25,000



図 2-10 地域森林計画対象民有林等位置図

2.2.5 人口、産業の状況

(1) 人口

調査対象地域における人口等の状況は、表 2-8(1)、(2)に示すとおりです。

令和6年10月時点の人口及び世帯数は、泉区が約15万人、約6万世帯、瀬谷区が約12万人、約5万世帯となっています。

各区ともに令和2年から令和6年における人口は、減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向となっています。

表 2-8(1) 人口等の状況（令和6年）

行政区分	面積 (km ²)	世帯数 (戸)	人口 (人)	1世帯当り 人員 (人)	人口密度 (人/km ²)
横浜市	438.23	1,817,762	3,771,063	2.07	8,605
泉区	23.58	64,743	150,418	2.32	6,379
瀬谷区	17.17	54,414	121,127	2.23	7,055

注) 令和6年10月1日現在。

資料：「横浜市統計書」（令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）

表 2-8(2) 人口等の推移

行政区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
横浜市	人口 (人)	3,777,491	3,775,352	3,771,961	3,771,766	3,771,063
	世帯数 (戸)	1,753,081	1,767,218	1,781,879	1,799,480	1,817,762
泉区	人口 (人)	152,378	152,196	151,571	150,814	150,418
	世帯数 (戸)	62,847	63,363	63,842	64,136	64,743
瀬谷区	人口 (人)	122,623	122,099	121,652	121,520	121,127
	世帯数 (戸)	52,414	52,890	53,349	54,027	54,414

注) 各年10月1日現在。

資料：「横浜市統計書」（令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）

(2) 産業

調査対象区域における産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 2-9に示すとおりです。

事業所数は各区ともに「卸売業、小売業」が最も多く、従業者数は泉区では「医療、福祉」、瀬谷区では「卸売業、小売業」が最も多くなっています。

表 2-9 産業大分類別事業所数及び従業者数（令和3年）

分 類		横浜市		
		泉区	瀬谷区	
全産業	事業所数（事業所）	117,684	3,558	3,172
	従業者数（人）	1,618,721	38,507	34,338
農業、林業	事業所数（事業所）	176	17	8
	従業者数（人）	1,641	77	50
漁業	事業所数（事業所）	—	—	—
	従業者数（人）	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	事業所数（事業所）	—	—	—
	従業者数（人）	—	—	—
建設業	事業所数（事業所）	11,430	620	471
	従業者数（人）	95,934	3,635	2,747
製造業	事業所数（事業所）	6,013	164	143
	従業者数（人）	124,462	1,828	2,040
電気・ガス・熱供給・水道業	事業所数（事業所）	144	4	1
	従業者数（人）	5,190	9	71
情報通信業	事業所数（事業所）	2,570	35	30
	従業者数（人）	73,329	80	124
運輸業、郵便業	事業所数（事業所）	3,235	59	97
	従業者数（人）	92,048	1,594	3,321
卸売業、小売業	事業所数（事業所）	25,089	657	682
	従業者数（人）	296,217	7,801	7,402
金融業、保険業	事業所数（事業所）	1,701	27	29
	従業者数（人）	32,813	323	334
不動産業、物品賃貸業	事業所数（事業所）	11,449	248	290
	従業者数（人）	53,596	883	1,226
学術研究、専門・技術サービス業	事業所数（事業所）	7,563	152	111
	従業者数（人）	84,545	483	558
宿泊業、飲食サービス業	事業所数（事業所）	12,654	250	274
	従業者数（人）	130,192	2,569	2,529
生活関連サービス業、娯楽業	事業所数（事業所）	8,800	286	256
	従業者数（人）	55,477	1,347	1,312
教育、学習支援業	事業所数（事業所）	5,282	199	145
	従業者数（人）	97,046	3,147	2,635
医療、福祉	事業所数（事業所）	13,472	638	435
	従業者数（人）	257,839	12,385	7,258
複合サービス事業	事業所数（事業所）	378	16	14
	従業者数（人）	5,068	209	131
サービス業 （他に分類されないもの）	事業所数（事業所）	7,396	178	177
	従業者数（人）	169,126	1,384	1,877
公務 （他に分類されるものを除く）	事業所数（事業所）	332	8	9
	従業者数（人）	44,198	753	723

注) 「-」は当該値のないものです。

資料：「横浜市統計書」（令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）

2.2.6 土地利用の状況

(1) 用途地域

計画地における用途地域の指定状況は表 2-10に、調査区域における用途地域の指定状況は図 2-11に示すとおりです。

計画地及びその周辺地域は、市街化調整区域に指定されており、道路をはさんだ北東側の地域は、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域等、東海道新幹線をはさんだ北西側は第1種住居地域及び第1種低層住居専用地域等、さらに南側は第1種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域等に指定されています。

また、調査区域に風致地区の指定はありません。

表 2-10 計画地の土地利用規制状況

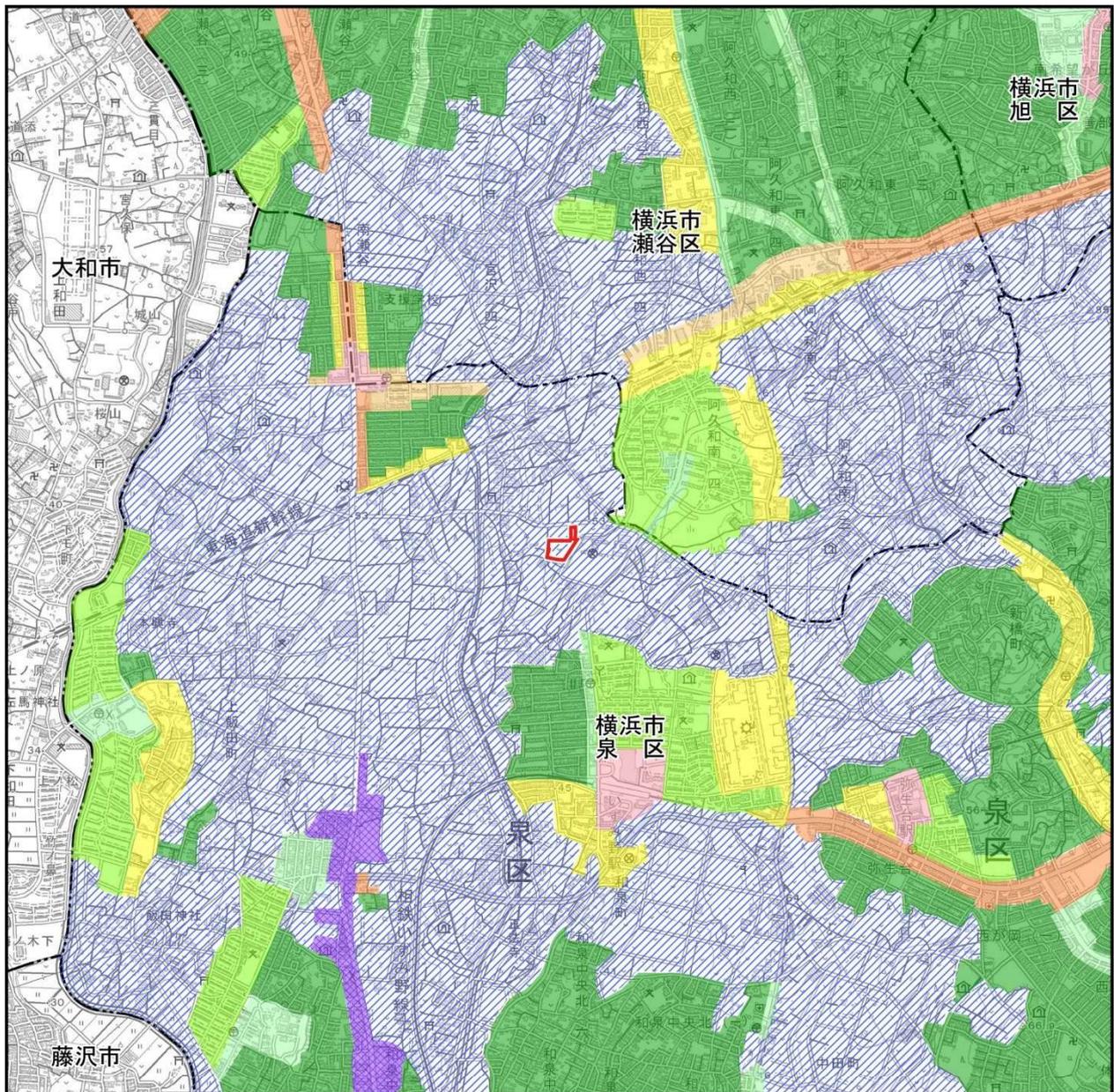
都市計画区域	建ぺい率	容積率
市街化調整区域	50%	80%

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（用途地域等）」（令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）

(2) 土地利用現況

調査区域における土地利用状況は、図 2-12に示すとおりです。

調査区域の土地利用状況は、大部分に「建物用地」及び「その他の農用地」があり、一部に「その他の用地」、「森林」等があります。計画地の土地利用状況は、「その他の農用地」、「その他の用地」及び「建物用地」となっています。



凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域
- 市街化調整区域

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（用途地域等）」（令和7年12月閲覧
横浜市ホームページ）

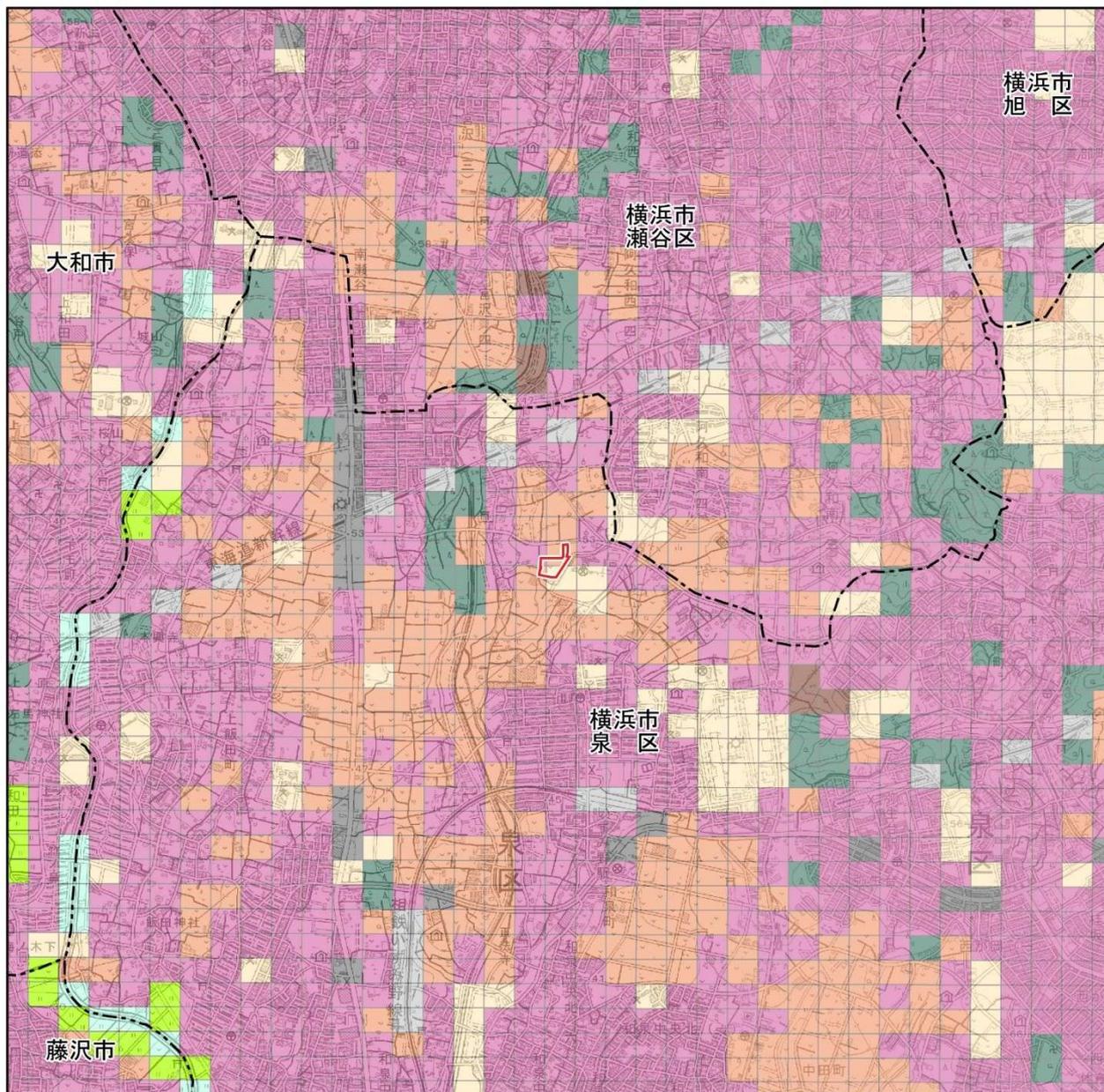
この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」「横浜西部」を使用したものである。



1 : 25,000

0 250m 500m 1km

図 2-11 用途地域の指定状況



凡 例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|  | 計画地 |  | 道路 |
|  | 市境 |  | 鉄道 |
|  | 区境 |  | その他の用地 |
|  | 田 |  | 河川地及び湖沼 |
|  | その他の農用地 | | |
|  | 森林 | | |
|  | 荒地 | | |
|  | 建物用地 | | |



1 : 25,000



資料：「国土数値情報（都市地域土地利用細分メッシュ・令和3年度）」（令和7年12月閲覧 国土交通省ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」「横浜西部」を使用したものである。

図 2-12 土地利用現況図

2.2.7 交通、運輸の状況

(1) 道路交通

調査区域における主要道路は、図 2-13に示すとおりです。

計画地周辺の主要道路として、計画地の西側を南北方向に環状4号線が通過しています。また、計画地の北側を東西方向に鴨居上飯田線が、計画地の東側を南北方向に阿久和鎌倉が通過しています。

調査区域の交通量の状況は表 2-12に、交通量調査区間は図 2-13に示すとおりです。

令和3年度の調査結果をみると、環状4号線(区間番号41110)については、交通量が約13,184台/12時間、大型車混入率が約11.9%、鴨居上飯田線(区間番号80520)については、交通量が約11,380台/12時間、大型車混入率が約10.6%、阿久和鎌倉(区間番号60610)については、交通量が約9,055台/12時間、大型車混入率が約7.9%となっています。

調査区域におけるバス路線は、図 2-14に示すとおりです。

調査区域には、民営バスが運行しています。計画地西側に三家、計画地東側に松陽高校前の停留所があります。

(2) 鉄道

調査区域の鉄道は、図 2-13に示すとおりです。

調査区域には、相鉄いずみ野線及び東海道新幹線が通っています。調査区域の駅としては、相鉄いずみ野線のいずみ野駅及び弥生台駅となっています。

また、調査区域における鉄道駅及び乗車人員は、表 2-11に示すとおりです。

過去5年間の推移をみると、いずれの駅においても乗車人員は、概ね増加傾向にあります。

表 2-11 鉄道駅の乗車人数（1日平均）

単位：人

路線	駅名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相鉄いずみ野線	いずみ野駅	5,391	5,663	5,950	6,200	6,474
	弥生台駅	5,904	6,267	6,688	7,050	7,202

資料：「横浜市統計書」（令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）

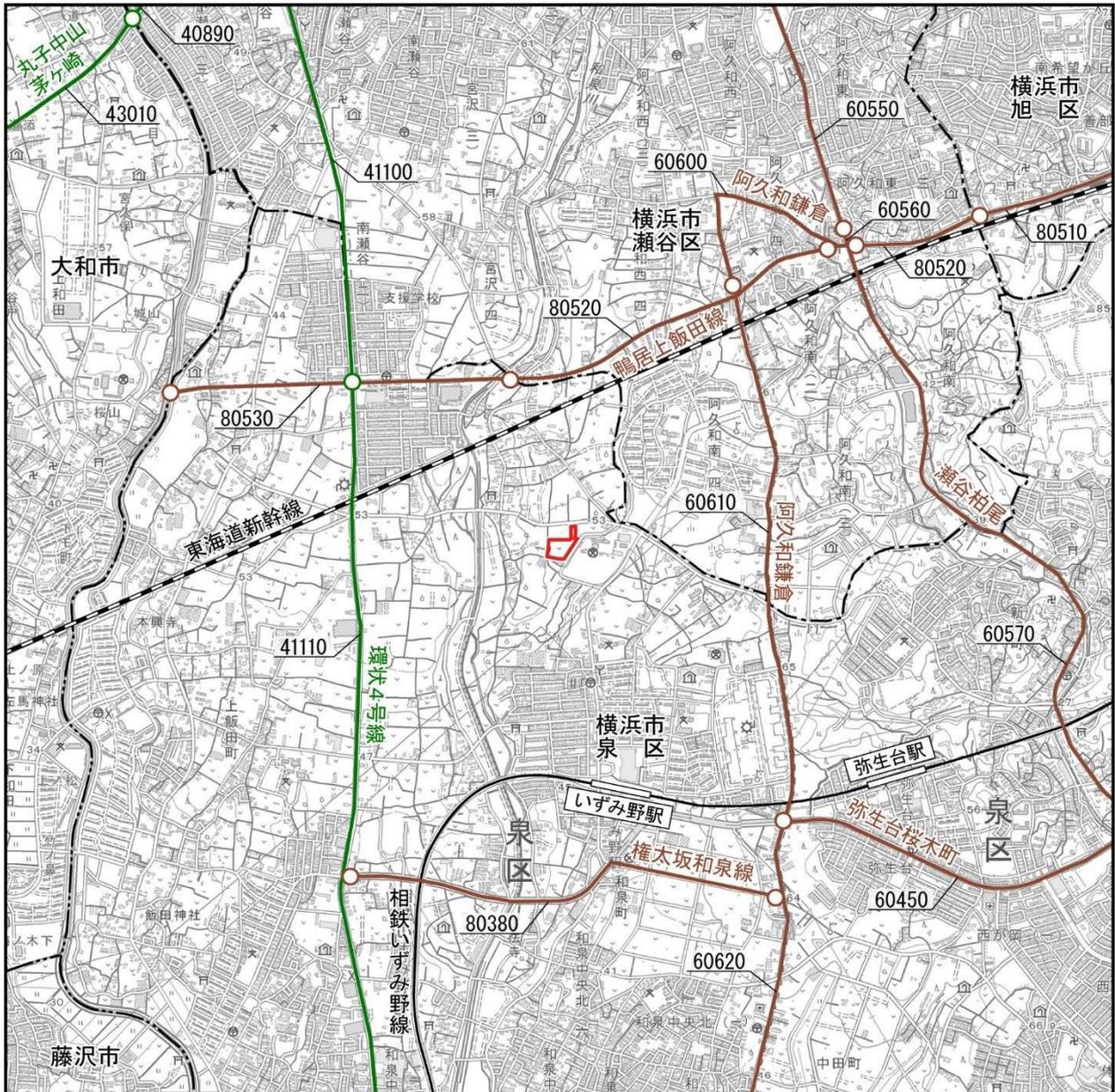
表 2-12 交通量の状況（平日）

種別	道路名 (区間番号)	年度	観測地点	12 時間交通量 (台/12 時間)	12 時間大型車 混入率(%)	24 時間交通量 (台/24 時間)
主要地方道	丸子中山茅ヶ崎 (40890)	H22	瀬谷区北新 23	11,231	23.8	16,173
		H27	二ツ上橋	18,132	13.0	24,116
		R3	瀬谷区北新 23	10,323	16.9	13,936
主要地方道	環状 4 号線 (41100)	H22	瀬谷区南瀬谷 2-37	12,652	11.4	19,105
		H27	下瀬谷二丁目	14,966	10.5	20,054
		R3	瀬谷区下瀬谷 2-20-1	15,943	11.3	21,364
主要地方道	環状 4 号線 (41110)	H22	-	15,186	12.7	20,501
		H27	和泉坂上	14,267	13.5	19,260
		R3	泉区和泉中央北 5-14	13,184	11.9	17,667
主要地方道	丸子中山茅ヶ崎 (43010)	H22	-	19,255	27.9	27,727
		H27	-	25,970	27.9	35,839
		R3	-	25,146	27.9	35,456
県道・市道	弥生台桜木町 (60450)	H22	-	11,446	10.8	16,482
		H27	弥生台	10,186	9.5	13,547
		R3	泉区岡津町 2057-18	11,325	9.8	14,949
県道・市道	瀬谷柏尾 (60550)	H22	二ツ橋	8,975	8.3	12,475
		H27	二ツ橋	9,853	8.9	13,006
		R3	瀬谷区二ツ橋町 162	9,566	7.9	12,627
県道・市道	瀬谷柏尾 (60560)	H22	-	8,170	13.4	11,111
		H27	阿久和	9,111	10.0	11,935
		R3	瀬谷区阿久和南 2-1-6	8,493	10.5	11,126
県道・市道	瀬谷柏尾 (60570)	H22	泉区新橋町 1900	8,051	13.0	10,949
		H27	新橋町西田橋	7,324	11.8	9,594
		R3	泉区岡津町 2057-18	9,578	11.4	12,451
県道・市道	阿久和鎌倉 (60600)	H22	-	11,264	9.7	16,220
		H27	-	14,333	9.7	19,063
		R3	-	13,849	9.7	18,558
県道・市道	阿久和鎌倉 (60610)	H22	瀬谷区阿久和南 3-26	7,812	6.6	11,171
		H27	弥生台	8,622	9.0	11,295
		R3	泉区和泉町 5997-9	9,055	7.9	11,862
県道・市道	阿久和鎌倉 (60620)	H22	泉区和泉町	7,924	9.3	11,411
		H27	弥生台	8,798	8.5	11,525
		R3	戸塚区深谷町 200	8,297	5.2	10,869
県道・市道	権太坂和泉線 (80380)	H22	-	-	-	-
		H27	-	-	-	-
		R3	泉区和泉町 4895	5,241	12.0	6,708
県道・市道	鴨居上飯田線 (80510)	H22	旭区善部町 81	13,125	13.0	18,900
		H27	さちが丘	11,210	11.9	15,021
		R3	旭区善部町 81	12,140	11.0	16,025
県道・市道	鴨居上飯田線 (80520)	H22	瀬谷区宮沢 4-8	11,750	12.7	16,920
		H27	阿久和	11,981	12.1	16,055
		R3	瀬谷区阿久和南 2-1-6	11,380	10.6	15,135
県道・市道	鴨居上飯田線 (80530)	H22	-	9,912	15.2	14,174
		H27	-	12,688	15.2	16,748
		R3	瀬谷区宮沢 4-8	9,295	9.9	12,362

注 1) 区間番号は令和 3 年度の番号であり、図 2-13 と対応します。

注 2) 表中の斜体は推計値を示します。

資料：「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(平成 23 年 9 月 国土交通省道路局)
「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(平成 29 年 6 月 国土交通省道路局)
「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(令和 5 年 6 月 国土交通省道路局)



凡例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 主要地方道
(都道府県道・指定市道)
- 一般都道府県道・指定市の
一般市道
- 00000 区間番号
- 東海道新幹線
- 相鉄いずみ野線

資料：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」
(令和5年6月 国土交通省道路局)
「路線図」(令和7年12月閲覧 相鉄グループ)

この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」「横浜西部」を
使用したものである。



1 : 25,000

0 250m 500m 1km



図 2-13 主要道路、交通量調査区間及び鉄道



凡 例

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画地 | 神奈中バス |
| 市境 | 相鉄バス |
| 区境 | 停留所 |



1 : 25,000

0 250m 500m 1km

資料：「泉区バスマップ」（令和7年1月 横浜市泉区総務部区政推進課）
「神奈川中央交通路線図」（令和8年1月 神奈川中央交通ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」「横浜西部」を使用したものである。

図 2-14 バス路線図

2.2.8 公共施設等の状況

調査区域の主な公共施設等は、表 2-13(1)～(4)及び図 2-15(1)、(2)に示すとおりです。

計画地周辺に存在する公共施設等としては、計画地の東側に神奈川県立松陽高等学校の教育施設等があります。

表 2-13(1) 公共施設等の状況（教育施設等）

行政区分	区分	No.	名称	住所
泉区	保育所 幼稚園	1	いしかわ幼稚園	和泉町7308
		2	善隣館幼稚園	上飯田町3857
		3	横浜市和泉保育園	和泉町5731-6
		4	横浜文化保育園	上飯田町4613
	小学校	5	横浜市立飯田北いちょう小学校	上飯田町3795
		6	横浜市立いずみ野小学校	和泉町6211
	中学校	7	横浜市立いずみ野中学校	和泉町6201
		8	横浜市立上飯田中学校	上飯田町2254
	高等学校	9	神奈川県立松陽高等学校	和泉町7713
		10	秀英高等学校	和泉町7865
瀬谷区	認定こども園	11	みなみ幼稚園	阿久和南 4-16-1
	小学校	12	横浜市立原小学校	阿久和東 4-33-1
	特別支援学校	13	神奈川県立横浜ひなたやま支援学校	南瀬谷 2-20

資料：「ここdeサーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）」（令和7年12月閲覧 WAM NETホームページ）
「幼稚園・認定こども園一覧」（令和7年9月 横浜市ホームページ）
「神奈川県公立学校名簿」（令和7年4月 神奈川県ホームページ）
「神奈川県私立学校名簿」（令和7年5月 神奈川県ホームページ）

表 2-13(2) 公共施設等の状況（医療機関）

行政区分	No.	名称	住所
泉区	1	横浜いずみ台病院	和泉町7838
瀬谷区	2	医療法人社団哺育会 横浜相原病院	阿久和南 2-3-12

資料：「神奈川県医療機関名簿」（令和7年4月 神奈川県）
「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（令和7年10月 横浜市ホームページ）

表 2-13(3) 公共施設等の状況(福祉施設)

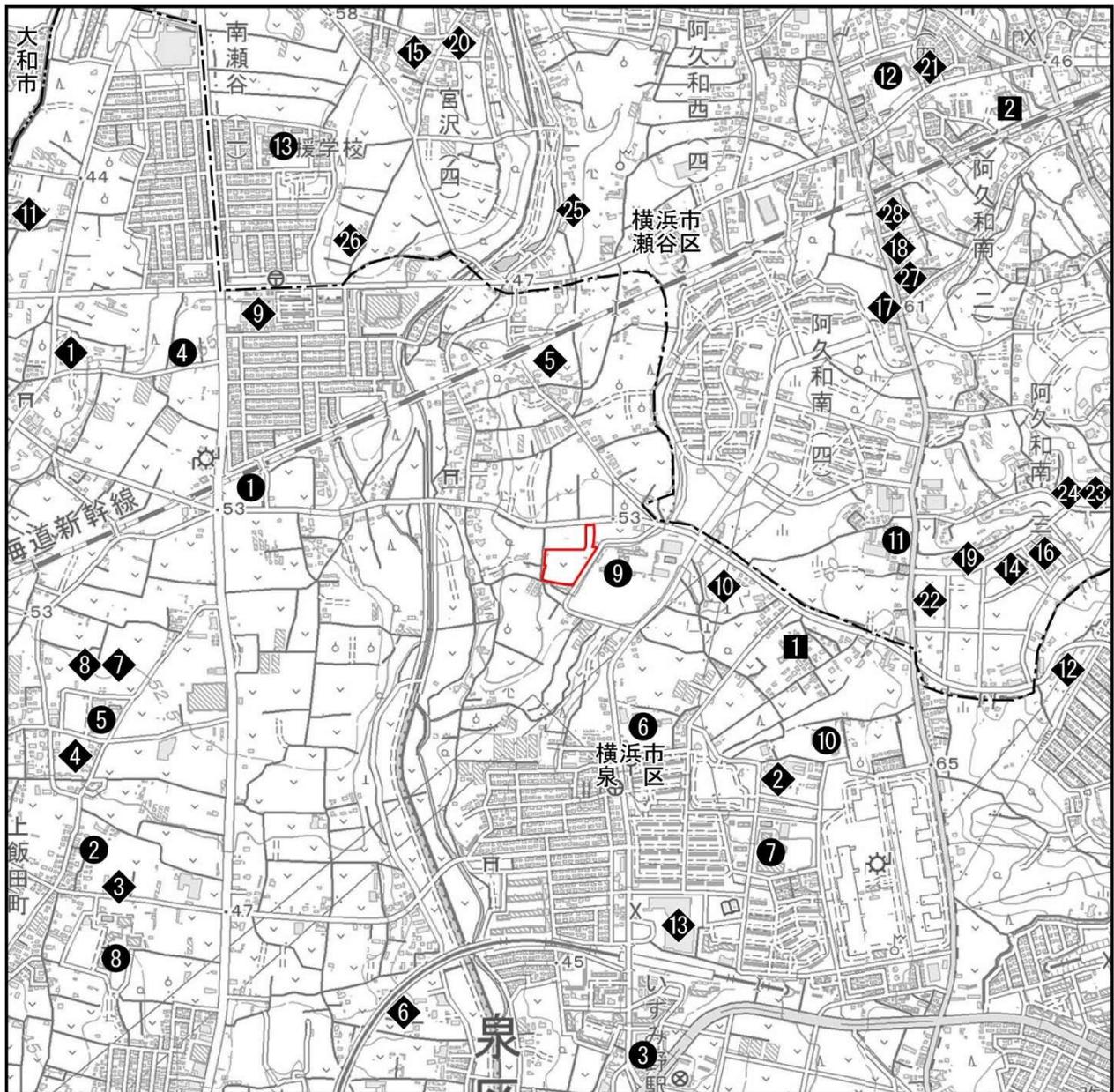
行政区分	区分	No.	名称	住所
泉区	特別養護 老人ホーム	1	いずみ芙蓉苑	上飯田町4631
		2	白寿荘	和泉町6181
	介護老人保健施設	3	横浜いずみ介護老人保健施設	上飯田町3873- 1
	認知症高齢者 グループホーム	4	いきいきの家 泉	上飯田町3805- 6
		5	グループホーム いずみ	和泉町7600- 4
		6	グループホーム ソフィアいずみ	和泉町6418-19
		7	グループホーム みんなの家 横浜飯田北Ⅰ	上飯田町3795- 9
		8	グループホーム みんなの家 横浜飯田北Ⅱ	上飯田町3795- 1
		9	グループホーム やすらぎ	和泉町7315- 7
		10	グループホーム やまもも	和泉町7737-11
		11	クレール横浜いずみ	上飯田町4724- 3
		介護付有料 老人ホーム等	12	はなまるハウス弥生台
	地域ケアプラザ	13	いずみ野地域ケアプラザ	和泉町6214- 1
瀬谷区	特別養護 老人ホーム	14	みなみの苑	阿久和南 3-28- 3
	介護老人保健施設	15	宮沢の里はなもも苑	宮沢 4-13- 1
		16	恵の杜	阿久和南 3-29- 1
	認知症高齢者 グループホーム	17	グループホーム あいらんど	阿久和南 4-11- 2
		18	グループホーム すもも	阿久和南 2-10- 1
		19	グループホーム はなもも	阿久和南 3-25- 1
		20	グループホーム ふあいと宮沢	宮沢四丁目11番地の15
		21	グループホーム ほのぼの	阿久和東 4-32- 3
		22	グループホーム みなみ	阿久和南 3-26- 3
		23	グループホーム みなみの風	阿久和南 3-18- 9
		24	グループホーム みなみの里	阿久和南 3-18-10
		25	グループホーム みんなの家 横浜宮沢 2	宮沢 4-5-12
		26	グループホーム みんなの家 横浜宮沢 3	宮沢 4-28- 8
	小規模多機能型 居宅介護	27	小規模多機能型居宅介護事業所 ロマン	阿久和南 2-11-18
	地域ケアプラザ	28	横浜市阿久和地域ケアプラザ	阿久和南 2-9- 2

資料：「高齢者福祉保健施設一覧」(令和7年12月 横浜市ホームページ)
「地域ケアプラザ紹介」(令和6年10月 横浜市ホームページ)

表 2-13(4) 公共施設等の状況(公園・緑地)

行政区分	区分	No.	名称	面積 (m ²)
泉区	近隣公園	1	いずみ台公園	18,167
	街区公園	2	泉新橋公園	2,165
		3	和泉町横根公園	533
		4	内林公園	1,473
		5	内林第二公園	2,920
		6	上飯田北公園	886
		7	上飯田向ヶ原公園	900
		8	日向山公園	1,548
		9	弥生台西公園	3,091
		10	八幡山公園	1,995
	市民の森	11	新橋市民の森	43,000
瀬谷区	近隣公園	12	阿久和大久保原公園	19,065
	街区公園	13	阿久和雨池公園	268
		14	阿久和蟹沢公園	5,606
		15	阿久和南二丁目公園	227
		16	日向山下原公園	7,582

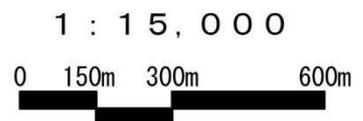
資料：「横浜市の都市公園 データ集」(令和7年3月 横浜市ホームページ)
「市民の森の指定状況」(令和7年10月 横浜市ホームページ)
「横浜市公園緑地配置図」(平成29年7月 横浜市)



凡 例

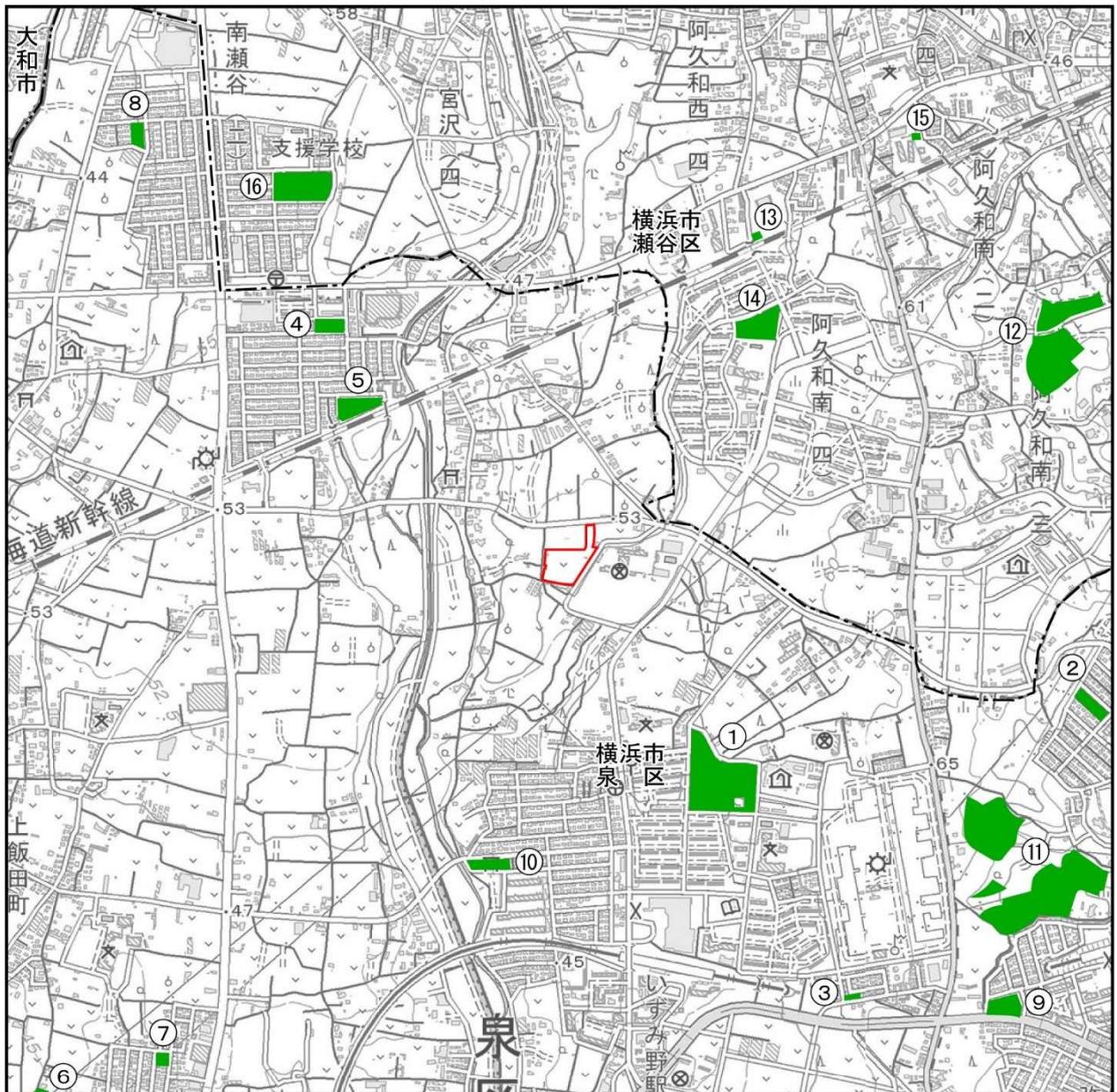
- 計画地
- 市境
- 区境
- 教育施設等
- 医療機関
- 福祉施設

資料:「ここdeサーチ (子ども・子育て支援情報公表システム)」
 (令和7年12月閲覧 WAM NETホームページ)
 「幼稚園・認定こども園一覧」
 (令和7年9月 横浜市ホームページ)
 「神奈川県公立学校名簿」(令和7年4月 神奈川県ホームページ)
 「神奈川県私立学校名簿」(令和7年5月 神奈川県ホームページ)
 「神奈川県医療機関名簿」(令和7年4月 神奈川県)
 「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」
 (令和7年10月 横浜市ホームページ)
 「高齢者福祉保健施設一覧」(令和7年12月 横浜市ホームページ)
 「地域ケアプラザ紹介」(令和6年10月 横浜市ホームページ)



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」「横浜西部」を使用したものである。

図 2-15(1) 公共施設等の位置図 (教育施設等、医療機関及び福祉施設)



凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 主な公園・緑地



1 : 15,000



資料：「横浜市公園緑地配置図」（平成29年7月1日 横浜市）

この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」「横浜西部」を使用したものである。

図 2-15(2) 公共施設等の位置図（公園・緑地）

2.2.9 文化財等の状況

計画地及びその周辺には指定・登録文化財等は存在しません。

調査区域における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 2-14及び図 2-16に示すとおりです。

調査区域に複数の埋蔵文化財包蔵地がありますが、計画地にはありません。

表 2-14 埋蔵文化財包蔵地の状況

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期
泉区	1	上飯田町4632付近	散布地	畑地	台地上	歴史
	2	和泉町7246付近	散布地	畑地・宅地	台地上	縄文(中期)・古墳以降・近世
	3	和泉町7591付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳以降
	4	和泉町7669付近	散布地	畑地	台地上	縄文(中期)
	5	和泉町6226付近	包含地	公園・宅地	台地縁辺	先土器
	6	和泉町6460付近	集落跡	畑地・線路	台地上	古墳(後期)
	7	和泉町5640付近	散布地	畑地・宅地	台地上	縄文(中期)
	8	和泉町5879付近	集落跡	畑地・宅地	台地上	縄文(中期)
	9	弥生台53・66付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)・弥生(後期)・古墳
	10	新橋町860、 弥生台7付近	散布地	畑地・荒地	台地上・斜面	縄文(早・中期)
	11	弥生台72付近	集落跡	宅地	台地上	先土器・縄文(早～中期)
	12	新橋町927付近	散布地	宅地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)
	13	新橋町1012付近	散布地	ゴルフ場・宅地・荒地	台地上・斜面	縄文(早・前期)
瀬谷区	14	宮沢町23・42付近	散布地	畑地	台地上	縄文(前・中期)・弥生(後期)・古墳
	15	阿久和西四丁目29付近	散布地	畑地	台地上	縄文(前・中期)
	16	阿久和西四丁目10付近	集落跡	畑地・宅地	台地上・斜面	縄文(中・後期)・古墳
	17	阿久和南四丁目8付近	集落跡	宅地	台地上	縄文(中期)
	18	阿久和南二丁目4付近	散布地	畑地・線路	台地上	縄文
	19	阿久和東三丁目6付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文
	20	阿久和南一丁目3・12付近	散布地	畑地・墓地・学校用地	台地上	縄文(前・中・後期)
	21	阿久和南二丁目32・ 三丁目10付近	集落跡	畑地・宅地	台地上・斜面	縄文(前・中・後期)・弥生(後期)
	22	阿久和南三丁目25・ 38付近	散布地	畑地・宅地	台地上・台地 斜面	縄文(早・前?・中・後期)・弥生 (後期)

資料：「横浜市行政地図情報提供システム 文化財ハマSite」(令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ)



凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 埋蔵文化財包蔵地

資料：「横浜市行政地図情報提供システム 文化財ハマSite」
 (令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ)

この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」「横浜西部」を使用したものである。

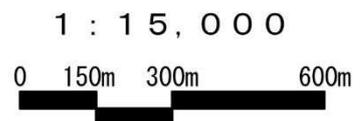


図 2-16 埋蔵文化財包蔵地の位置図

2.2.10 公害等の状況

(1) 公害苦情の状況

調査対象地域における令和6年度における公害苦情の発生状況は、表2-15に示すとおりです。

横浜市全体の公害苦情総数は1,572件であり、公害苦情が多い項目は騒音(585件)、大気汚染(413件)、悪臭(313件)となっています。また、計画地のある泉区の公害苦情総数は、73件であり、公害苦情が多い項目は悪臭(21件)、大気汚染(20件)、騒音(19件)となっています。

表 2-15 公害苦情の発生状況(令和6年度)

行政区分	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,572	413	42	—	585	197	—	313	22
泉区	73	20	2	—	19	9	—	21	2
瀬谷区	64	17	2	—	26	9	—	9	1

資料：「横浜市統計書」(令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ)

(2) 大気汚染の状況

大気汚染に係る環境基準は表2-16に示すとおりです。

計画地周辺の一般環境大気測定局である、泉区和泉中央北測定局及び瀬谷区南瀬谷測定局の位置は図2-17に、測定結果は表2-17(1)～(6)に示すとおりです。

令和2～6年度までの環境基準の適合状況については、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質(PM2.5)は、全ての時期で環境基準に適合しています。ダイオキシン類についても、測定が行われた全ての時期で環境基準に適合しています。一方、光化学オキシダントは全て不適合となっていますが、これは全国的にも同様の傾向です。

表 2-16 大気汚染に係る環境基準

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	短期的評価	1時間値が0.1ppmを超えないこと。 日平均値が0.04ppmを超えないこと。
	長期的評価	日平均値が0.04ppmを超えた日数が1年間で2%（7日）以内であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	短期的評価	1時間値が0.20mg/m ³ を超えないこと。 日平均値が0.10mg/m ³ を超えないこと。
	長期的評価	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数が1年間で2%（7日）以内であり、かつ、日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	短期的評価	8時間値が20ppmを超えないこと。 日平均値が10ppmを超えないこと。
	長期的評価	日平均値が10ppmを超えた日数が1年間で2%（7日）以内であり、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	98%値評価	日平均値が0.06ppmを超えた日数が1年間で2%（7日）以内であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	年平均値評価・ 98%値評価の併用	年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が35μg/m ³ を超えた日数が1年間で2%（7日）以内であること。
光化学オキシダント (O _x)	短期的評価	1年間の昼間（5～20時）のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注1) 2%除外値で評価する浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素は、有効測定日数が325日以上ある場合許容日数は7日となります。

注2) 98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が326日以上ある場合、許容日数は7日となります。

注3) 横浜市は二酸化窒素について、「横浜市環境管理計画」において目標値を0.04ppmとしています。

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月 環告第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月 環告第38号）

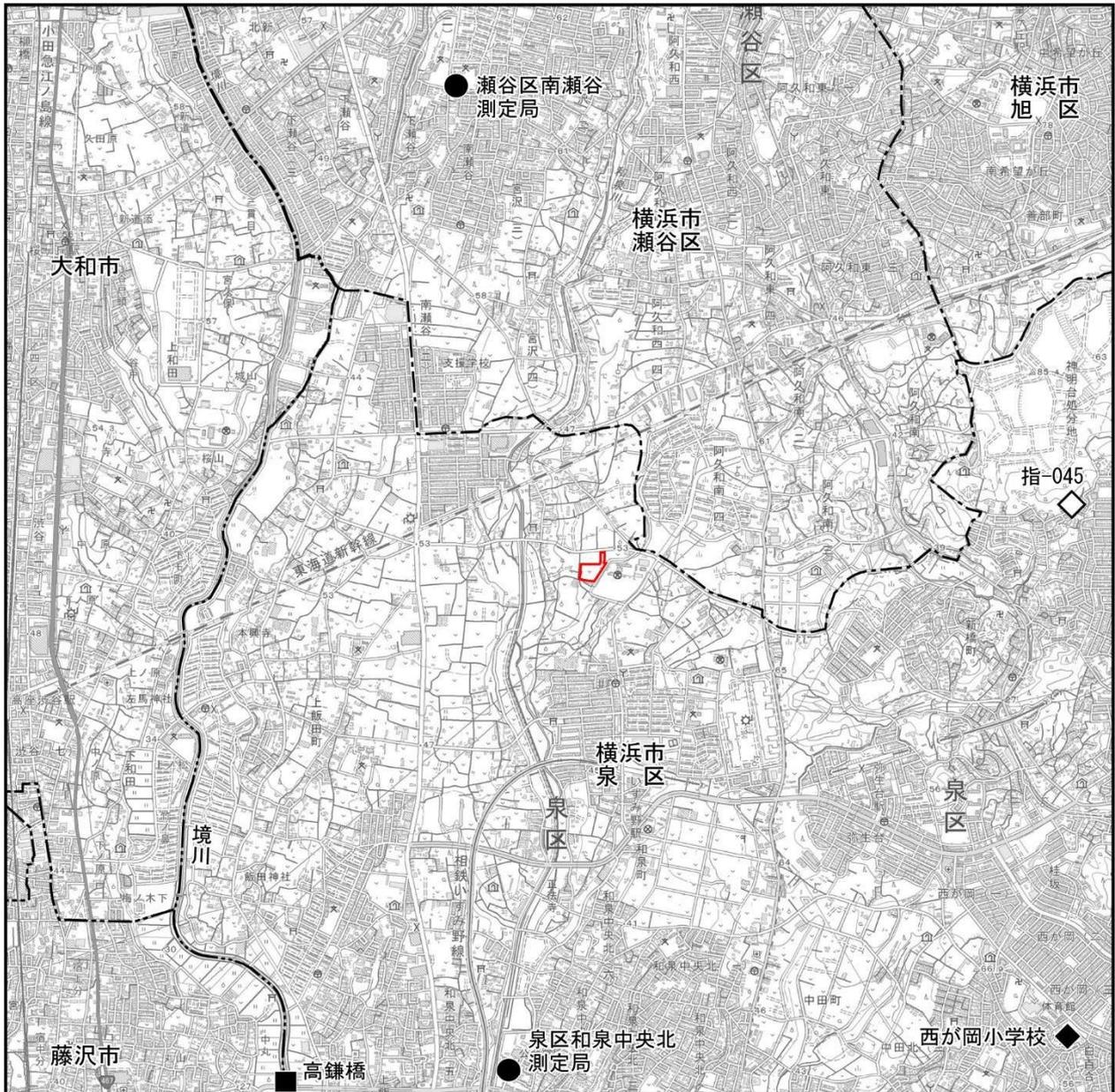
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月 環告第33号）

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環告第68号）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」

（令和7年7月調べ、国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ）

「生活環境保全推進ガイドライン」（平成31年3月、横浜市みどり環境局ホームページ）



凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 一般環境大気測定局
- 公共用水域水質測定地点
- 土壤中のダイオキシン類調査地点
- 形質変更時要届出区域



1 : 30,000



資料：「令和6年度 横浜市大気測定結果報告書」(令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ)
「令和6年度 水質測定結果報告書」(令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ)
「土壤中のダイオキシン類調査結果(令和2年度)」(令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ)
「汚染された区域に指定された土地」(令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ)

この地図は、国土院発行の2万5千分の1地形図「座間」「横浜西部」を使用したものである。

図 2-17 測定局等の位置図

表 2-17(1) 大気質測定結果（二酸化硫黄）

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを超えた 日が2日以上連続 したことの有無	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)	環境基準 の適合・ 不適合
泉区 和泉中央北	令和2年度	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和3年度	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和4年度	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和5年度	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和6年度	0.002	0.003	無	0	0	○
瀬谷区 南瀬谷	令和2年度	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和3年度	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和4年度	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和5年度	0.002	0.002	無	0	0	○
	令和6年度	0.002	0.002	無	0	0	○

注) 環境基準の適合・不適合状況：○は環境基準（短期的評価：1時間値が0.10ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppm以下であること、長期的評価：日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続していないこと）に適合することを示します。

資料：「令和2～令和6年度 横浜市大気測定結果報告書」（令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）

表 2-17(2) 大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

測定局	年度	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日が2日以上連続 したことの有無	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環境基準 の適合・ 不適合
泉区 和泉中央北	令和2年度	0.014	0.040	無	0	0	○
	令和3年度	0.015	0.035	無	0	0	○
	令和4年度	0.015	0.033	無	0	0	○
	令和5年度	0.015	0.034	無	0	0	○
	令和6年度	0.015	0.042	無	0	0	○
瀬谷区 南瀬谷	令和2年度	0.016	0.041	無	0	0	○
	令和3年度	0.016	0.035	無	0	0	○
	令和4年度	0.017	0.034	無	0	0	○
	令和5年度	0.016	0.036	無	0	0	○
	令和6年度	0.017	0.043	無	0	0	○

注) 環境基準の適合・不適合状況：○は環境基準（短期的評価：1時間値が0.20mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下、長期的評価：日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続していない）を達成していることを示します。（長期的評価は年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とします。）

資料：「令和2～令和6年度 横浜市大気測定結果報告書」（令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）

表 2-17(3) 大気質測定結果（二酸化窒素）

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数 (日)	98%値評価によ る日平均値が 0.06ppmを超えた 日数 (日)	環境基準 の適合・不適合
泉区 和泉中央北	令和2年度	0.012	0.030	0	0	○
	令和3年度	0.013	0.028	0	0	○
	令和4年度	0.012	0.030	0	0	○
	令和5年度	0.011	0.028	0	0	○
	令和6年度	0.010	0.025	0	0	○
瀬谷区 南瀬谷	令和2年度	0.012	0.030	0	0	○
	令和3年度	0.012	0.028	0	0	○
	令和4年度	0.011	0.027	0	0	○
	令和5年度	0.010	0.026	0	0	○
	令和6年度	0.010	0.024	0	0	○

注) 環境基準の適合・不適合状況：○は環境基準（日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）及び横浜市環境管理計画の目標値（0.04ppm以下）に適合することを示します。

資料：「令和2～令和6年度 横浜市大気測定結果報告書」（令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）

表 2-17(4) 大気質測定結果（微小粒子状物質）

測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98% 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	環境基準 の適合・不適合
泉区 和泉中央北	令和2年度	10.9	27.1	2	○
	令和3年度	9.1	23.1	0	○
	令和4年度	9.5	20.8	0	○
	令和5年度	9.5	21.5	0	○
	令和6年度	9.6	27.6	0	○
瀬谷区 南瀬谷	令和2年度	10.4	24.4	1	○
	令和3年度	9.8	22.0	0	○
	令和4年度	10.0	19.4	0	○
	令和5年度	9.5	21.5	0	○
	令和6年度	9.5	23.8	1	○

注) 環境基準の適合・不適合状況：○は環境基準（短期的評価：日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、長期的評価：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）に適合することを示します。

資料：「令和2～令和6年度 横浜市大気測定結果報告書」（令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）

表 2-17(5) 大気質測定結果（光化学オキシダント）

測定局	年度	昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数 (日)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数(時間)	環境基準 の適合・不適合
泉区 和泉中央北	令和2年度	0.031	-	206	×
	令和3年度	0.033	63	296	×
	令和4年度	0.032	60	277	×
	令和5年度	0.033	59	298	×
	令和6年度	0.035	75	372	×
瀬谷区 南瀬谷	令和2年度	0.031	-	228	×
	令和3年度	0.032	53	210	×
	令和4年度	0.031	49	217	×
	令和5年度	0.033	53	237	×
	令和6年度	0.035	75	338	×

注1) 環境基準の適合・不適合状況：×は環境基準（1時間値が0.06ppm以下）に不適合であることを示します。

注2) 令和2年度の昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数のデータは公開されていないため「-」で示します。

資料：「令和2～令和6年度 横浜市大気測定結果報告書」（令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）

表 2-17(6) 大気質測定結果（ダイオキシン類）

測定局	年度	年平均値 ($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)	環境基準 の適合・不適合
泉区 和泉中央北	令和2年度	0.014	○
	令和3年度	-	-
	令和4年度	-	-
	令和5年度	0.0063	○
	令和6年度	-	-
瀬谷区 南瀬谷	令和2年度	-	-
	令和3年度	0.016	○
	令和4年度	-	-
	令和5年度	-	-
	令和6年度	0.0077	○

注1) 環境基準の適合・不適合状況：○は環境基準（年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下）に適合することを示します。

注2) 「-」は測定が行われていないことを示します。

資料：「令和2～令和6年度 横浜市大気測定結果報告書」（令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）

(3) 水質汚濁の状況

ア 河川の水質

計画地に近い公共用水域水質測定地点である境川の高鎌橋における水質の調査位置は、図 2-17に、経年変化は、表 2-18に示すとおりです。

境川の高鎌橋については、令和2年度から令和6年度までにおいて、全ての項目で環境基準に適合しています。

表 2-18 公共用水域水質測定地点における水質の推移

地点	測定項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準 (D類型、 生物B)
河川： 境川 高鎌橋	水素イオン濃度指数 (pH)	—	7.8	7.9	7.8	7.8	7.8	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD) [75%値]	mg/L	1.7	1.3	1.5	1.3	1.7	8以下
	浮遊物質量 (SS)	mg/L	2	3	3	4	4	100以下
	溶存酸素量 (DO)	mg/L	8.9	10.0	8.9	8.7	8.6	2以上
	大腸菌数	CFU/100mL	—	—	670	1,300	4,300	—
	大腸菌群数	MPN/100mL	2,600	5,600	—	—	—	—
	全垂鉛	mg/L	0.021	0.017	0.019	0.019	0.017	0.03以下
	ノニルフェノール	mg/L	—	—	—	—	—	0.002以下
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	mg/L	—	—	—	—	—	0.04以下	

注1) 「—」は測定が行われていないことを示します。

注2) 環境基準のD類型においては、大腸菌に関する基準はありません。また、大腸菌に関する指標については、令和3年4月1日から「大腸菌数」に変更となっており、令和4年度以降の測定は「大腸菌数」で行われています。

資料：「令和2～6年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ)

イ 地下水の水質

調査区域における地下水の水質測定結果は、表 2-19及び図 2-18に示すとおりです。

令和2年度から令和6年度までにおいて、令和2年度における瀬谷区橋戸二丁目のテトラクロロエチレン、令和3年度及び令和6年度における泉区和泉町の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、令和3年度及び令和4年度における泉区新橋町の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、環境基準を超過しています。

表 2-19 地下水の水質測定結果

No.	測定地点	調査の種類	年度	環境基準超過項目
1	瀬谷区宮沢三丁目	概況調査（メッシュ調査）	令和4年度	なし
	瀬谷区宮沢二丁目	概況調査（メッシュ調査）	令和3年度	なし
	瀬谷区橋戸三丁目	概況調査（定点調査）	令和2年度	なし
			令和5年度	なし
	瀬谷区橋戸二丁目	継続監視調査	令和2年度	テトラクロロエチレン
			令和3年度	なし
令和4年度			なし	
令和5年度			なし	
2	瀬谷区阿久和東一丁目	概況調査（メッシュ調査）	令和4年度	なし
	瀬谷区阿久和東二丁目	概況調査（メッシュ調査）	令和3年度	なし
3	瀬谷区阿久和西三丁目	概況調査（メッシュ調査）	令和4年度	なし
	泉区和泉町	継続監視調査	令和2年度	なし
			令和3年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
			令和4年度	なし
			令和5年度	なし
令和6年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			
4	瀬谷区阿久和南二丁目	概況調査（メッシュ調査）	令和4年度	なし
5	泉区上飯田町	概況調査（メッシュ調査）	令和5年度	なし
	泉区上飯田町	概況調査（定点調査）	令和3年度	なし
			令和6年度	なし
6	泉区中田東四丁目	概況調査（メッシュ調査）	令和5年度	なし
	泉区新橋町	継続監視調査	令和2年度	なし
			令和3年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
			令和4年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
			令和5年度	なし
			令和6年度	なし

注1) 表中のNo. は、図 2-18に対応します。

注2) 定点調査について、調査地点が含まれるメッシュNo. を記載しています。

資料:「令和2～6年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ)

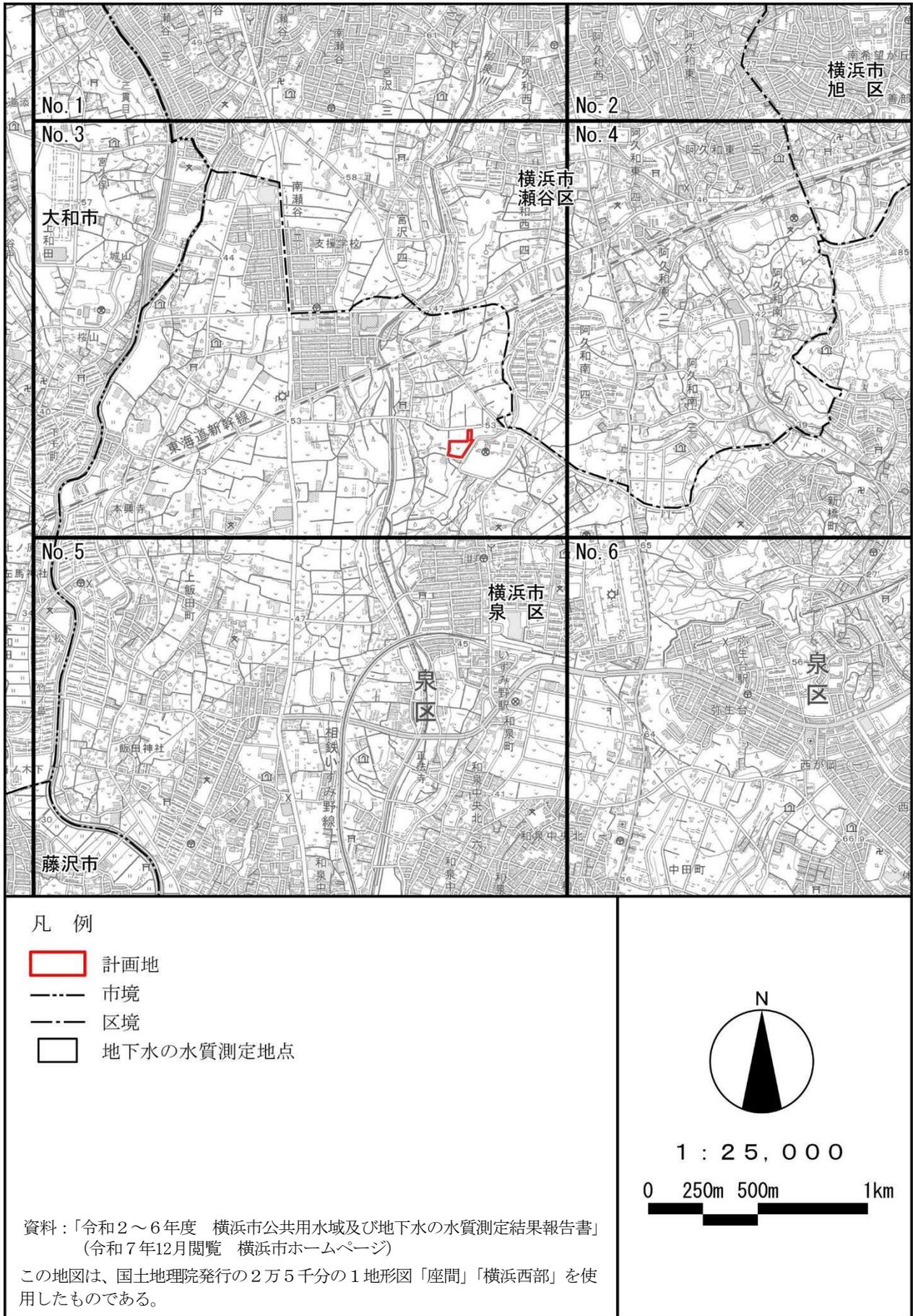


図 2-18 地下水の水質測定地点

(4) 土壌汚染の状況

令和2年度から令和6年度において計画地周辺で実施されている土壌中のダイオキシン類調査は、令和2年度に西が岡小学校（西が岡三丁目12-11）で実施されており、調査位置は図 2-17に、調査結果は表 2-20に示すとおりです。

調査結果は、0.013 pg-TEQ/gであり、環境基準（1,000pg-TEQ/g）に適合しています。

表 2-20 土壌中のダイオキシン類調査結果（令和2年度）

項目	地点名	ダイオキシン類濃度
土壌中のダイオキシン類 (pg-TEQ/g)	西が岡小学校	0.013

資料：「土壌中のダイオキシン類調査結果（令和2年度）」（令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）

また、計画地及びその周辺地域における「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定状況は、表 2-21及び図 2-17に示すとおりです。計画地東側約2kmの位置に、形質変更時要届出区域に指定される区域が1カ所あります。計画地は、「土壌汚染対策法」に基づく指定はされていません。

表 2-21 調査区域の形質変更時要届出区域

指定番号	所在地（地番）	指定年月日	面積 (㎡)	指定基準に適合しない 特定有害物質	地下水 汚染の 有無
指-045	泉区新橋町 1511番イの1の一部 外	平成24年2月24日	660	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、シマジン、チウラム、チオベンカルブ、PCB、有機りん化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	不明

資料：「汚染された区域に指定された土地」（令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）

(5) 騒音の状況

ア 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音の測定地点は、図 2-19に示すとおりです。また、道路交通騒音における測定結果は、表 2-22に示すとおりです。

夜間の県道丸子中山茅ヶ崎において、環境基準に不適合ですが、その他の地点において、環境基準に適合しています。

表 2-22 道路交通騒音の測定結果

No.	測定場所	路線名	用途地域	地域の 類型	特例 適用	測定結果 (L_{Aeq}) [dB]				測定 年度
						昼間		夜間		
						環境基準		環境基準		
1	泉区西が岡 1 丁目	弥生台桜木町	準住居地域	B	○	69	70	63	65	令和 4年度
2	瀬谷区橋戸 2 丁目	県道丸子中山茅ヶ崎	準住居地域	B	○	68	70	66	65	令和 6年度

注1) 地域の類型は以下のとおりです。

B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

注2) 特例適用とは、「幹線道路を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の基準が設定されていることを示します。

注3) は、環境基準に適合していないことを示します。

注4) 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時

資料：「令和4年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・新幹線—」（令和5年9月 横浜市環境創造局）

「令和6年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・新幹線—」（令和7年7月 横浜市みどり環境局）

イ 一般環境騒音

調査区域に一般環境騒音の測定地点は存在しません。

ウ 鉄道騒音

調査区域における東海道新幹線鉄道沿線の鉄道騒音の測定地点は、図 2-19に示すとおりです。また、鉄道騒音における測定結果は、表 2-23に示すとおりです。

東海道新幹線鉄道沿線において、沿線からの距離が12.5mでは全ての地点、25mでは計3地点、50mでは2地点において環境基準に不適合ですが、その他の地点において、環境基準に適合しています。

表 2-23 鉄道騒音の測定結果（東海道新幹線鉄道沿線）

No.	測定場所	用途地域	地域の 類型	騒音レベル [dB]				測定 年度
				12.5m	25m	50m	環境 基準	
1	泉区和泉町7414-9 付近（上り側）	第一種住居地域	I	73 (37)	70 (38)	62 (36)	70	令和 6年度
2	泉区上飯田町2670-46 付近（下り側）	第一種中高層地域	I	76 (52)	74 (56)	71 (52)	70	令和 6年度
		第一種住居地域	I	74 (54)	73 (55)	71 (51)	70	令和 4年度
3	瀬谷区阿久和南四丁目8-1 付近（下り側）	第一種中高層地域	I	76 (41)	74 (41)	67 (41)	70	令和 5年度

注1) 地域の類型は以下のとおりです。

I：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに、用途地域の定めのない地域

注2) は、環境基準に適合していないことを示します。

注3) ()内の数字は暗騒音（測定中10分間の等価騒音レベル L_{Aeq} ）を示します。

資料：「令和4年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・新幹線—」（令和5年9月 横浜市環境創造局）

「令和5年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・新幹線—」（令和6年7月 横浜市みどり環境局）

「令和6年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・新幹線—」（令和7年7月 横浜市みどり環境局）

(6) 振動の状況

ア 道路交通振動

調査区域に道路交通振動の測定地点は存在しません。

イ 鉄道振動

調査区域における東海道新幹線鉄道沿線の鉄道振動の測定地点は、図 2-19に示すとおりです。また、鉄道振動における測定結果は、表 2-24に示すとおりです。

東海道新幹線鉄道沿線において、全ての地点において、指針値（「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月12日環大特32号））の70dBに適合しています。

表 2-24 鉄道振動の測定結果（東海道新幹線鉄道沿線）

No.	測定場所	用途地域	地域の 類型	振動レベル [dB]				測定 年度
				12.5m	25m	50m	指針値	
1	泉区和泉町7414-9 付近（上り側）	第一種住居地域	I	68 (15)	63 (16)	62 (20)	70	令和 6年度
2	泉区上飯田町2670-46 付近（下り側）	第一種中高層地域	I	63 (14)	63 (21)	54 (25)	70	令和 6年度
		第一種住居地域	I	61 (19)	60 (25)	51 (23)	70	令和 4年度
3	瀬谷区阿久和南四丁目8-1 付近（下り側）	第一種中高層地域	I	66 (16)	61 (22)	57 (17)	70	令和 5年度

注1) 地域の類型は以下のとおりです。

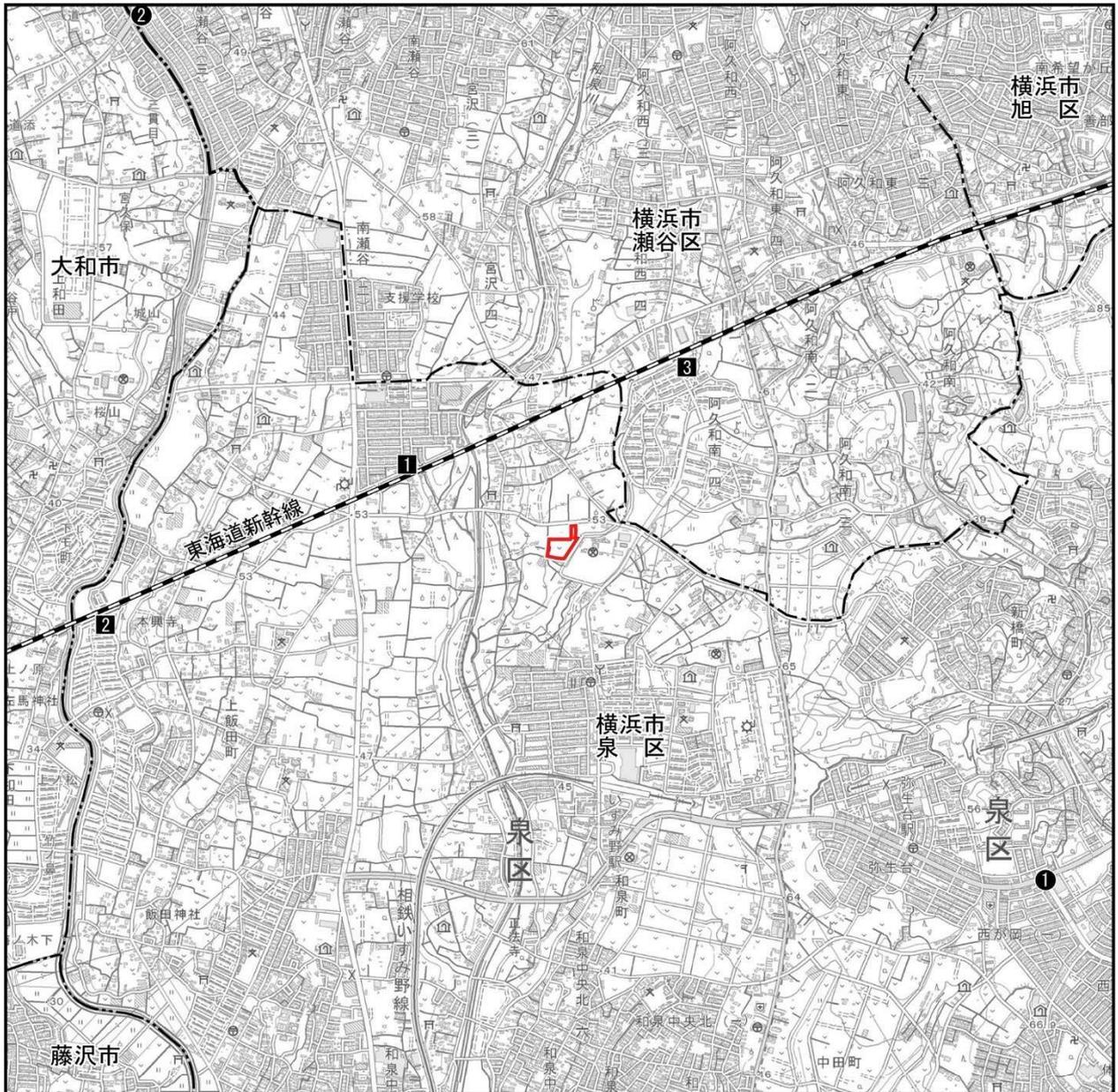
I：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに、用途地域の定めのない地域

注2) ()内の数字は暗振動（測定終了後10分間の計測値の80%レンジ上端値 $[L_{10}]$ ）を示します。

資料：「令和4年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・新幹線—」（令和5年9月 横浜市環境創造局）

「令和5年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・新幹線—」（令和6年7月 横浜市みどり環境局）

「令和6年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・新幹線—」（令和7年7月 横浜市みどり環境局）



凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 東海道新幹線
- 道路交通騒音測定地点
- 鉄道騒音及び振動測定地点

資料：「令和4年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・新幹線—」
 (令和5年9月 横浜市環境創造局)
 「令和5年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・新幹線—」
 (令和6年7月 横浜市みどり環境局)
 「令和6年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・新幹線—」
 (令和7年7月 横浜市みどり環境局)

この地図は、国土院発行の2万5千分の1地形図「座間」「横浜西部」を使用したものである。

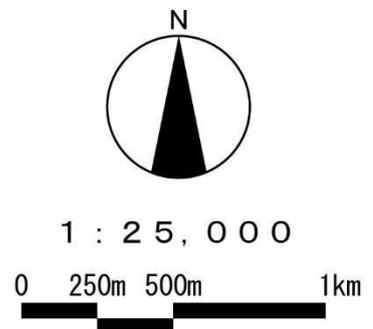


図 2-19 騒音・振動測定地点

(7) 悪臭の状況

計画地及びその周辺地域は、事業場や畑等からなる地域となっておりますが、特に強い悪臭を感じる発生源はありません。

(8) 地盤沈下の状況

「横浜市水準測量成果表」(令和7年4月 横浜市)によると、計画地に最も近い水準点(南瀬谷二丁目)では、令和6年度において変動量は-2.5mmでした。また、計画地周辺地域において沈下量が年間10mm以上の地点はありません。

2.2.11 災害の状況

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は図 2-20に示すとおりです。

調査区域には、瀬谷区阿久和町の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されていますが、計画地は急傾斜地崩壊危険区域の指定はありません。

(2) 土砂災害警戒区域

調査区域における土砂災害警戒区域の指定状況は図 2-20に示すとおりです。

調査区域には、土砂災害警戒区域に指定されている区域がありますが、計画地は土砂災害警戒区域の指定はありません。

(3) 浸水のおそれのある区域

調査区域の浸水想定区域（洪水）は、図 2-21(1)に示すとおりです。

調査区域には、和泉川や阿久和川、境川の周辺に浸水想定区域（洪水）が指定されていますが、計画地には、浸水想定区域（洪水）の指定はありません。

調査区域の浸水想定区域（内水）は図 2-21(2)に示すとおりです。

調査区域には、浸水想定区域（内水）に指定されている区域がありますが、計画地には、浸水想定区域（内水）の指定はありません。

(4) 液状化の可能性が高いと想定される地域

調査区域の液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 2-22(1)～(3)に示すとおりです。

「液状化マップ」は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月）にて被害想定対象とされた3地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）の液状化危険度分布を図示したものです。

調査区域は、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」、「液状化危険度はかなり低い」に指定されており、「液状化する可能性がある」及び「液状化危険度は低い」は、河川に沿う形で分布しています。計画地は、大部分が「液状化危険度はかなり低い」に指定されています。



凡 例

- 計画地
- 市境
- 区境
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域

資料：「神奈川県土砂災害警戒情報システム」
 (令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ)

この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「座間」「横浜西部」を使用したものである。



図 2-20 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域

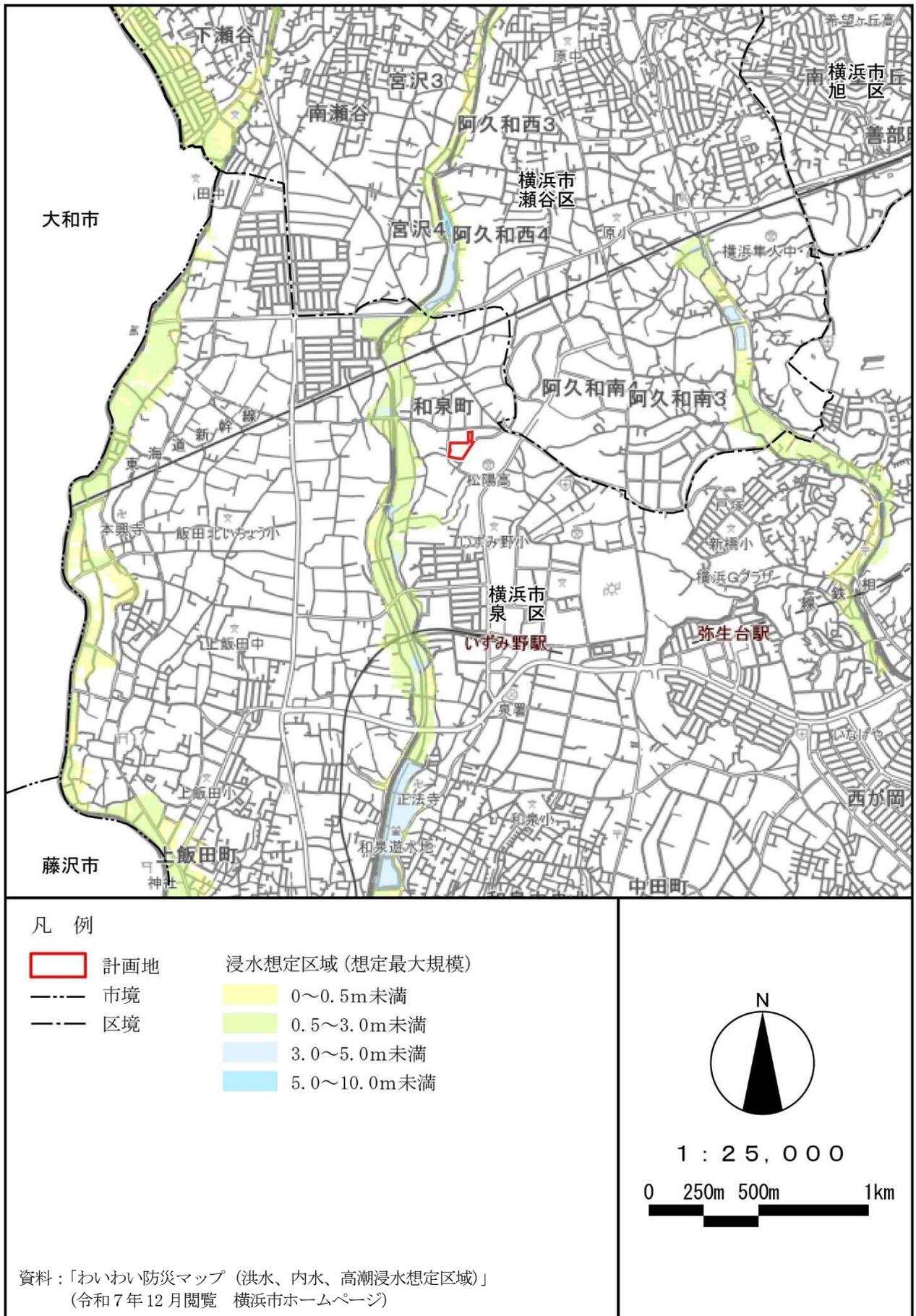


図 2-21 (1) 浸水想定区域（洪水）



凡例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|  | 計画地 |  | 浸水想定区域 |
|  | 市境 |  | 0～2cm未満 |
|  | 区境 |  | 2～20cm未満 |
| | |  | 20～50cm未満 |
| | |  | 50cm～1.0m未満 |
| | |  | 1.0～2.0m未満 |
| | | | 2.0m～ |



1 : 25,000

資料：「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」
 （令和7年12月閲覧 横浜市ホームページ）

図 2-21 (2) 浸水想定区域（内水）

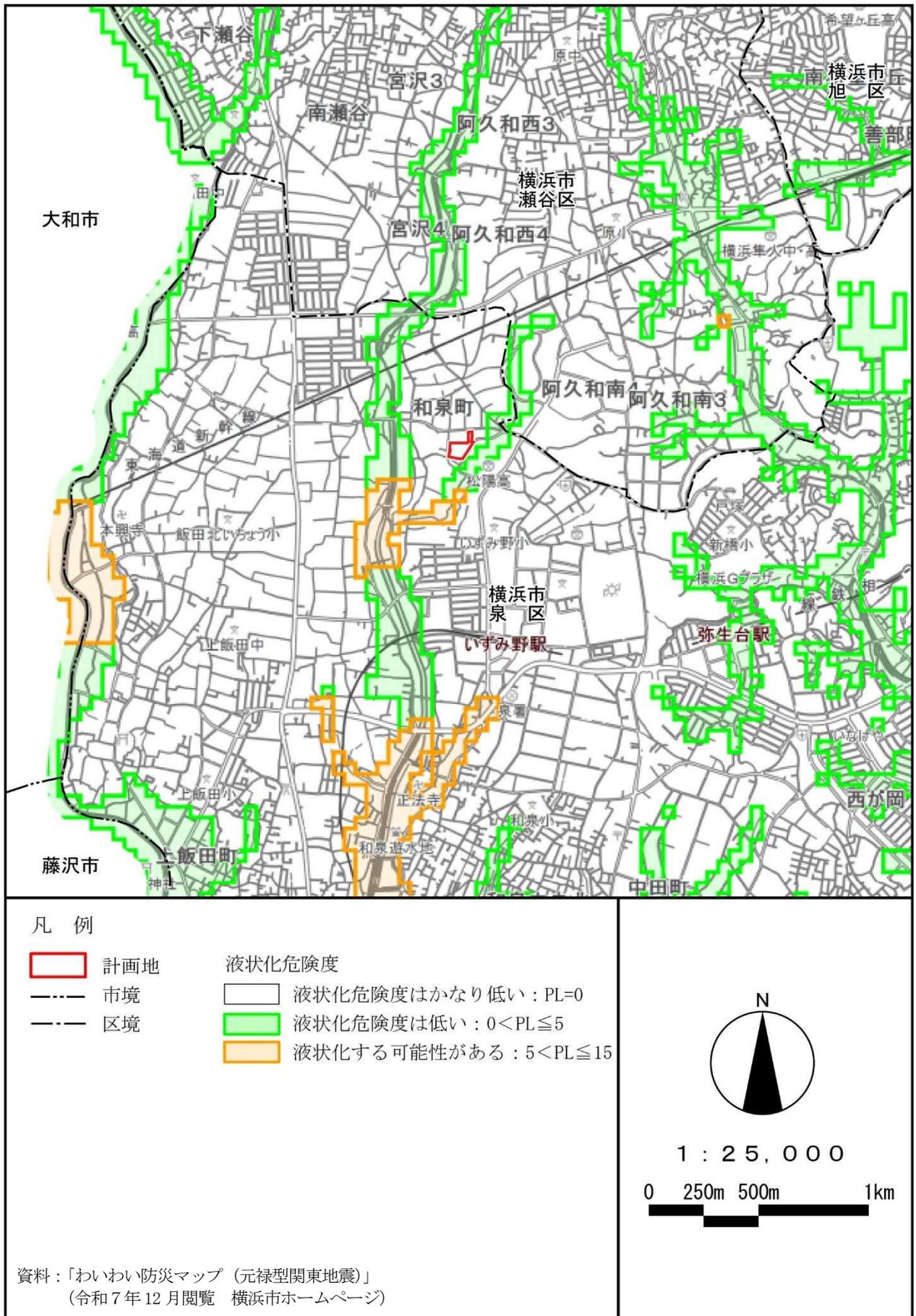


図 2-22 (1) 液状化マップ（元禄型関東地震）

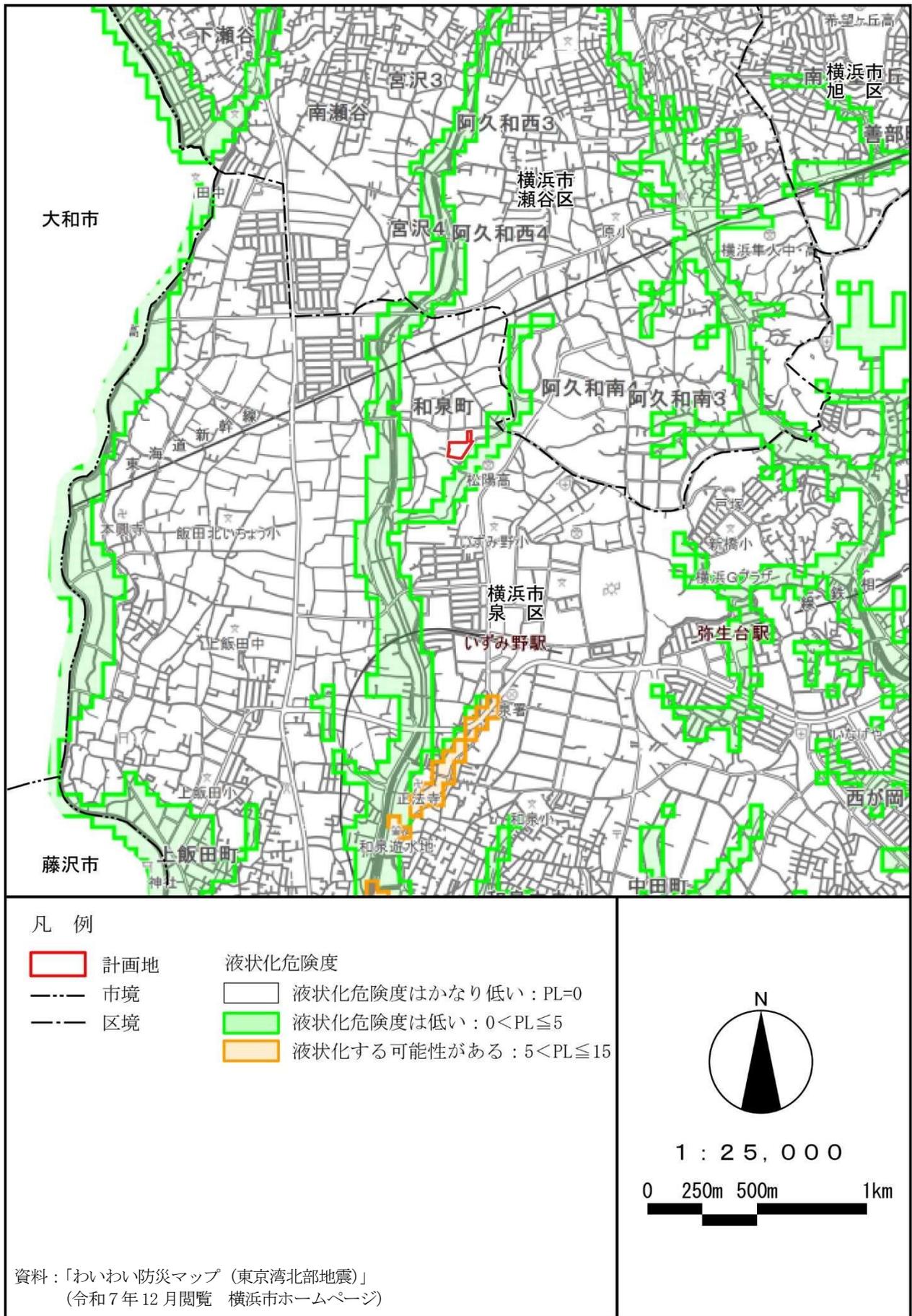


図 2-22 (2) 液状化マップ（東京湾北部地震）

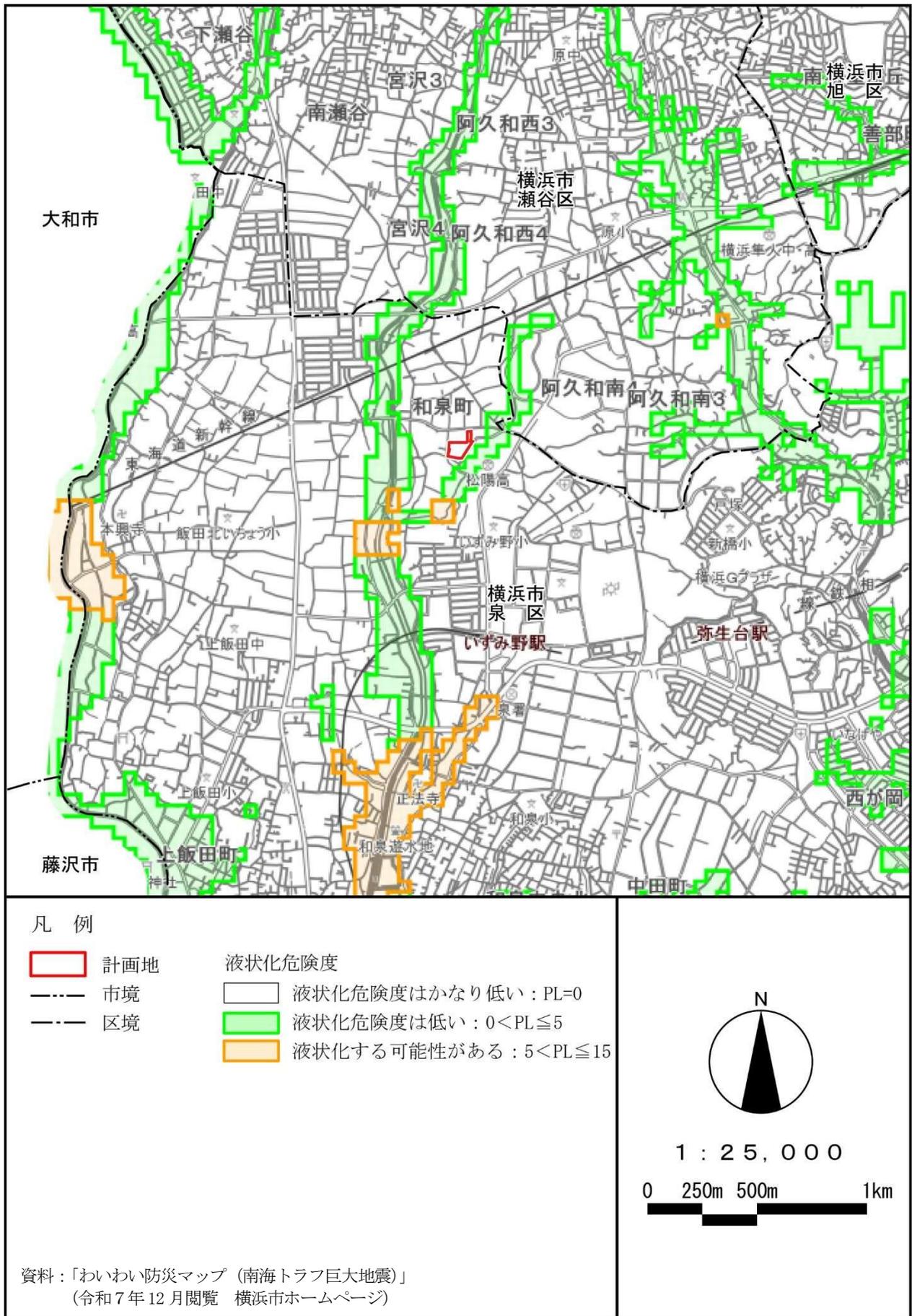


図 2-22(3) 液状化マップ（南海トラフ巨大地震）

2.2.12 法令等の状況

関連法令及び関連計画と本事業との関係の有無は、表 2-25 (1)、(2)に示すとおりです。

適用法令等は、現在の法令の施行状況より判断したものであり、本事業と関連のある適用法令は遵守します。

表 2-25 (1) 関連法令等

区分	項目	関係法令	本事業との関係の有無
公害防止	環境一般	環境基本法	○
		循環型社会形成推進基本法	○
		地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
		横浜市環境影響評価条例	○
		横浜市開発事業の調整等に関する条例	○
		環境への負荷の低減に関する指針（事業者の配慮すべき事項）	○
		生活環境保全推進ガイドライン	○
	大気汚染	大気汚染防止法	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
	水質汚濁	水質汚濁防止法	
		下水道法	○
		浄化槽法	
		横浜市下水道条例	○
	土壌汚染	土壌汚染対策法	
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	
	騒音	騒音規制法	○
	振動	振動規制法	○
	地盤沈下	工業用水法	
	悪臭	悪臭防止法	○
	日照障害	建築基準法	
		横浜市建築基準条例	
		横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例	
	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
		資源の有効な利用の促進に関する法律	
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○
		横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処置等に関する条例	○
		プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	○
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	○
	ダイオキシン類	ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画（横浜市一般廃棄物処理基本計画）	○
	環境計画等	ダイオキシン類対策特別措置法	
神奈川県地域公害防止計画		○	
横浜市環境管理計画		○	
	横浜市水と緑の基本計画	○	

表 2-25(2) 関連法令等

区分	項目	関係法令	本事業との関係の有無	
自然環境保全	国立公園等	自然公園法		
	県立自然公園	神奈川県自然公園条例		
	自然環境保全地域	自然環境保全法		
	風致地区	都市計画法		
		神奈川県風致地区条例		
		横浜市風致地区条例		
	緑地保全区域	都市緑地法		
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法		
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律			
野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律			
災害防止	保安林	森林法		
	砂防指定地	砂防法		
	地すべり防止地区	地すべり等防止法		
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
	河川保全区域	河川法		
	特定都市河川流域	特定都市河川浸水被害対策法	○	
	港湾区域	港湾法		
		防火・危険物等の取り扱い	消防法	○
			横浜市火災予防条例	○
			毒物及び劇物取締法	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律				
化学物質の適正な管理に関する指針				
高圧ガス保安法				
地球環境保全	温暖化対策	横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○	
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○	
その他	文化財	文化財保護法		
		神奈川県文化財保護条例		
		横浜市文化財保護条例		
	敷地内緑地、施設の設置 景観	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市） 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例		

2.3 調査対象地域等の地域特性

「2.2 地域の概況」の調査結果から要約される、計画地及びその周辺地域における地域特性の概要は、表 2-26(1)、(2)に示すとおりです。

計画地は、横浜市の西部にあたる泉区に位置し、計画地の東側は神奈川県立松陽高等学校の教育施設等、計画地の西側は和泉町蟹沢特別緑地保全地区となっています。用途地域は市街化調整区域に指定されています。また、計画地周辺の土地利用は、大部分に「建物用地」及び「その他の農用地」があり、一部に「その他の用地」、「森林」等があります。計画地の土地利用状況は、「その他の農用地」、「その他の用地」及び「建物用地」となっています。

このように、計画地周辺は、建物用地や農用地からなり、公共施設や特別緑地保全地区が近接しています。したがって、今後も良好な環境を保全していく観点から、施設の稼働においては各場面で環境への配慮を行うことが求められます。

表 2-26(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 横浜地方気象台（横浜市中区山手町99番地）における令和6年の気象の状況は、平均気温が18.0℃、最高気温が37.1℃、最低気温が0.6℃、平均湿度が69%、平均風速が3.5m/s、最多風向が北、日照時間が2,227.3時間、降水総量が1,819.0mmとなっています。
地形、地質、地盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> 計画地を含む周辺地域は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地等が分布しています。 計画地の地質は、火山灰層（軽石・スコリア層を挟む）/武蔵野ローム層で形成されています。 計画地の土壌は、厚層多腐植質黒ボク土で形成されています。
水循環の状況	<ul style="list-style-type: none"> 計画地周辺の主要な河川は、計画地西側の和泉川（二級河川）、計画地東側の阿久和川（二級河川）となっています。また、調査区域には許可対象揚水施設が5施設、届出揚水施設が10施設あります。
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域の現存植生は、大部分に「市街地」、「畑雑草群落」及び「緑の多い住宅地」があり、一部に「クヌギコナラ群集」、「竹林」、「水田雑草群落」等があります。計画地の現存植生は、「畑雑草群落」となっています。計画地の西側は、和泉町蟹沢特別緑地保全地区に指定されていますが、計画地は特別緑地保全地区には指定されていません。調査区域には、市の名木古木保存事業により指定された名木古木が10件ありますが、計画地には存在しません。 調査区域周辺の主な動物相として、哺乳類ではノウサギ、タイワンリス、タヌキ等が、鳥類ではコサギ、カルガモ、コガモ等が確認されています。 計画地が位置する泉区には417haの農地が存在し、計画地及びその周辺には比較的大規模な農地が分布しています。瀬谷区の農地は270ha存在しています。計画地の南側には、並木谷農業専用地区及び中田農業専用地区が存在し、計画地の西側は、地域森林計画対象民有林に指定されていますが、計画地は指定されていません。
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年10月時点の人口及び世帯数は、泉区が約15万人、約6万世帯、瀬谷区が約12万人、約5万世帯となっています。各区ともに令和2年から令和6年における人口は、減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向です。 事業所数は泉区及び瀬谷区では「卸売業、小売業」が最も多く、従業者数は泉区では「医療、福祉」、瀬谷区では「卸売業、小売業」が最も多くなっています。
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 計画地及びその周辺地域は、市街化調整区域に指定されています。 調査区域の土地利用状況は、大部分に「建物用地」及び「その他の農用地」があり、一部に「その他の用地」、「森林」等があります。計画地の土地利用状況は、「その他の農用地」、「その他の用地」及び「建物用地」となっています。
交通、運輸の状況	<ul style="list-style-type: none"> 計画地周辺の主要道路として、計画地の西側を南北方向に環状4号線が通過しています。また、計画地の北側を東西方向に鴨居上飯田線が、計画地の東側を南北方向に阿久和鎌倉が通過しています。調査区域には、民営バスが運行しており、計画地西側に三家、計画地東側に松陽高校前の停留所があります。 調査区域には、相鉄いずみ野線及び東海道新幹線が通っています。調査区域の駅としては、相鉄いずみ野線のいずみ野駅及び弥生台駅となっています。乗車人員は過去5年間の推移をみると、いずれの駅においても、概ね増加傾向にあります。
公共施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 計画地周辺に存在する公共施設等としては、計画地の東側に神奈川県立松陽高等学校の教育施設等があります。
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域に複数の埋蔵文化財包蔵地がありますが、計画地にはありません。
公害等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市全体の公害苦情総数は1,572件であり、公害苦情が多い項目は騒音（585件）、大気汚染（413件）、悪臭（313件）となっています。計画地のある泉区の公害苦情総数は、73件であり、公害苦情が多い項目は悪臭（21件）、大気汚染（20件）、騒音（19件）となっています。

表 2-26(2) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
公害等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺の一般環境大気測定局である、泉区和泉中央北測定局及び瀬谷区南瀬谷測定局における令和2～6年度までの環境基準の適合状況については、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質 (PM2.5) は、全ての時期で環境基準に適合しています。ダイオキシン類についても、測定が行われた全ての時期で環境基準に適合しています。一方、光化学オキシダントは全て不適合となっていますが、これは全国的にも同様の傾向です。
水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地に近い公共用水域水質測定地点である境川の高鎌橋については、令和2年度から令和6年度までにおいて、全ての項目で環境基準に適合しています。 ・調査区域における地下水の水質測定結果は、令和2年度から令和6年度までにおいて、一部の地点で環境基準を超過しています。
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から令和6年度において計画地周辺で実施されている土壌中のダイオキシン類調査は、令和2年度に西が岡小学校 (西が岡三丁目 12-11) で実施されており、環境基準に適合しています。 ・計画地及びその周辺地域における「土壌汚染対策法」に基づく指定状況としては、計画地東側約2kmの位置に、形質変更時要届出区域に指定される区域が1カ所あります。計画地は、「土壌汚染対策法」に基づく指定はされていません。
騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域における道路交通騒音の測定結果は、夜間の県道丸子中山茅ヶ崎において、環境基準に不適合ですが、その他の地点において、環境基準に適合しています。 ・調査区域における東海道新幹線鉄道沿線の鉄道騒音の測定結果は、沿線からの距離が12.5mでは全ての地点、25mでは計3地点、50mでは2地点において環境基準に不適合ですが、その他の地点において、環境基準に適合しています。
振動	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域における東海道新幹線鉄道沿線の鉄道振動の測定地点は、全ての地点において、指針値 (「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について (勧告)」 (昭和51年3月12日環大特32号)) の70dBに適合しています。
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地及びその周辺地域は、事業場や畑等からなる地域となっていますが、特に強い悪臭を感じる発生源はありません。
地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市水準測量成果表」 (令和7年4月 横浜市) によると、計画地に最も近い水準点 (南瀬谷二丁目) では、令和6年度において変動量は-2.5mmでした。また、計画地周辺地域において沈下量が年間10mm以上の地点はありません。
災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、瀬谷区阿久和町の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されていますが、計画地は急傾斜地崩壊危険区域の指定はありません。 ・調査区域には、土砂災害警戒区域に指定されている区域がありますが、計画地は土砂災害警戒区域の指定はありません。 ・調査区域には、和泉川や阿久和川、境川の周辺に浸水想定区域 (洪水) が指定されていますが、計画地には、浸水想定区域 (洪水) の指定はありません。調査区域には、浸水想定区域 (内水) に指定されている区域がありますが、計画地には、浸水想定区域 (内水) の指定はありません。 ・調査区域の液状化の可能性が高いと想定される地域は、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」、「液状化危険度はかなり低い」に指定されており、「液状化する可能性がある」及び「液状化危険度は低い」は、河川に沿う形で分布しています。計画地は、大部分が「液状化危険度はかなり低い」に指定されています。
法令等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に関連のある法令としては、「環境基本法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」、「騒音規制法」、「振動規制法」等があります。

第3章 配慮指針に基づいて行った 計画段階配慮の内容

第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」（令和7年4月改定）の「別記 事業別の配慮事項 4 廃棄物処理施設の建設」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性や地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。また、選定した項目について、本事業で検討した計画段階配慮の内容は表 3-1(1)～(5)に示すとおりです。

表 3-1(1) 配慮事項及び配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基本的な配慮事項</p> <p>(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとめりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	<p style="text-align: center;">○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、横浜市内の家庭系プラスチック再資源化処理に資するため、横浜市泉区和泉町に新たな施設の建設を計画しています。計画地の東には県立高校が立地することを踏まえ、施設の設備機器は建屋内に配置し、計画地の敷地境界に防音壁を設置する他、必要に応じて設備への防音対策を実施するなど、施設の稼働による影響をできる限り低減するための施設配置等を検討します。また、施設関連車両の走行ルートについては、計画地の西からのアクセスを基本とする計画とし、県立高校の通学や近隣の生活環境に配慮します。 ・本事業では、計画地の西側から南側の境界部にまとまった緑地を整備することにより、計画地の西に存在する特別緑地保全地区等、周辺との緑地の連続性を確保し、生物多様性に配慮した計画とします。 ・本事業は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に示される取組内容（プラスチックなどのごみ焼却量の削減）に資するものであり、脱炭素化を目指した取組の強化につながる事業です。 ・施設整備に当たっては、設備機器は省エネルギー型機器の採用に努め、従業員の通勤における公共交通機関の利用を促進するといった温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するような計画とします。

表 3-1(2) 配慮事項及び配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
<p>(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・計画段階配慮書の作成を通じて計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めました。
<p>(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、工事中は看板の設置等により市民への情報提供に努めます。 ・工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者の安全及び円滑な通行の確保に配慮します。 ・工事用車両の走行について、規制速度の遵守や歩行者・自転車の優先、県立高校の通学時間帯に配慮する等、交通安全の確保を徹底します。 ・敷地の整地のために、計画地の主に南側において約2mの盛土を行う計画であるため、盛土に当たっては関係法令を遵守し、安全な工法を採用します。
<p>(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。 ・再商品化工程で使用する洗浄水は、薬品による処理を行い、工場内で再利用します。 ・地下水の利用に当たっては、地盤沈下の防止を目的として、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、地下水採取量及び地下水位の測定及び記録を行います。 ・「騒音規制法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。 ・受入対象のプラスチック資源に悪臭の発生するものが含まれる場合には、優先的に屋内での保管を行います。 ・排水処理施設から発生する悪臭は、脱臭塔で除去・浄化します。

基本的な配慮事項

表 3-1(3) 配慮事項及び配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図る。	○	・計画地では、積極的に緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保やヒートアイランド現象の緩和に寄与するよう努めます。
(6) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	・本事業では狭い敷地の中で再商品化プラントを建設するため、既存樹木の残置や移植は難しいですが、新たな植栽を行うため、緑化に際しては郷土種中心の多様な植栽に努めます。
(7) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用を図る。	○	・設備機器は、省エネルギー型機器の採用に努めます。また、LED照明の採用、太陽光発電設備を導入し、環境負荷の低減に取り組みます。
(8) 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	・建設資材や設備等の確保に際しては、グリーン購入に努めます。また、グリーン電力についても調達が可能か検討します。
(9) 次世代自動車の積極的な導入、充電器等のインフラ整備、公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	○	・従業員の通勤には公共交通の利用を促し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努めます。また、営業用等の社有車には次世代自動車を用いることなどにより二酸化炭素の排出抑制に努めます。
(10) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。	○	・工事においては、建設発生土の再利用や低燃費型の建設機械の採用等を検討し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。 ・LED照明や省エネルギー型機器の採用、設備機器の定期的な点検による保守管理により、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
(11) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。	○	・省エネルギー型機器の採用により建築物からの排熱抑制に努めるとともに、計画地の緑化面積の確保、植栽の適切な維持管理を行うことなどによるヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応について検討します。

本事業に係る配慮事項

表 3-1(4) 配慮事項及び配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
<p>(12)街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物及び防音壁の外観は、特異な色彩は避け、周辺環境との調和を図ります。 ・計画建築物の高さは、周辺建物と同程度に抑え、周辺建物との連続性や背後地との調和を図ります。
<p>(13)火災、爆発、有害な物質の漏洩、バイオハザードの発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。地震等の異常な自然現象に起因する場合についても、想定される被害の程度から優先順位を検討した上で、安全確保のための管理体制の構築やマニュアルの整備等に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、プラスチック資源の再商品化に当たって、消防法の指定可燃物（合成樹脂類）を取扱うことから、関係法令等を遵守する他、火災、爆発等の発生を防止できる施設の整備に努めます。 ・消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行います。 ・地震等の災害時の避難・誘導マニュアルを検討・策定します。
<p>(14)最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壌汚染物質等を抑制する。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、再商品化設備を建屋内に設置することにより、粉じん、騒音等の発生を抑制します。 ・本事業では、洗浄水は排水処理設備で適正な処理をした後、一部を公共下水道に放流します。
<p>(15)ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。</p>	×	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、ばい煙発生施設を設置する事業ではないため選定しません。
<p>(16)排水を排出する施設の更新あるいは増設する場合には、COD、BOD、SS の排出負荷量（年間排出量）を極力現状以下にする。</p>	×	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、排水を排出する施設の更新あるいは増設する事業ではないため選定しません。
<p>(17)最終処分場については、レクリエーション施設等を設置し、市民開放を行うよう努める。</p>	×	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、最終処分場を設置する事業ではないため選定しません。

本事業に係る配慮事項

表 3-1 (5) 配慮事項及び配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本事業に係る配慮事項</p> <p>(18) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業では、主に事務所棟から発生する生活系廃棄物の発生抑制に努めます。 ・ 排水処理の過程で発生する汚泥は委託処理し、適切に処分します。 ・ 建設に伴い発生する廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し、資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。 ・ 建設発生土は、盛土や埋戻しなどにより、できる限り再利用する計画とし、残土の発生を抑制します。